

第5章 監理団体の許可等

監理団体は、その責務として、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、実習監理の責任を適切に果たす(法第5条)こととされています。監理団体は法律に則り、実習実施者と技能実習生との間の雇用関係の成立のあっせんや実習実施者に対する指導・監督、技能実習生の相談対応などを行わなければなりません。

【許可の手続】

- 技能実習制度において、監理事業を行おうとする者は、あらかじめ、主務大臣から監理団体の許可を受ける必要があります(法第23条)。監理団体は、監理事業を自ら行わなければならず、許可を受けた名義を他人に貸して監理事業を行わせてはなりません(法第38条)(監理事業において業務を委託できる範囲については、第5章第15節参照)。
- 許可申請は、法第25条の許可基準を満たすことを証明する添付資料等を添えて、機構の本部事務所の審査課に申請しなければなりません(法第24条)。
なお、監理団体の許可には、事業区分として、
 - ・ 一般監理事業(第1号、第2号及び第3号の技能実習の実習監理が可能)
 - ・ 特定監理事業(第1号及び第2号のみの技能実習の実習監理が可能)の2区分があり、一般監理事業の許可を受けるためには、高い水準を満たした優良な監理団体でなければなりません(法第25条第1項第7号)。
- 監理事業の適正な運営のため、監理団体の許可に当たっては、欠格事由が設けられています(法第26条)。
- 監理団体の許可をしたときに、許可証が交付されますが、監理団体は監理事業を行う事業所ごとに許可証を備え付け、関係者から請求があった場合には許可証を提示しなければなりません(法第29条)。
- 監理団体の許可の有効期間は、監理事業の実施に関する能力及び実績を勘案して3年以上で設定されます(法第31条)。
- 監理団体は、監理許可に関する事業区分を変更しようとするときは、主務大臣の許可を得なければなりません(法第32条)。

【監理事業の概要】

- 監理団体は、許可を受けて監理事業(実習監理を行う事業)を行います(法第2条第10項)。「実習監理」とは、実習実施者等と技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせん及び実習実施者に対する団体監理型技能実習の実施に関する監理を行うことをいいます(法第2条第9項)。
- 監理団体は、監理団体の許可を受ければ、技能実習に限って職業紹介事業を行うことができます。職業安定法で職業紹介事業者に求められる労働条件等の明示など、適正な職業紹介のための取組は、監理団体に対しても同様に求められます(法第27条)。
- 具体的には、監理団体は、労働条件等の明示のほか、求人等に関する情報の的確な表示、取扱職種の範囲等の届出、取扱職種の範囲等の明示、職業紹介事業者の責務等に関する適切に対応する必要があります(第5章第4節参照)。
- 監理団体は実習実施者に対し、認定計画に従った実習監理を行い、監理団体の業務の実施に関する基準に従って業務を実施しなければなりません(法第39条、規則第52条)。
特に、実習実施者に対する監査は、実習実施者が認定された技能実習計画に従って適切に技能実習を行わせていること、出入国・労働関係法令に違反していないことなどについて監査を行うものであり、監理団体の行う業務の要であることから、不正な行為を見落とすことのないよう、責任をもって適切に監査を行う必要があります。技能実習法等の規定や本要領を踏まえ、3月に1回以上監査を実施し、2か月以内に監査報告書を実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の指導課に提出するなど適切に対応しなければなりません。
- 監理団体の業務の実施に関する基準に定められる業務には主に以下のようなものがあります(第5章第2節第2参照)。
 - ・ 実習実施者に対する監査、訪問指導
 - ・ 外国の送出機関との契約等
 - ・ 入国後講習の実施
 - ・ 技能実習計画の作成指導
 - ・ 技能実習生の保護及び支援(帰国までの生活支援、旅費の負担、相談体制の整備等)
- 監理団体は、監理事業に通常必要となる経費等を勘案した適正な種類及び額の監理費を実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収することができます

す。また、この監理費を除き、実習実施者、技能実習生、送出機関等の関係者から、手数料又は報酬を受けることはできません(法第28条)。

- 実習監理を行う実習実施者が技能実習を行わせることが困難となったと認めるときは実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に、監理事業を廃止・休止しようとするときは機構の本部事務所の審査課に、それぞれ届出を行わなければなりません(法第33条及び第34条)。
- 監理団体は、上記の届出をしようとする場合において、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するときは、他の実習実施者や監理団体等との転籍に向けた連絡調整等の必要な措置を講じなければなりません(法第51条)。「必要な措置」には、技能実習生に次の実習先をあっせんすること、次の実習先が確保されるまでの間の生活支援等も含まれます。

【体制】

- 監理団体は技能実習の適正な実施や技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであり、監理団体が実習実施者に対する指導・監督等を適切に行うために中立的な業務の運営ができる体制を確保することが不可欠であるとともに、相談応需体制の整備に当たっては、実習実施者又は技能実習生のプライバシー確保にも配意する必要があります。
- 監理団体は、監理事業を適正に遂行する能力を有していることが求められており(法第25条)、事業所を適切に設置するとともに、監理事業を行う事業所ごとに監理責任者を選任(法第40条)するほか、外部役員の設置又は外部監査等の措置を講ずる必要があります(法第25条)。
- 監理団体は、監理事業に関して帳簿書類を作成し、事業所に備えて置かなければなりません(法第41条)。
- 監理団体は、監査を行ったときは監査報告書を作成し、実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の指導課に提出しなければなりません。また、毎年1回、監理事業を行う事業所ごとに事業報告書を作成し、機構の本部事務所の審査課に提出しなければなりません(法第42条)。
- 監理団体は個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければなりません(法第43条)。また、その役職員は正当な理由なく、その業務に関して知ることがで

きた秘密を漏らし、又は盗用してはなりません(法第43条及び第44条)。

【報告徴収、行政処分等】

- 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため、主務大臣の職員による報告徴収等の権限が規定されています(法第35条)。
- さらに、技能実習法令、出入国・労働関係法令に違反しているときなど、監理事業の適正な運営を確保するために必要があると認められるときは、主務大臣が改善命令を行うことができることとされています(法第36条)。
また、主務大臣は、監理団体の許可基準に適合しなくなったとき、出入国・労働関係法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき、改善命令に違反したときなどにおいて許可を取り消すことができます(法第37条)。

第1節 監理団体の許可(技能実習法第23条・第24条)

第1 監理団体の許可(技能実習法第23条第1項)

【関係規定】

(監理団体の許可)

法第23条 監理事業を行おうとする者は、次に掲げる事業の区分に従い、主務大臣の許可を受けなければならない。

- 一 一般監理事業(監理事業のうち次号に掲げるもの以外のものをいう。以下同じ。)
- 二 特定監理事業(第一号団体監理型技能実習又は第二号団体監理型技能実習のみを行わせる団体監理型実習実施者について実習監理を行う事業をいう。以下同じ。)

(許可の申請)

規則第24条 法第二十三条第二項の申請は、別記様式第十一号による申請書の正本一部及び副本二部を提出して行わなければならない。

- 監理事業を行おうとする者は、監理団体許可申請書(省令様式第11号)を機構の本部事務所の審査課に提出しなければなりません(法第23条第1項)。
- 監理団体許可申請書(省令様式第11号)は、申請に際して、正本1通及び副本2通を提出する必要があります。

第2 申請書の記載事項(技能実習法第23条第2項)

【関係規定】

(監理団体の許可)

法第23条

- 2 前項の許可を受けようとする者(第七項、次条及び第二十五条において「申請者」という。)は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 二 役員の氏名及び住所
 - 三 監理事業を行う事業所の名称及び所在地
 - 四 一般監理事業又は特定監理事業の別
 - 五 第四十条第一項の規定により選任する監理責任者の氏名及び住所
 - 六 外国への送出国(団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐことができる者として主務省令で定める要件に適合するものをいう。第二十五条第一項第六号において同じ。)より団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 七 その他主務省令で定める事項

(申請書の記載事項)

規則第26条 法第二十三条第二項第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 役員の役職名及び法人番号
- 二 責任役員(監理事業に責任を有する役員をいう。以下同じ。)の氏名
- 三 法第二十五条第一項第五号ロの措置(以下「外部監査の措置」という。)を講ずる場合にあっては外部監査を行う者(以下「外部監査人」という。)の氏名又は名称、講じない場合にあっては指定外部役員(第三十条第二項の規定により指定された役員をいう。以下同じ。)の氏名
- 四 法人の種類
- 五 団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等
- 六 取次ぎを受けずに団体監理型技能実習の申込みを受けようとする場合にあっては、当該団体監理型技能実習の申込みを受ける方法の概要
- 七 監理事業を開始する予定年月日
- 八 団体監理型技能実習生からの相談に応じる体制の概要

- 監理団体の許可を受けようとする申請者は、技能実習法第23条第2項各号に定め

られている事項を申請書に記載しなければなりません。

- また、外国の送出機関については、法第23条第2項第6号に基づき、その要件が規則第25条に定められています(第5章第2節第6「外国の送出機関に関するもの」参照)。

第3 申請書の添付書類(技能実習法第23条第3項・第4項)

【関係規定】

(監理団体の許可)

法第23条

- 3 前項の申請書には、監理事業を行う事業所ごとの監理事業に係る事業計画書、第二十五条第一項各号に掲げる事項を証する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 前項の事業計画書には、主務省令で定めるところにより、監理事業を行う事業所ごとの実習監理を行う団体監理型実習実施者の見込数、当該団体監理型実習実施者における団体監理型技能実習生の見込数その他監理事業に関する事項を記載しなければならない。

(申請書の添付書類)

規則第27条 法第二十三条第三項(法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 法第二十三条第一項の許可を受けようとする者(以下この節において「申請者」という。)の登記事項証明書、定款又は寄附行為並びに直近の二事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
- 二 監理事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類
- 三 申請者の概要書
- 四 監理事業を行う事業所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程の写し
- 五 監理事業を行う事業所ごとの監理団体の業務の運営(監理費の徴収を含む。)に係る規程の写し
- 六 申請者が作成した団体監理型技能実習に係る誓約書
- 七 申請者の役員の住民票の写し(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である役員については、当該役員及びその法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為並びにその役員の住民票の写し))及び履歴書
- 八 監理責任者(法第四十条第一項に規定する監理責任者をいう。以下同じ。)の住民票の写し、履歴書並びに就任承諾書及び団体監理型技能実習に係る誓約書の写し
- 九 外部監査の措置を講ずる場合にあっては、外部監査人の概要書並びに就任承諾書及び

団体監理型技能実習に係る誓約書の写し

- 十 外部監査の措置を講じない場合にあっては、指定外部役員の就任承諾書及び団体監理型技能実習に係る誓約書の写し
 - 十一 外国の送出機関から団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類
 - イ 外国の送出機関の概要書
 - ロ 外国の送出機関が所在する国又は地域において事業を行うことを証する書類
 - ハ 申請者と外国の送出機関との間に締結された申請者が当該外国の送出機関から団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受けることに係る契約の契約書の写し
 - 一二 外国の送出機関が団体監理型技能実習生から徴収する費用の算出基準を記載した書類
 - 木 外国の送出機関の団体監理型技能実習に係る誓約書
 - ヘ 第二十五条第一号に規定する推薦を受けたことを明らかにする推薦状その他の推薦をした国又は地域の公的機関の作成に係る書類
 - 十二 技能実習計画の作成の指導に従事する者の履歴書
 - 十三 一般監理事業の許可の申請に係る場合にあっては、第三十一条の基準を満たすことを明らかにする書類
 - 十四 船員(船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員をいう。)である団体監理型技能実習生に係る実習監理を行う場合にあっては、同法第三十四条第一項の許可を受けていることを証する書面
 - 十五 その他必要な書類
- 2 法第二十三条第三項(法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により添付すべき事業計画書は、別記様式第十二号によるものとする。

- 監理団体の許可申請に際しては、許可基準を満たしていることを証明する書類その他必要な書類を提出しなければなりません。具体的な書類については、別紙③において一覧表として示しています。また、必要な添付書類の詳細については、別途機構HPでお知らせしていますので、併せて御参照ください。
- また、監理事業計画書(省令様式第12号)については、監理事業を行う事業所ごとに提出が必要です。したがって、事業所が複数ある場合には、当該事業所の数に応じて提出しなければなりません。
- なお、申請書の添付書類については、申請書の正本1通及び副本1通に添付する必要があります。

【留意事項】

○ 提出書類等の言語について

技能実習法令の規定により法務大臣、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣又は機構に提出する資料が外国語により作成されているときは、その資料に日本語の翻訳文を添付しなければなりません（規則第68条第1項）。また、技能実習法令の規定により法務大臣及び厚生労働大臣若しくは出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣又は機構に提出し、又は事業所に備えて置く日本語の書類に、技能実習生の署名を求める場合には、技能実習生が十分に理解できる言語も併記の上、署名を求めなければなりません（規則第68条第2項）。

第4 機構による事実関係の調査の実施（技能実習法第23条第5項・第24条）

【関係規定】

（監理団体の許可）

法第23条

5 主務大臣は、第一項の許可の申請を受けたときは、第二項の申請書及び第三項の書類に係る事実関係につき調査を行うものとする。

（機構による事実関係の調査の実施）

法第24条 主務大臣は、機構に、前条第五項の事実関係の調査の全部又は一部を行わせることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により機構に調査の全部又は一部を行わせるときは、当該調査の全部又は一部を行わないものとする。この場合において、主務大臣は、前条第一項の許可をするときは、機構が第四項の規定により報告する調査の結果を考慮しなければならない。

3 主務大臣が第一項の規定により機構に調査の全部又は一部を行わせるときは、申請者は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の申請書を機構に提出するとともに、機構が行う当該調査を受けなければならない。

4 機構は、前項の申請書を受理したときは、主務大臣にその旨を報告するとともに、同項の調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を主務大臣に報告しなければならない。

7 主務大臣は、第一項の規定により機構に調査の全部若しくは一部を行わせることとするとき、又は機構に行わせていた調査の全部若しくは一部を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

○ 監理団体の許可については、法第24条に基づいて事実関係の調査の全部を機構が行うこととなっています。申請者は、申請書を機構の本部事務所の審査課に提出するとともに、機構が行う調査を受けなければ許可を得ることはできません。

- なお、機構が調査を行いますが、許可権限は主務大臣にあります。機構が行った調査結果を考慮しつつ、最終的な許可の諾否は主務大臣が行います。

第5 労働政策審議会の意見聴取(技能実習法第23条第6項)

【関係規定】

(監理団体の許可)

法第23条

6 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

- 厚生労働大臣は、監理団体の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴取することとされています。これは、職業安定法における有料職業紹介事業の許可の際に、厚生労働大臣による労働政策審議会の意見聴取規定が設けられていること(職業安定法第30条第5項)を踏まえたものです。

第6 監理団体の許可手数料(技能実習法第23条第7項・第24条第5項)

【関係規定】

(監理団体の許可)

法第23条

7 申請者は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(機構による事実関係の調査の実施)

法第24条

5 主務大臣が第一項の規定により機構に調査の全部又は一部を行わせるときは、申請者は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を機構に納付しなければならない。

6 前項の規定により機構に納付された手数料は、機構の収入とする。

(監理団体の許可の手数料)

規則第28条 法第二十三条第七項の主務省令で定める額は、二千五百円(監理事業を行う事業所の数が二以上の場合にあっては、九百円に当該事業所数から一を減じた数を乗じて得た額に二千五百円を加えた額)とする。

2 法第二十四条第五項の主務省令で定める額は、四万七千五百円(監理事業を行う事業所の数が二以上の場合にあっては、一万七千五百円に当該事業所数から一を減じた数を乗じて得た額に四万七千五百円を加えた額)とする。

(手数料の納付方法等)

規則第66条 法第二十三条第七項(法第三十二条第二項において準用する場合を含む。)又は法第三十一条第四項に規定する手数料は、申請書にその申請に係る手数料の額に相当

- する額の収入印紙を貼って納付しなければならない。
- 2 法第八条第五項(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)又は法第二十四条第五項(法第三十一条第五項及び法第三十二条第二項において準用する場合を含む。)に規定する手数料は、金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことによって納付しなければならない。
- 3 前二項の規定により納付した手数料は、返還しない。

- 申請者は監理団体の許可手数料として、国に申請手数料を収入印紙により、機構に調査手数料を口座振込みにより、それぞれ納付しなければならないこととされています。許可手数料は以下のとおりです。(一般監理事業への区分変更許可の申請の際も同様です。)

国 (申請手数料)	基本額 1件につき 2,500円 加算額 事業所が2以上の場合 900円×(事業所数-1)
機構 (調査手数料)	基本額 1件につき 47,500円 加算額 事業所が2以上の場合 17,100円×(事業所数-1)

- また、監理団体の許可に当たっては、許可1件につき登録免許税を15,000円納付することが必要となります(登録免許税法別表第1第63号)。(一般監理事業への区分変更許可の申請の際も同様です。)
- 具体的な申請手数料の収入印紙による納付方法、調査手数料の口座振込みによる納付方法、登録免許税の納付方法等については、別途、機構のHP等でお知らせしておりますので、御参照ください。

第2節 監理団体の許可基準(技能実習法第25条)

監理団体の許可基準は、法第25条及びその関係規則に定められています。以下に示す基準のいずれにも適合し、かつ後記第3節に規定する許可の欠格事由に該当しないものが、監理団体として許可されることとなります。

第1 法人形態に関するもの

【関係規定】

(許可の基準等)

法第25条 主務大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があつた場合において、その申請者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。

- 一 本邦の営利を目的としない法人であつて主務省令で定めるものであること。

(本邦の営利を目的としない法人)

規則第29条 法第二十五条第一項第一号(法第三十二条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の主務省令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 商工会議所(その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該商工会議所の会員である場合に限る。)

- 二 商工会(その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該商工会の会員である場合に限る。)

- 三 中小企業団体(中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)第三条第一項に規定する中小企業団体をいう。)(その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該中小企業団体の組合員又は会員である場合に限る。)

四 職業訓練法人

- 五 農業協同組合(その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該農業協同組合の組合員であつて農業を営む場合に限る。)

- 六 漁業協同組合(その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該漁業協同組合の組合員であつて漁業を営む場合に限る。)

七 公益社団法人

八 公益財団法人

- 九 前各号に掲げる法人以外の法人であつて、監理事業を行うことについて特別の理由があり、かつ、重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いているもの

- 2 前項の規定にかかわらず、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る団体監理型技能実習を実習監理する場合における法第二十五条第一項第一号の主務省令で定める法人は、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める法人とする。

- 監理団体は技能等の移転による国際協力の推進を目的とする技能実習制度において重要な役割を果たす機関であり、本邦の営利を目的としない法人であることが求められています。具体的には、省令で認められる法人形態が列挙されており、原則として、商工会議所、商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人又は公益財団法人であることが必要とされています。
- これ以外の法人形態で監理団体になろうとする場合には、(ア)監理事業を行うことについて特別の理由があること、(イ)重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いていること、を満たすことを立証する必要があります(規則第29条第1項第9号)。
なお、(ア)については、過去3年以内に、以下の①又は②を行った実績があり、当該実績を資料等により明確に示すことが要件となります。
 - ① 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。)上の「公益目的事業」に該当する業務
 - ② 職業訓練、教育支援、我が国から外国への技能等の移転に関する業務等、人材育成の支援に関する業務
- また、技能実習法は、主務大臣が制度全体の適正化を図ることに加え、個別の職種分野について、当該職種に係る知見を有する事業所管省庁が一定の関与を行い、適正化を図ることができる制度となっており、事業所管大臣が当該特定の職種及び作業に特有の事情を踏まえた告示を制定することが可能となっています。
- 監理団体の法人形態に関して、この告示が定められた場合には、事業所管省庁、出入国在留管理庁、厚生労働省及び機構のHP等により周知します。

【確認対象の書類】

- ・ 監理団体許可申請書(省令様式第11号)
- ・ 監理事業計画書(省令様式第12号)
- ・ 登記事項証明書
- ・ 定款又は寄附行為の写し
- ・ 監理団体の業務の運営に関する規程の写し
- ・ 当該法人形態により監理事業を行う理由書(様式自由)
 - * 列挙された法人類型(規則第29条第1号から第8号まで)に該当しない場合
- ・ 他の機関との間に締結された監査契約書の写し
 - * 列挙された法人類型(規則第29条第1号から第8号まで)に該当しない場合

【留意事項】

- 規則第29条第1項第9号の法人として申請する場合

当該法人が監理事業を行いたいとする具体的理由・背景等のほか、過去3年以内に当該法人が公益認定法第2条の「公益目的事業」に該当する業務、又は職業訓練、教育支援、我が国から外国への技能等の移転に関する業務等、人材育成の支援に関する業務(以下「公益目的事業該当業務等」とする。)を行った実績がある旨、具体的な資料により示してください。(任意様式)

○ 一般社団法人及び一般財団法人が申請を行う場合

一般社団法人及び一般財団法人については、規則第29条第1項第1号から第8号に掲げる法人類型に該当しないものの、内閣総理大臣又は都道府県知事に申請を行い、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律上の要件を満たせば、規則第29条第1項第7号の公益社団法人又は同項第8号の公益財団法人となることができます。

そのため、一般社団法人及び一般財団法人が監理事業を行うとして、監理団体の許可申請を行うことを希望する場合にあっては、原則として、公益社団法人又は公益財団法人の認定を受けることが必要ですので、以下の手順で手続を進めてください。

① 一般社団法人又は一般財団法人として、機構に監理団体の許可申請を行います(③の公益認定を受けるまでの間は審査は留保されます。)。

↓

② 機構から交付を受けた監理団体の許可申請に係る申請受理票及び監理団体の許可申請書の写しとともに、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく公益認定の申請を行います(公益認定に通常要すべき標準的な期間は4か月とされています。)。

↓

③ 公益認定を受けた場合には、それを証する書類を機構に提出することで、監理団体の許可申請に係る審査が再開されます。

↓

④ 公益社団法人又は公益財団法人として、監理団体の許可申請に係る許否が決定されます。

第2 監理団体の業務の実施に関するもの

【関係規定】

(許可の基準等)

法第25条 主務大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があつた場合において、その申請者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。

二 監理事業を第三十九条第三項の主務省令で定める基準に従つて適正に行うに足りる能力を

有するものであること。

(認定計画に従った実習監理等)

法第39条

3 前二項に規定するもののほか、監理団体は、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務の実施に関し主務省令で定める基準に従い、その業務を実施しなければならない。

(監理団体の業務の実施に関する基準)

規則第52条 法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～十六（後述）

- 監理団体は、許可を受ける際に「監理団体の業務の実施に関する基準」に従って適正に行うに足りる能力を有することが必要であり、許可を受けた後は、当該基準に従って、業務を実施しなければなりません。その内容は、以下のとおりです。

(1) 監査に関するもの

【関係の省令の規定】

- 一 団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているか、出入国又は労働に関する法令に違反していないかどうかその他の団体監理型技能実習の適正な実施及び団体監理型技能実習生の保護に関する事項について、監理責任者の指揮の下に、次に掲げる方法(法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものである場合にあっては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める方法、その他団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上次に掲げる方法のうちにその方法によることが著しく困難なものがある場合にあっては、当該方法については、これに代えて他の適切な方法)により、団体監理型実習実施者に対し三月に一回以上の頻度で監査を適切に行うこと。
 - イ 団体監理型技能実習の実施状況について実地による確認を行うこと。
 - ロ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること。
- ハ 団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習を行わせている団体監理型技能実習生の四分の一以上(当該団体監理型技能実習生が二人以上四人以下の場合にあっては二人以上)と面談すること。
- ニ 団体監理型実習実施者の事業所においてその設備を確認し、及び帳簿書類その他の物件を閲覧すること。
- ホ 団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習を行わせている団体監理型技能実習生の宿泊施設その他の生活環境を確認すること。

- 監査を実施するにあたり、監理団体は、技能実習生が認定計画と異なる作業に従事していないか、実習実施者が出入国又は労働に関する法令に違反していないかなどの事項について、監理責任者の指揮の下で、3か月に1回以上の頻度で、実習実施者に対して適切に行うことが必要です。
- ※ 監理責任者は監理団体が行う監理事業の統括責任者です。そのため、監査に当たっては、監理責任者が自らの指揮の下、監査の実務を担当する監理団体の役職員とともに適切に行う必要があります（当然のことながら、監査は監理団体が行う監理事業の根幹業務ですので、外部に委託することができないことは言うまでもありません。）。
- ※ なお、監理責任者は、実習実施者の役職員若しくは過去5年以内に役職員であった場合や、これらの者の配偶者若しくは二親等以内の親族である場合は、当該実習実施者の実習監理を行うことはできず、他の監理責任者を新たに選任し、実習監理を行わせる必要があります（規則第53条）。
- ※ 「3月に1回以上の頻度」とは、入国後講習開始日の属する月を起算月とする3月（四半期）ごとに少なくとも1回監査を実施するということです。
例えば、入国後講習開始日が4月16日である場合は、6月30日までに監査を実施する必要があり、次回は、7月1日から9月30日までの期間に、監査を実施することになります。
なお、適正な実習監理の観点からは、定期的に技能実習の実施状況を確認することが妥当であることから、前回監査実施日を起算日として3か月以内ごとに監査を実施することが望ましいと考えられます。
- 監査を行った場合には、監査を行った日から2か月以内に、監査報告書（省令様式第22号）により、その結果を対象の実習実施者の住所地を管轄する機関の地方事務所・支所の指導課に報告することとなります。
- なお、監査報告書「6監査実施者」について、「①監理責任者」欄には、実地訪問の有無にかかわらず、監査対象実習実施者の実習監理を担当する監理責任者名を記載してください。「②補助者」欄には、①の監理責任者の指揮の下に、実地で監査を行った職員を全員記載してください。
- 監査の際には、原則として、①技能実習の実施状況を実地に確認すること、②技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること、③技能実習生の4分の1以上と面談すること、④実習実施者の事業所の設備、帳簿書類等を閲覧すること、⑤技能実習生の宿泊施設等の生活環境を確認すること、が必要です。

- 一方で、例えば部外者の立入りが極めて困難な場所で実習が行われているため①の方法によることができない場合など技能実習生が従事する業務の性質上①～⑤のうちの一つ又は複数の方法について著しく困難な事情がある場合には、当該方法に代えて他の適切な方法をとることが可能です。この場合は、その理由と他の適切な監査方法を監査報告書(省令様式第22号)の特記事項欄に記載することになります。

このほか、監査に当たっては、下記「留意事項」に記載の事項も御参照ください。

【確認対象の書類】

- ・ 監理団体許可申請書(省令様式第11号)
- ・ 監理事業計画書(省令様式第12号)
- ・ 申請者の誓約書(参考様式第2-2号)

【留意事項】

- 監理団体が監査において確認する内容について

- ・ 実習実施者に対する定期監査においては、技能実習の運用上問題が生じやすい部分を重点的に確認することが必要です。

運用上問題が生じやすい部分として、例えば、割増賃金の不払、労働時間の偽装、技能実習計画とは異なる作業への従事、実習実施者以外の事業者での作業従事、不法就労者の雇用、入国後講習期間中の業務への従事、暴力、脅迫やハラスメント等の人権侵害行為などが、過去の不正行為事例として多く認められています。

- ・ 「認定計画と異なる作業に従事していないか」「雇用契約に基づき適切に報酬が支払われているか」「旅券・在留カードの保管を行っていないか」など事実関係について確認し、技能実習計画に従って技能実習を行わせていない事実、出入国・労働関係法令に違反する事実があれば、適切に指導を行わなければなりません。
- ・ 「認定計画と異なる作業に従事していないか」については、実習実施予定表と照合して確認するだけでなく、技能実習生が移行対象職種・作業に従事している場合には、作業内容が審査基準に定める必須業務等に合致しているかを必ず確認しなければなりません。

監査は上記のとおり確認の上、必要な指導を行うものであり、このような確認や指導が適切に行われていない場合、十分な監査が行われているとは言えません。

- 技能実習生が従事する業務の性質上①～⑤の方法によることが著しく困難な場合について

- ・ ①～⑤の方法によることが著しく困難な場合とは、例えば、次に記載するような場合などを想定しており、やむを得ない場合に限られます。それぞれの場合の他の適切な監査方法については、例えば、次に記載するような監査方法が想定されます。
 - 安全上の観点から立入りができず、技能実習生の稼働状況を遠目に見ることも困難な建設現場での実習の場合
 - 衛生上の観点から従業員以外の立入りが禁止されている食品工場での実習の場合
- ・ 実地での確認を省略する代わりに、技能実習生に対し実習

現場近くで面談して話を聞く等

- ・建設現場の場合は、元請事業者の現場代理人等から作業状況等を聴取する等
- ・WEB カメラ等を利用して、実際に作業を行っているところを確認する等

○ 技能実習生との面談について

- ・技能実習生との面談については、技能実習生ごとに個別に面談する方法のみならず、複数の技能実習生に対して集団で面談する方法なども考えられます。また、面談の全ての過程を必ず口頭で行わなければならないわけではなく、例えば、その場で簡単な質問票を配付して回答を得た上で、回答を踏まえ項目を絞って面談を行うような方法も考えられます。
- ・1回の監査につき技能実習生の4分の1以上と面談しなければならないこととされており、3月に1回以上の監査によって全ての技能実習生と面談することが望されます。
- ・受け入れている技能実習生が1人など少数の場合には、技能実習生が監査当日病気等の事情で欠勤したことにより、監査の訪問時に所定の数の技能実習生との面談が難しい場合がありますが、そのような場合に、必ず欠勤した技能実習生と面談することを求める訳ではありません。このような場合には、次回の監査などの際に当該技能実習生と必ず面談できるよう調整するといった対応をすることも可能です。
- ・技能実習生との面談においては、技能実習生の日本語の理解能力に応じて、通訳人を使用したり、「最近どこでどんな仕事をしていますか」「先月の給料はいくら受け取りましたか」といった平易な日本語を用いて質問をしたりすることや、技能実習生手帳を用いて重要な部分を参照しながら説明を行うことなどが効果的と考えられます。
- ・面談において、技能実習生から実習内容や雇用契約の内容について要望や相談があり、その内容が技能実習法違反等の疑いがある場合には速やかに実習実施者に確認し、改善させるとともに、機構や関係行政機関に報告・通報する必要があります。
- ・また、技能実習を継続していく上で支障が生じるおそれがあるような内容や状況を把握した場合(例えば、仕事がきつい、指示がわからない、もっと休みが欲しい、いつもつらそうにしている、仕事のことを考えると疲れなくなるなど)があった場合は、実習実施者と相談の上、技能実習生の負担軽減のための業務上の配慮をしたり、技能実習生とのコミュニケーションを図る方法を見直す等の対応を行なうことが求められます(技能実習計画の変更が生じる場合には、機構への届出等が必要になる場合があります。)。
- ・技能実習生は、母国とは大きく異なる生活環境や人間関係等の中で技能実習を行っており、ストレスを受けやすい環境に置かれていると考えられます。このため、面談においては、メンタルヘルス面での問題がないかも技能実習生に確認し、問題や相談があれば適切に対応するなど、メンタルヘルス確保の観点にも留意して行なうことが求められます。
- ・技能実習生から要望や相談が寄せられない場合であっても、面談や監査を通じて、現在の実習の環境が技能実習生にとって大きな負担となっていないかを十分に確認し、負担となっていると判断される場合は、上記と同様の対応を取ることが望されます。

※ 監理団体は、技能実習生と雇用関係にはないため、技能実習生に対して、パワーハラスメント等の防止について労働施策総合推進法における雇用管理上の措置義務を負うものではありません。しかし、監理団体は、技能実習法令上、技能実習生の保護に関する役割のみならず、実習実施者が技能実習に関し労働関係法令に違反しないよう、必要な指導を行う役割があることを認識の上、監理責任者自ら又は監理団体の役職員が技能実習生に対してパワーハラスメント等に類する言動等を行わないよう、雇用管理上の措置の内容を参考にしつつ、適切な対応に努めてください。

○ 事業所の設備・帳簿書類の確認について

- ・ 事業所の設備・帳簿書類の確認に当たっては、例えば以下のような点に留意することが必要です。
 - 技能実習計画に記載された機械、器具等の設備を用いて、労働災害の防止に必要な安全衛生上の措置を講じた上で、技能実習計画に記載されたとおりに技能実習が行われていること
 - 賃金台帳、タイムカードなどから確認できる技能実習生に対して支払われた報酬や労働時間が技能実習計画に記載された内容と合致していること
 - 技能実習生に対する業務内容・指導内容を記録した日誌から、技能実習生が技能実習計画に記載された業務を行っていること
- ・ 帳簿書類が書面に代えて電磁的記録により作成・保存されている場合に、当該帳簿書類を定期監査・臨時監査に先立って電子的に提出させ確認する等して監査の効率化を図ることは差し支えありません。(ただし、実地での確認においても、当該帳簿書類が事業所に適切に備え付けられているか、事前に提出された資料が実態を踏まえたものとなっているか等について確認を行うことが必要です。)

○ 宿泊施設等の生活環境の確認について

- ・ 宿泊施設等の生活環境の確認に当たっては、例えば以下のような点に留意することが必要です。
 - 宿泊施設の衛生状況が良好であるか
 - 宿泊施設の1部屋当たりの実習生数が何名となっているか
 - 不当に私生活の自由が制限されていないか
 - 鍵の付いた私物保管設備はあるか
- ・ 宿泊施設が離れた場所で複数に分かれており、毎回全てを確認することが困難な場合は、複数回の定期監査に分けて各宿泊施設を訪れるということでも構いません。その場合においても、複数回の定期監査により全ての宿泊施設を訪れることが望されます。

○ 特定の職種・作業に関するものについて

- ・ 技能実習法は、主務大臣が制度全体の適正化を図ることに加え、個別の職種分野について、当該職種に係る知見を有する事業所管省庁が一定の関与を行い、適正化を図ることができる制度となっており、事業所管大臣が当該特定の職種及び作業に特有の事情を

踏まえた告示を制定することが可能となっています。

- ・特定の職種・作業に関するものとして告示で指定された場合には、規則第52条第1号イからホまでに掲げる方法に代えて事業所管大臣告示で定める方法による監査を行うことが可能となります。この告示が定められた場合には、事業所管省庁、出入国在留管理庁、厚生労働省及び機構のHP等により周知します。

(2) 臨時監査に関するもの

【関係の省令の規定】

- 二 団体監理型実習実施者が法第十六条第一項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めたときは、監理責任者の指揮の下に、直ちに、前号に規定する監査を適切に行うこと。

- 3か月に1回以上の頻度で行う監査のほか、実習実施者からの報告や技能実習生からの相談等により、法第16条第1項各号(実習認定の取消し事由)のいずれかに該当する可能性がある場合には、監理団体は直ちに臨時の監査を行うことが必要となります。
- この臨時の監査については、実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないなどの情報を得たときはもとより、実習実施者が不法就労者を雇用しているなど出入国関係法令に違反している疑いがあるとの情報を得たとき、実習実施者が技能実習生の労働災害を発生させたなど労働関係法令に違反している疑いがあるとの情報を得たときなどにも行うことが求められます。
- 臨時監査を実施した場合は、当該結果について原則として、監査を行った日から2か月以内に、監査報告書により実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の指導課に報告してください。
- 上記の例外として、技能実習生に対する暴行、脅迫その他人権を侵害する行為が疑われる情報を得た場合については、技能実習生の保護や早期の事案の解明が求められることから、迅速かつ確実に臨時監査を実施する必要があります。
具体的には、臨時監査後、電話等により、その概要を直ちに実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の指導課に連絡するとともに、当該監査の実施結果については、監査報告書によりとりまとめの上、遅くとも臨時監査実施後2週間以内に同課に報告することが求められます。この場合、技能実習生に対する暴行、脅迫その他人権を侵害する行為が認められた場合は、技能実習生と加害者との間で和解があった等の理由の有無にかかわらず、報告する必要があることに留意してください。

【確認対象の書類】

- ・監理団体許可申請書(省令様式第11号)
- ・監理事業計画書(省令様式第12号)
- ・申請者の誓約書(参考様式第2-2号)

【留意事項】

○ 臨時監査の位置付けについて

- ・実習実施者が法第16条第1項各号(実習認定の取消し事由)のいずれかに該当する疑いがあると監理団体が認めた場合に直ちに行う監査を、便宜上臨時監査と呼んでいます。この臨時に実行する監査についても、上記の疑いがある事項を確認するほか、定期監査と同じ項目においても確認することにより、規則第52条第1号に規定する監査の一つとすることができます。したがって、定期監査又は上記臨時監査が3か月以内に行われていればよく、必ずしも定期監査を3か月に1回以上の頻度で臨時監査とは別に実施しなければいけないわけではありません。

(3) 訪問指導に関するもの

【関係の省令の規定】

三 第一号団体監理型技能実習にあっては、監理責任者の指揮の下に、一月に一回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認(団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認)を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行うこと。

- 訪問指導とは、第1号技能実習の場合に、監査とは別途、技能実習生が実習実施者における技能実習を開始したときから、監理責任者の指揮の下に、1か月につき少なくとも1回以上(※)、監理団体の役職員が実習実施者に赴いて技能実習の実施状況を実地に確認するとともに、認定された技能実習計画に基づいて技能実習を適正に行わせるよう必要な指導を行うことです。

※「1月に1回以上の頻度」とは、入国後講習修了後に、実習実施者における技能実習を開始した日が属する月を起算月として、各月のいずれかの日に少なくとも1回の訪問指導を実施するということです。

例えば、実習実施者における技能実習開始日が4月16日である場合は、4月30日までに訪問指導を実施する必要があり、次回は、5月1日から5月31日までの期間に、訪問指導を実施することになります。

- 訪問指導を行った場合は、指導の内容を記録した訪問指導記録書(参考様式第4-10号)を作成し、事業所に備え付けなければなりません。また、この訪問指導の書類の写しは、事業報告書に添付し、年に1度機構の本部事務所の審査課に提出しなければなりません。
- 第1号技能実習については、技能実習生を取り巻く環境に大きな変化がある中で行われていることから、訪問指導の際は、実習実施者に対して、技能実習生のメンタルヘルスの配慮に努めているか確認及び指導を行うなど、メンタルヘルスの確保が図られるよう特に留意する必要があります。

【確認対象の書類】

- ・ 申請者の誓約書(参考様式第2-2号)

【留意事項】

- 訪問指導を担当する者について
 - ・ 訪問指導は、技能実習の初期段階である第1号技能実習を行わせるに当たって、監理団体が作成の指導を行った技能実習計画に基づいて技能実習を適正に行わせているかを確認するものであるため、実習実施者に対して適切な指導を行うことができるよう技能実習計画の作成の指導を担当した者が実施するのが望ましいと考えられます。
 - ・ また、実習監理を行う実習実施者の数や所在地などの関係から、技能実習計画の作成指導者のみで全ての訪問指導に対応することが困難な場合には、他の役職員がその技能実習計画作成指導者から事前に必要な説明を受けるなどした上で、訪問指導を実施することが望ましいと考えられます。
 - ・ また、実習監理を行う実習実施者の数や所在地などの関係から、技能実習計画の作成指導者のみで全ての訪問指導に対応することが困難な場合には、他の役職員がその技能実習計画作成指導者から事前に必要な説明を受ける、又はデジタル技術を活用して技能実習計画作成指導者が助言を行う環境を整えるなどした上で、訪問指導を実施することが望ましいと考えられます。訪問指導に先立って実習実施者から技能実習日誌を電子的に提出させ技能実習計画作成指導者が確認すること等により、訪問指導の効率化を図ることは差し支えありません。
- 技能実習生が従事する業務の性質上実地確認によることが著しく困難な場合について
 - ・ 前述「(1)監査に関するもの」に記載の考え方と同様の考え方に基づき、「実地確認によることが著しく困難な場合」であるか否かを判断することになります。

- このような監査や訪問指導を通じて、監理団体は実習実施者における技能実習の実施状況を適切に監理することが求められています。

(4) 制度趣旨に反した方法での勧誘等に関するもの

【関係の省令の規定】

四 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしないこと。

- 法第3条第2項の基本理念でも明示されているとおり、技能実習が、労働力の需給の調整の手段として行われることはあってはなりません。
- この制度趣旨を正しく理解せず、労働力の需給の調整の手段として技能実習を行わせようとする実習実施者や監理団体は、受入れ機関としてふさわしくありません。
- 監理団体の業務実施基準(規則第52条第4号)においても、制度の趣旨に反して技能実習を労働力の需給の調整の手段であると誤認させるような方法で、実習実施者の勧誘又は監理事業の紹介をすることを禁止しています。具体的には、例えば、監理団体が、そのホームページやパンフレットなどで、技能実習生の受入れが人手不足対策になるといったような宣伝や広告を出すことは不適切な勧誘や紹介となります。

【確認対象の書類】

- ・ 申請者の誓約書(参考様式第2-2号)

(5) 外国の送出機関との契約内容に関するもの

【関係の省令の規定】

五 外国の送出機関との間で団体監理型技能実習の申込みの取次ぎに係る契約を締結するときは、当該外国の送出機関が、団体監理型技能実習生等の本邦への送出に関連して、団体監理型技能実習生等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他団体監理型技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者の金銭その他の財産を管理せず、かつ、団体監理型技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしないことを確認し、その旨を契約書に記載すること。

- 外国の送出機関については、法第23条第2項第6号に基づき、その要件が規則第25条に定められているところであり、監理団体は、外国の送出機関から求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、外国の送出機関との間で当該取次ぎに係る契約を締結することが求められています(第5章第2節第6「外国の送出機関に関するもの」参照)。

- これに加え、監理団体は、外国の送出機関が保証金、違約金の徴収を行うような契約を結んでいないことについて確認し、その旨を外国の送出機関との取次ぎに係る契約書に記載しなければなりません(規則第52条第5号)。
- 監理団体と取次送出機関との間で、技能実習生が失踪した場合等技能実習に係る契約の不履行について、違約金(名称はこれに限定されません。)を定める契約を結ぶことも認められません。
- これは、技能実習生等から保証金、違約金の徴収を行うような外国の送出機関はふさわしくないため、そのことを監理団体においても確認し、外国の送出機関との契約書において明記することを求めるものです。
- 監理団体自らが外国の送出機関と、技能実習に係る契約の不履行についての違約金契約やキックバックなどの不当な利益を得る契約を締結している場合には、監理許可が取り消されることがありますので、外国の送出機関と契約を締結する際には、相手任せにせず、確実に契約内容を確認してください。

【確認対象の書類】

- ・ 監理団体許可申請書(省令様式第 11 号)
- ・ 申請者の誓約書(参考様式第 2-2 号)
- ・ 外国の送出機関との契約書(名称を問わず、当該契約書の内容の一部について別途取り決めをしている場合は当該取り決めを含む)の写し

(6) 外国の送出機関からの取次ぎに関するもの

【関係の省令の規定】

六 団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受ける場合にあっては、当該取次ぎが外国の送出機関からのものであること。

- 監理団体が取次ぎを受ける場合には、外国の送出機関からでなければなりません。これは、技能実習生の保護の観点から、規則第 25 条で定める要件を満たした外国の送出機関からのみ取次ぎを認めるものです。

【確認対象の書類】

- ・ 監理団体許可申請書(省令様式第 11 号)
- ・ 申請者の誓約書(参考様式第 2-2 号)
- ・ 外国の送出機関との契約書の写し

(7) 入国後講習の実施に関するもの

【関係の省令の規定】

七 第一号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させないこと。

- 監理団体は、第1号技能実習において、技能実習生に対して入国後講習を行わせる主体となります(講習の基準については第4章第2節第3(7)「講習の基準に関するもの」、入国後講習の施設確保については第4章第2節第7(4)「入国後講習の施設確保に関するもの」参照)。
- 監理団体は、入国後講習の期間中は、いかなる事情があろうとも、技能実習生を実習実施者の都合で業務に従事させてはいけませんので、そのようなことがないよう十分に監理することが必要です。特に、講習時間前後の早朝や夜間に技能実習生が業務に従事したりすることがないよう、技能実習生が入国後講習に専念できる環境づくりに努める必要があります。
- 入国後講習を実施する施設は、入国後講習が座学で行われることに照らして、机と椅子が整えられた学習に適した施設で行われなければなりません。このため、監理団体は、通常、同時期に入国した技能実習生を、机と椅子が整えられた学習に適した研修施設に集めて、講習を実施することとなります。
なお、講習に際しては新型コロナウイルス感染症対策に留意した座席の配置等が求められます。
- 入国後講習を実施した後、監理団体は、入国後講習実施記録(参考様式第4-9号)を作成し、事業所に備え付けなければなりません。

【確認対象の書類】

- ・ 申請者の誓約書(参考様式第2-2号)

(8) 技能実習計画の作成指導に関するもの

【関係の省令の規定】

八 法第八条第四項(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)に規定する指導に当たっては、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設(法第十一条第二項において準用する場合にあっては、これらのうち変更しようとす

る事項に係るものに限る。)を実地に確認するほか、次に掲げる観点から指導を行うこと。この場合において、口に掲げる観点からの指導については、修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員にこれを担当させること。

イ 技能実習計画を法第九条各号に掲げる基準及び出入国又は労働に関する法令に適合するものとする観点

ロ 適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点

ハ 技能実習を行わせる環境を適切に整備する観点

- 監理団体が実習実施者の作成する技能実習計画について指導するに当たっては、技能実習を行わせる事業所と技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、認定基準及び出入国又は労働に関する法令への適合性の観点、適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点、技能実習を行わせる環境を適切に整備する観点から指導を行わなければなりません。
- 特に、適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点からの指導については、監理団体の役職員のうち、技能実習生に修得等をさせようとする技能等について一定の経験や知識がある者が行わなければなりません。
なお、この作成指導は、監理団体が自ら行わなくてはならないため、監理団体と雇用契約がない者を技能実習計画作成指導者とした上で、実習実施者に技能実習計画の作成指導を行わせた場合は、名義貸し(法38条)に該当するおそれがあります。
- また、技能実習計画作成指導者は、実習実施者が技能実習生に従事させようとする作業が、技能実習を行わせる事業所において通常行われている内容であることを確認するとともに、当該作業が移行対象職種・作業に係るものである場合には、実習実施者に審査基準を丁寧に説明するなどして、定められている業務の内容が必須業務等として実施可能であるかを、必ず確認しなければなりません。

【確認対象の書類】

- ・ 監理団体許可申請書(省令様式第11号)
- ・ 監理事業計画書(省令様式第12号)
- ・ 申請者の誓約書(参考様式第2-2号)
- ・ 技能実習計画作成指導者の履歴書(参考様式第2-13号)

【留意事項】

- 修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役職員について
 - ・ 修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有すると認められる技能実習計画作成指導者は、監理団体の役職員(常勤・非常勤は問わない。)であって、「取扱職種について5年以上の実務経験を有する者」か「旧制度において取扱職種に係る技

能実習計画の作成経験を有する者」である必要があります。

- ・ 5年以上の実務経験として求められるレベルとしては、厳密な作業レベルまで一致する経験を求められるわけではなく、例えば、移行対象職種・作業の単位で一致する経験を有していることまでではなく、職種単位で一致する経験であれば作業の単位で異なる経験であったとしても認められることとなります。
 - ・ 旧制度において取扱職種に係る技能実習計画の作成経験を有する者には、単に補助者として技能実習計画の作成を手伝ったり、助言にとどまる場合は含まれません。
 - ・ 技能実習計画作成指導員は、上記条件以外に特段の資格等の取得が求められるものではありません。
 - ・ 監理団体許可申請書(省令様式第11号)の「1申請者⑨団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等」や監理事業計画書(省令様式第12号)の「6団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等」に記載された全ての取扱職種について、技能実習計画作成指導者が確保されている必要がありますが、全ての取扱職種を1人が担当しなければならない訳ではなく、2人以上で取扱職種ごとに分担して担当することも認められます。
- 技能実習計画作成指導者の人数等について
- ・ 取扱職種ごとに、要件を満たす技能実習計画作成指導者が常勤・非常勤であるかを問わず、監理団体の役職員の中から確保されていることを要しますが、監理団体の事業所ごとに専属の技能実習計画作成指導者が確保されていなければならないわけではありません。
- 宿泊施設の実地確認について
- ・ 実習実施者が技能実習生の宿泊施設を確保する場合には特に、第4章第2節第10(2)に記載している宿泊施設の基準を満たしていることを監理団体が十分に確認する必要があります。なお、実地確認は必ず実施する必要がありますが、デジタル技術の活用により宿泊施設の様子を事前に確認することで実地確認の効率化を図ることは差し支えありません。

(9) 帰国旅費の負担に関するもの

【関係の省令の規定】

九 その実習監理に係る団体監理型技能実習生の第十条第二項第三号トに規定する一時帰国に要する旅費及び団体監理型技能実習の終了後の帰国に要する旅費を負担するとともに、団体監理型技能実習の終了後の帰国が円滑になされるよう必要な措置を講ずること。

- 監理団体は、技能実習を終了し、技能実習生が帰国する場合、技能実習生の帰国旅費を全額負担するとともに、技能実習の終了後の帰国が円滑にされるよう必要な措置を講じなければなりません。

- 技能等を移転するという技能実習制度の趣旨に鑑みて、技能実習生の帰国に支障を来さないようにするために、監理団体が帰国情費の全額を負担し、「必要な措置」として、技能実習生が帰国するまでの間、生活面等で困ることがないよう、技能実習生が置かれた状況に応じて、その支援を行うこととしているものです。
- 帰国情費とは、帰国に要する旅費であるため、技能実習生が出発する空港までの移動費が含まれます。
なお、帰国そのためのPCR検査費用については、基本的には技能実習生本人の負担になりますが、技能実習生の国籍によって帰国のために必須の措置となることから、技能実習生本人に当該費用の負担が困難な事情がある場合、「必要な措置」の一環として、監理団体が負担する必要があります。
- 空港まで送迎したり、空港までの行程、空港での手続を説明したりするなど、それぞれの技能実習生に応じた円滑に帰国できるための措置が必要です。
- 上記については、技能実習を修了し帰国予定の技能実習生が帰国困難を理由として「特定活動」や「短期滞在」などの在留資格に変更した場合であっても同様です。
- 他方、技能実習生が在留目的を変更し「技能実習」の在留資格から、「特定技能」や「特定技能への移行準備を目的とする「特定活動」」の在留資格へ変更許可を受けた場合、帰国情費については変更後の在留資格に係る取扱いに基づき、本人が負担(本人が帰国情費を負担できないときは、特定技能所属機関又は特定活動の許可を受けた際に指定された受入れ機関が負担)することになります。
この点について、新たな受入れ機関においては、特定技能への移行を予定している技能実習生に対して十分に説明をし、理解を得た上で雇用契約を締結する必要があることに留意してください。
- 監理団体は、「必要な措置」を講じるに当たって生じる費用及び帰国情費については、「その他諸経費」として、監理費(実費に限る。)を実習実施者から徴収することができますが、いかなる理由でも、技能実習生に負担させることは認められません。
- 「必要な措置」とは、個々の技能実習生の置かれた状況に応じて必要な支援を行うものであって、技能実習生が帰国するまでの間の宿泊施設を確保することも含まれます。監理団体は、技能実習生が帰国するまでの間、生活支援をすることも「必要な措置」に該当します。

- 規則第10条第2項第3号トに規定する一時帰国に要する旅費については、前述第4章第2節第7(6)を参照してください。

【確認対象の書類】

- ・ 申請者の誓約書(参考様式第2-2号)

(10) 人権侵害行為、偽変造文書等の行使等に関するもの

【関係の省令の規定】

- 十 その実習監理に係る団体監理型技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行わないこと。
- 十一 技能実習を行わせようとする者に不正に法第八条第一項若しくは第十一条第一項の認定を受けさせる目的、不正に法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可若しくは法第三十一条第二項の更新を受ける目的、出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に關し外国人に不正に入管法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは入管法第四章第一節若しくは第二節若しくは第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為を行わないこと。

- 監理団体は、監理事業を行う上で、技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行わないこと、申請者等が不正な目的で偽変造文書等の行使等を行わないことが求められます。
- 「技能実習生の人権を著しく侵害する行為」の代表的な例としては、技能実習生から人権侵害を受けた旨の申告があり人権擁護機関において人権侵犯の事実が認められた場合や、監理団体が技能実習生の意に反して預金通帳を取り上げていた場合などが考えられます。
- 「不正な目的での偽変造文書等の行使等」の代表的な例としては、実習実施者に対する監査を法定基準に則って行っていない事実を隠蔽するためや、実習実施者において法令違反が行われていることを認識しつつ技能実習が適正に実施されているかのように見せかけるため、事実とは異なる内容を記載した監査報告書を機構に提出した場合などが考えられます。

【確認対象の書類】

- ・ 申請者の誓約書(参考様式第2-2号)

(11) 二重契約の禁止、法令違反時の報告に関するもの

【関係の省令の規定】

- 十二 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしないこと。
- 十三 法第三十七条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、機構に当該事実を報告すること。

- 監理団体は、技能実習計画と反する内容の取決めを技能実習生との間で行ってはなりません。「技能実習計画と反する内容の取決め」の代表的な例としては、技能実習生の講習手当について、技能実習計画の認定申請の際に提出した書類に記載された講習手当より低い額の手当を支払う旨の別の合意を行っていた場合などが考えられます。
- また、許可の取消事由(法第37条第1項各号)に該当するに至った場合は、監理団体は機構の地方事務所・支所の指導課に、当該事実を報告しなければなりません。監理団体による機構への報告は、報告書(参考様式第3-3号)によって行うこととなります。

【確認対象の書類】

- ・ 申請者の誓約書(参考様式第2-2号)

(12) 相談体制の整備等に関するもの

【関係の省令の規定】

- 十四 その実習監理に係る団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

- 監理団体に相談体制の構築を求める趣旨は、実習実施者において技能実習生が人権侵害行為を受けている事案など実習実施者の技能実習指導員や生活指導員などの役職員に相談できない場合において、監理団体が技能実習生を保護・支援できるようにするためです。また、監理団体に、受け入れている技能実習生の国籍(国又は地域)に応じた相談応需体制を整備させることにより、実習実施者のみでは体制整備が困難な母国語での相談を可能とするものです。
なお、技能実習生への適切な相談応需体制を整備するに当たっては、監理団体において、通訳人を常勤として配置することが望されます。

- 技能実習生からの相談内容に係る対応については、監理事業に従事する役職員が行わなければならず、その内容に応じて、公的機関や実習実施者の生活指導員等と連携して適切に対応する必要があります。技能実習生からの相談に対応した場合は、団体監理型技能実習生からの相談対応記録書(参考様式第4-11号)を作成し、事業所に備え付けなければなりません。相談対応記録書の作成に当たっては、相談内容や対応内容が明らかになるよう具体的に記載することが望されます。
- 技能実習生からの相談は、技能実習を行っている時間帯のみならず、夜間、休日にも想定されることを踏まえ、それらの時間帯にも適切に相談応需体制を整備する必要があります。

【確認対象の書類】

- ・ 監理団体許可申請書(省令様式第11号)
- ・ 監理事業計画書(省令様式第12号)
- ・ 申請者の概要書(参考様式第2-1号)
- ・ 申請者の誓約書(参考様式第2-2号)

【留意事項】

- 通訳人について
 - ・ 通訳人は、技能実習生からの相談を母国語で受け付ける役割を担う者ですが、必ずしも監理団体の常勤職員であることまでは求められていません。非常勤の職員が従事することや、通訳業務自体を外部委託することも可能です。ただし、通訳業務を外部に委託したとしても、監理団体の役職員が責任を持って相談に応じなければならないことに変わりはありません。特に監査における技能実習生のヒアリングに際しては、積極的に通訳人の活用を図ることが望ましいといえます。また、中立的な相談応需体制の整備の観点から、実習実施者や送出機関の職員及びその関係者を通訳人とするのは望ましくありません。
- 技能実習生への相談方法等の周知について
 - ・ 監理団体は、技能実習生が相談したい場合に、いつ誰に連絡したら相談を受けられるのかが分かるよう、監理団体の連絡先等を示すとともに、相談方法等について、入国後講習の法的保護情報の科目の講義の際に必須教材とされている技能実習生手帳の該当箇所を示すなどにより、機構をはじめ、利用できる機関について技能実習生に対して詳しく周知する必要があります。
 - ・ 監理団体は、実習実施者と連携して、技能実習生が健康で快適な実習生活を送れるようにするため、食生活・医療等についての適切な助言及び援助を行うことができる体制を整備する必要があります。相談対応に当たっては、実習に関すること以外にも相談に応じる必要があり、相談内容によっては、国や自治体等が行っている各種行政サービスや医療機関の窓口への付き添い等のサポートを行いながら利用を促すことが求められます。

- 技能実習生からの相談には、相談しやすい環境をつくるとともに、相談に速やかに対応することが重要です。また、監査における面談等を通じて日頃から良好な関係性を築いておくことにより、技能実習生の悩みや体調の変化を把握することが重要です。
- ※ 監理団体は、技能実習生と雇用関係にはないため、技能実習生に対して、パワーハラスメント等の防止について労働施策総合推進法における雇用管理上の措置義務を負うものではありませんが、同法の趣旨を踏まえるとともに、監理団体には技能実習生の保護に関する役割があることを認識の上、監理団体の役職員が技能実習生に対してパワーハラスメント等に類する言動等を行わないよう、雇用管理上の措置の内容を参考にしつつ、適切な対応に努めてください。

(13) 監理団体の業務の運営に係る規程の掲示に関するもの

【関係の省令の規定】

十五 監理団体の業務の運営(監理費の徴収を含む。)に係る規程を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下この号において同じ。)により公衆の閲覧に供すること。ただし、監理団体の事業の規模が著しく小さい場合その他の電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供することが困難であると認められる相当の理由がある場合にあっては、これに代えて事業所内の一般の閲覧に便利な場所に当該規程を掲示すること。

- 監理団体は、監理団体の業務の運営に係る規程を作成し、原則としてインターネットにより公表しなければならず、当該規程に従って監理事業を行わなければなりません(注)。なお、インターネット上の規程の掲載場所は、監理団体が自ら開設するHPに限らず、不特定多数の者が閲覧可能なSNSサイト(当該SNSを利用していない者も含め閲覧可能な状態となっているもの)でも差し支えありませんが、この場合は、業務運営規程の公表場所を明確にする必要があることに留意してください。

(注) 第4回デジタル臨時行政調査会において策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月)により、法令に基づき公的な証明書等を特定の場所に掲示することを求めている規制についてデジタルによる掲示を基本とするよう見直しを行うこととされたことを踏まえ、本規程についても、技能実習生を受け入れる予定の事業者等の関係者が、監理事業所に赴くことなしに、確認することができるよう、インターネットを利用して公表することを原則としています。

- ただし、インターネットによる公表が困難である相当の理由がある場合には事業所内へ掲示する必要があります。相当の理由としては、例えば以下のようなものが考えられ

ます。

- ・ 人員体制や保有する設備等から HP を開設することができない程度に監理団体の事業規模が著しく小さいこと。
 - ・ 当該監理団体で HP を整備していない場合で、整備のための準備を進めているが整備をするのに一定の時間を要するなど具体的な事情を説明できること。
- 監理団体の業務の運営に係る規程には、技能実習関係法令に反する事項が含まれていないことはもとより、監理団体及び団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示、求人等に関する情報の的確な表示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関する適切に対処するための指針(平成29年法務省・厚生労働省告示第2号。以下「指針」という。)に規定された事項が遵守されることが分かる内容であることが必要です。
- 監理団体の業務の運営に係る規程に最低限盛り込むべき事項を示した規程の例を別紙⑤として示していますので、参考にしてください。

【確認対象の書類】

- ・ 申請者の誓約書(参考様式第 2-2 号)
- ・ 監理団体の業務の運営に関する規程の写し

(14) 特定の職種・作業に関するもの

【関係の省令の規定】

十六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る団体監理型技能実習の実習監理を行うものにあっては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

- 技能実習法は、主務大臣が制度全体の適正化を図ることに加え、個別の職種分野について、当該職種に係る知見を有する事業所管省庁が一定の関与を行い、適正化を図ることができる制度となっており、事業所管大臣が当該特定の職種及び作業に特有の事情を踏まえた告示を制定することが可能となっています。
- 監理団体の業務の実施に関する基準に関して、この告示が定められた場合には、事業所管省庁、出入国在留管理庁、厚生労働省及び機関のHP等により周知します。

第3 財産的基礎に関するもの

【関係規定】

(許可の基準等)

法第25条 主務大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があった場合において、その申請者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。

三 監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有するものであること。

- 監理事業を健全に遂行するに当たって、監理団体は、一定程度の財務的基盤を有することが必要です。この点については、監理団体の事業年度末における欠損金の有無、債務超過の有無等から総合的に勘案されることになります。なお、この事業年度とは、技能実習事業年度を意味するものではありません。
※ 債務超過を理由として不許可又は不更新の措置を受けた団体が新たに監理事業の許可申請をする場合は、過去の債務超過を解消していることはもとより、財産的基礎を有することについて明確な見込みがあることが公的資格を有する第三者の書面等で確認できなければ認められません(直近の事業年度に係る財産状況で欠損金がないこと、組合としての事業で一定の期間安定的に運営できていることが確認できることなど、総合的に勘案することとなります。)。
- 直近の財務諸表(貸借対照表)で債務超過となっていないこと、又は直近の財務諸表(貸借対照表)で債務超過となっている場合には、例えば、以下のような措置により、今期の決算における債務超過の解消が確実視されることが必要です。
 - ① 増資が実施済みである(登記簿等により確認が出来ること。)。
 - ② 債権者による債権放棄がなされている。
 - ③ 組合費・賦課金による収益、共同事業による収益等により債務超過を解消すること等について、当該団体の総会等決定機関で決定しており、債務超過解消が確約されている。
※ これらの取組は、直近の財務諸表における債務超過額を上回る額の対応であることが必要です。
※ 監理団体が実習実施者から徴収する監理費については、実費の額を超えない額で徴収することとされており(技能実習法施行規則第37条)、技能実習生受入事業により収益が上がることは認められません。

【確認対象の書類】

- ・ 直近の2事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書の写し

- ・監理事業に関する資産の内容を証する書類(直近の2事業年度に係る法人税の確定申告書の写し、納税証明書の写し等)
- ・監理事業に関する資産の内容を証する書類(預金通帳の写し等の現金・預貯金の額を証する書類)

【留意事項】

○ 貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書の写しについて

納税地の所轄税務署長に提出したもの(損益計算書又は収支計算書については、可能な限り事業区分(セグメント)単位で売上額が確認できるもの)であることが求められます。なお、直近の事業年度における決算は終了しているものの、総会の承認を得ていないため納税地の所轄税務署長に提出していない場合は、当該決算に係る貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書を確実に納税地の所轄税務署長に提出することが確認できる場合に限り、当該貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書の写しで差し支えありません。

なお、法人設立直後であるなどの理由により、直近の2事業年度に係る書類が存在しない場合には、存在するものを提出することが求められます。

○ 法人税の確定申告書の写し、納税証明書の写しについて

法人税の確定申告書の写しについては、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した場合は、e-Tax からの受信完了メール(タイトルが「受信通知」となっているもの)を添付してください。書面で提出した場合は、令和7年1月より、税務署において法人税の確定申告書の写しに收受日付印の押なつを行わないことになったことから、收受日付印が押なつされていないものを提出することで差し支えありません。納税証明書の写しについては、国税通則法施行令第 41 条第1項第3号口に係る同法施行規則別紙第8号様式(その2)による法人の事業年度における所得金額に関するものであることが求められます。

なお、法人設立直後であるなどの理由により、直近の2事業年度に係る書類が存在しない場合には、存在するものを提出することが求められます。

○ 預金通帳の写し等の現金・預貯金の額を証する書類について

一定程度の財産的基盤を有することを確認するとともに、監理事業所の賃借料や役職員の給料の支払い等、法人の事業に係る出入金が適正に行われているか確認できるものを提出することが求められます。

○ 設立後最初の決算期を終了していない法人の申請に係る場合

法人成立時の貸借対照表等や入出金の履歴を確認することができるものを提出することが求められます。

第4 個人情報の保護に関するもの

【関係規定】

(許可の基準等)

法第25条 主務大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があった場合において、その申請者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。

四 個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。)をいう。第四十条第一項第四号及び第四十三条において同じ。)を適正に管理し、並びに団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の秘密を守るために必要な措置を講じていること。

- 監理団体は、技能実習生の賃金、職歴、国籍(国又は地域)等や実習実施者の情報など、個人情報として保護する要請の高い情報を取り扱うことになるため、個人情報を適正に管理し、秘密を守るために必要な措置を講じておかなければなりません。
- 具体的には、指針に基づき、個人情報適正管理規程を作成するとともに、規程に定められた措置を適切に実施しなければなりません。規程に最低限盛り込む事項を示した規程の例を別紙⑥として示していますので、参考にしてください。
- 個人情報の保護に関するポイントは、以下のとおりです。
 - ① 技能実習生等の個人情報を適正に管理するための事業運営体制
 - ・ 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲が明確にされていること
 - ・ 業務上知り得た個人情報を業務以外の目的で使用したり他に漏らしたりしないことにつき職員への教育が実施されていること
 - ・ 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正の取扱いに関する規定があり、その規定について技能実習生等への周知がされていること
 - ・ 個人情報の取扱いに関する苦情処理に関する事業所内の体制が明確にされ、苦情を適切に処理することとされていること
 - ② 個人情報管理の措置
 - ・ 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置が講じられていること
 - ・ 個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置が講じられていること
 - ・ 個人情報を取り扱う事業所内の職員以外の者による個人情報へのアクセスを防止するための措置が講じられていること

- ・監理事業の目的に照らして必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置が講じられていること

【確認対象の書類】

- ・個人情報適正管理規程(監理事業を行う事業所ごとに提出)の写し
- ・監理団体の組織体系図

第5 外部役員及び外部監査に関するもの

【関係規定】

(許可の基準等)

法第25条 主務大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があった場合において、その申請者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。

五 監理事業を適切に運営するための次のいずれかの措置を講じていること。

- イ 役員が団体監理型実習実施者と主務省令で定める密接な関係を有する者のみにより構成されていないことその他役員の構成が監理事業の適切な運営の確保に支障を及ぼすおそれがないものとすること。
- ロ 監事その他法人の業務を監査する者による監査のほか、団体監理型実習実施者と主務省令で定める密接な関係を有しない者であって主務省令で定める要件に適合するものに、主務省令で定めるところにより、役員の監理事業に係る職務の執行の監査を行わせるものとすること。

(外部役員及び外部監査人)

規則第30条 法第二十五条第一項第五号イ(法第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める密接な関係を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 申請者が実習監理を行う団体監理型実習実施者若しくはその役員若しくは職員であり、又は過去五年以内にこれらの者であった者
 - 二 過去五年以内に申請者が実習監理を行った団体監理型実習実施者の役員若しくは職員であり、又は過去五年以内にこれらの者であった者
 - 三 前二号に規定する者の配偶者又は二親等以内の親族
 - 四 社会生活において密接な関係を有する者であって、指定外部役員による次項に規定する確認の公正が害されるおそれがあると認められるもの
- 2 申請者は、外部監査の措置を講じないときは、前項に規定する密接な関係を有する者以外の役員(責任役員を除く。)であって次の各号のいずれにも該当するものの中から、団体監理型実習実施者に対する監査その他の申請者の業務が適正に実施されているかの確認を担当する役員を指定するものとする。

- 一 過去三年以内に外部役員に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者であること。
- 二 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 申請者の役員(監理事業に係る業務の適正な執行の指導監督に関する専門的な知識と経験を有する者及び指定外部役員に指定されている者を除く。)若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者
 - ロ 申請者の構成員(申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む者に限る。)若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者
 - ハ 実習実施者(申請者が実習監理を行う団体監理型実習実施者を除く。)又はその役員若しくは職員
- 二 監理団体(申請者を除く。)の役員(監理事業に係る業務の適正な執行の指導監督に関する専門的な知識と経験を有する者及び指定外部役員に指定されている者を除く。)又は職員
- 木 申請者が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受ける外国の送出機関若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者
 - ヘ イから木までに掲げる者のほか、申請者又はその役員、職員若しくは構成員と社会生活において密接な関係を有すること、過去に技能実習に関して不正又は著しく不当な行為を行った者であることその他の事情によりこの項に規定する確認の公正が害されるおそれがあると認められる者
- 3 指定外部役員は、前項に規定する確認を、次に掲げる方法により、監理事業を行う各事業所につき三月に一回以上の頻度で行い、その結果を記載した書類を作成するものとする。
 - 一 責任役員及び監理責任者から報告を受けること。
 - 二 申請者の事業所においてその設備を確認し、及び帳簿書類その他の物件を閲覧すること。
- 4 法第二十五条第一項第五号ロ(法第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める密接な関係を有しない者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。
 - 一 第一項第一号から第三号までに掲げる者
 - 二 社会生活において密接な関係を有する者であって、外部監査の公正が害されるおそれがあると認められる者
- 5 法第二十五条第一項第五号ロ(法第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する者であって外部監査を適切に行う能力を有することとする。
 - 一 過去三年以内に外部監査人に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者であること。
 - 二 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 申請者の役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者

<p>□ 申請者の構成員(申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む者に限る。)若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者</p> <p>ハ 実習実施者(申請者が実習監理を行う団体監理型実習実施者を除く。)又はその役員若しくは職員</p> <p>ニ 監理団体(申請者を除く。)又はその役員若しくは職員</p> <p>ホ 申請者が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受ける外国の送出機関若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者</p> <p>ヘ 法第二十六条第五号イからニまでのいずれかに該当する者</p> <p>ト 法人であつて、法第二十六条各号のいずれかに該当するもの又はその役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>チ イからトまでに掲げる者のほか、申請者又はその役員、職員若しくは構成員と社会生活において密接な関係を有すること、過去に技能実習に関して不正又は著しく不当な行為を行った者であることその他の事情により外部監査の公正が害されるおそれがあると認められる者</p>
<p>6 外部監査は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 団体監理型実習実施者に対する監査その他の申請者の業務が適正に実施されているかどうかについて、第三項各号に掲げる方法により、監理事業を行う各事業所につき三月に一回以上の頻度で確認し、その結果を記載した書類を申請者に提出すること。</p> <p>二 団体監理型実習実施者に対する監査が適正に実施されているかどうかについて、申請者が行う第五十二条第一号の規定による監査に監理事業を行う各事業所につき一年に一回以上同行することにより確認し、その結果を記載した書類を申請者に提出すること。</p>

- 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を実現するためには、監理団体が実習実施者に対して指導・監督を適切に行うことを担保し、監理団体が中立的な業務の運営を行うことが不可欠です。
- 一方で、監理団体が、その組合員たる実習実施者を実習監理するに際し、中立的な業務の運営を行うことが難しい側面も存在することも事実です。このため、外部役員を置くこと又は外部監査の措置を講じることのいずれかの措置を監理団体が講じていることを法律上義務付け、外部の視点を加えることにより、監理団体の業務の中立的な運営を担保しようとするものです。

＜外部役員を置く方法＞

- 指定外部役員は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの確認を、法人内部から担当する役員であり、監理団体の外部役員の中から指定を受けた者です。過去3年以内に外部役員に対する講習(主務大臣が告示した養成講習

機関が実施する監理責任者等講習、第8章第3節第1参照。)を修了した者でなくではありません。

- また、外部役員は、その「外部」性を担保する観点から、以下のような者であってはならないこととされています。
 - ① 実習監理を行う対象の実習実施者又はその現役若しくは過去5年以内の役職員
 - ② 過去5年以内に実習監理を行った実習実施者の現役又は過去5年以内の役職員
 - ③ ①②の者の配偶者又は二親等以内の親族
 - ④ 申請者(監理団体)の現役又は過去5年以内の役職員(監理事業に係る業務の適正な執行の指導監督に関する専門的な知識と経験を有する役員及び指定外部役員に指定されている役員を除く。)
 - ⑤ 申請者(監理団体)の構成員(申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む構成員に限る。)又はその現役又は過去5年以内の役職員
 - ⑥ 傘下以外の実習実施者又はその役職員
 - ⑦ 他の監理団体の役職員(監理事業に係る業務の適正な執行の指導監督に関する専門的な知識と経験を有する役員及び指定外部役員に指定されている役員を除く。)
 - ⑧ 申請者(監理団体)に取次ぎを行う外国の送出機関の現役又は過去5年以内の役職員
 - ⑨ 過去に技能実習に関して不正等を行った者など、外部役員による確認の公正が害されるおそれがあると認められる者
- 指定外部役員には、監理団体の各事業所について監査等の業務の遂行状況を3か月に1回以上確認し、その結果を記載した書類を作成することが求められます。

＜外部監査の措置を講じる方法＞

- 外部監査人は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの監査を、法人外部から実施する者として、監理団体から選任を受けた者であり、法人・個人のいずれでも外部監査人になることが可能です。過去3年以内に外部監査人に対する講習(主務大臣が告示した養成講習機関が実施する監理責任者等講習、第8章第3節第1参照。)を修了した者でなくではありません。
- また、外部監査人は、その「外部」性を担保する観点から、以下のような者であってはならないこととされています。
 - ① 実習監理を行う対象の実習実施者又はその現役若しくは過去5年以内の役職員

- ② 過去5年以内に実習監理を行った実習実施者の現役又は過去5年以内の役職員
- ③ ①②の者の配偶者又は二親等以内の親族
- ④ 申請者(監理団体)の現役又は過去5年以内の役職員
- ⑤ 申請者(監理団体)の構成員(申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む構成員に限る。)又はその現役又は過去5年以内の役職員
- ⑥ 傘下以外の実習実施者又はその役職員
- ⑦ 他の監理団体の役職員
- ⑧ 申請者(監理団体)に取次ぎを行う外国の送出機関の現役又は過去5年以内の役職員
- ⑨ 法人であつて監理団体の許可の欠格事由(法第26条)に該当する者、個人であつて監理団体の許可に係る役員関係の欠格事由(法第26条第5号)に該当する者
- ⑩ 過去に技能実習に関して不正等を行った者など、外部監査の公正が害されるおそれがあると認められる者

- 外部監査人には、監理団体の各事業所について監査等の業務の遂行状況を3か月に1回以上確認し、その結果を記載した書類を作成・監理団体へ提出することが求められます。
- また、外部監査人は監理団体の役職員ではなく、監理団体が行う監査等の業務に従事することができないことから、監理団体が行う実習実施者への監査に、監理団体の各事業所につき1年に1回以上同行して確認し、その結果を記載した書類を作成・監理団体へ提出することが求められます。

【確認対象の書類】

- ・ 監理団体許可申請書(省令様式第11号)

＜外部役員を置く方法の場合＞

- ・ 申請者の役員の履歴書(参考様式第2-3号)
- ・ 指定外部役員の就任承諾書及び誓約書(参考様式第2-8号)

＜外部監査の措置を講ずる場合＞

- ・ 外部監査人の概要書(参考様式2-6号)

※法人の場合、「④監査実施責任者の氏名」欄に外部監査人に対する講習を受講した者の氏名を記載します。

- ・ 外部監査人の就任承諾書及び誓約書(参考様式2-7号)

【留意事項】

- 申請者(監理団体)の現役又は過去5年以内の役員であつても指定外部役員に指定できる場合

- ・申請者(監理団体)の現役又は過去5年以内の役員であっても、「監理事業に係る業務の適正な執行の指導監督に関する専門的な知識と経験を有する役員」であれば、外部役員に指名することは可能です。具体的には申請者(構成員を含む。)以外での人事労務管理・監査等の業務経験を有しております、出入国又は労働関係法令や監査についての専門的な知識と経験を活かして、他の役員及び職員を指導できる者であることが必要となります。
 - ・例えば、既に申請者(監理団体)の役員になっている方であっても、事業協同組合のいわゆる員外理事であって、企業において人事労務管理に携わっていた経験等を活かして監理事業に従事する方のような場合には、他の要件を満たせば、指定外部役員として指名することは認められます。
 - ・また、例えば、監理団体の許可の有効期間の更新等の申請を行う際に、申請者(監理団体)の中で当該申請時に既に「指定外部役員に指定されている役員」についても、引き続き外部役員に指名することは認められます。
- 申請者(監理団体)の構成員であっても指定外部役員に指定することや外部監査人に選任することができる場合
- ・申請者(監理団体)の構成員であっても、「申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む構成員でない場合」であれば、指定外部役員に指名することや外部監査人に選任することが可能です。これは、申請者が実習監理する技能実習の職種に係る事業を営む構成員でない構成員は、通常技能実習に関与していないと考えられることから、「外部」と判断することを可能とするものです。
 - ・例えば、申請者(監理団体)の構成員であっても、会計事務所など、申請者が実習監理する予定の職種と関係のない会社の役職員であれば、他の要件を満たせば、外部役員として認められます。
- 外部役員が担う業務範囲について
- ・外部役員に就任した者が、自ら監査業務等の監理団体の中核業務を担当することは、特段禁止されません。外部の視点を活かして、自ら業務に当たることも可能です。
 - ・外部役員は、常勤・非常勤を問いません。
- 外部役員・外部監査人の兼務について
- ・外部役員・外部監査人については、要件を満たす者であれば、複数の監理団体の外部役員・外部監査人を兼務することも可能です。
 - ・外部役員については、例えば、事業協同組合のいわゆる員外理事であって、企業において人事労務管理に携わっていた経験等を活かして監理事業に従事する方は、他の要件を満たせば、既に他の監理団体の役職員となっている場合であっても外部役員として認められることとなります。
 - ・ただし、既に特定の監理団体の外部役員になっている者が、他の監理団体の外部監査人を兼務することはできません。

○ 外部役員による確認又は外部監査の方法及びその結果を記載した書類について

- ・ 外部役員又は外部監査人が行う事業所ごとの業務の遂行状況の確認のうち帳簿書類の確認については、当該帳簿書類が書面に代えて電磁的記録により作成・保存されている場合に、実地で行う業務の遂行状況の確認に先立って電子的に提出させ確認する等して確認の効率化を図ることは差し支えありません。(ただし、当該帳簿書類が事業所に適切に備え付けられているか、事前に提出された資料が実態を踏まえたものとなっているか等については実地で確認を行うことが必要です。)
- ・ 外部役員による確認又は外部監査の結果を記載した書類は、法第 41 条に規定する帳簿書類として事業所に備えて置く必要があります。なお、当該帳簿書類は書面に代えて電磁的記録により作成・保存することが可能であり、外部監査人から申請者(監理団体)への書類の提出も電子的に行って差し支えありません。

第6 外国の送出機関に関するもの

【関係規定】

(監理団体の許可)

法第23条

2 前項の許可を受けようとする者(第七項、次条及び第二十五条において「申請者」という。)は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

六 外国の送出機関(団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐことができる者として主務省令で定める要件に適合するものをいう。第二十五条第一項第六号において同じ。)より団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(許可の基準等)

法第25条 主務大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があった場合において、その申請者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。

六 外国の送出機関から団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、外国の送出機関との間で当該取次ぎに係る契約を締結していること。

(外国の送出機関)

規則第25条 法第二十三条第二項第六号(法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 団体監理型技能実習生の本邦への送出に関する事業を行う事業所が所在する国又は地域の公的機関から団体監理型技能実習の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐことができるものとして推薦を受けていること。
- 二 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者のみを適切に選定し、本邦への送出を行うこととしていること。
- 三 団体監理型技能実習生等から徴収する手数料その他の費用について算出基準を明確に定めて公表するとともに、当該費用について団体監理型技能実習生等に対して明示し、十分に理解させることとしていること。
- 四 団体監理型技能実習を修了して帰国した者が修得等をした技能等を適切に活用できるよう、就職先のあっせんその他の必要な支援を行うこととしていること。
- 五 団体監理型技能実習を修了して帰国した者による技能等の移転の状況等について法務大臣及び厚生労働大臣又は機構が行う調査に協力することとしていることその他法務大臣及び厚生労働大臣又は機構からの技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する要請に応じることとしていること。
- 六 当該機関又はその役員が拘禁刑以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。
- 七 第一号に規定する国又は地域の法令に従って事業を行うこととしていること。
- 八 当該機関又はその役員が、過去五年以内に、次に掲げる行為をしていないこと。
 - イ 技能実習に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者の金銭その他の財産を管理する行為
 - ロ 技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不正に金銭その他の財産の移転を予定する契約をする行為
 - ハ 技能実習生等に対する暴行、脅迫、自由の制限その他人権を侵害する行為
- 二 技能実習を行わせようとする者に不正に法第八条第一項若しくは第十一条第一項の認定を受けさせる目的、監理事業を行おうとする者に不正に法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可若しくは法第三十一条第二項の更新を受けさせる目的、出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に關し外国人に不正に入管法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは入管法第四章第一節若しくは第二節若しくは第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為
- 九 団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを行うに当たり、団体監理型技能実習生等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他団体監理型技能実習生等と社会生活におい

て密接な関係を有する者が、団体監理型技能実習に関連して、保証金の徴収その他目
のいかんを問わず金銭その他の財産を管理されていないこと及び団体監理型技能実習に
係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不當に金銭その他の財産の移
転を予定する契約をしていないことについて、団体監理型技能実習生になろうとする者から
確認することとしていること。

十 前各号に掲げるもののほか、団体監理型技能実習の申込みを適切に本邦の監理団体に
取り次ぐために必要な能力を有するものであること。

- 監理団体は、外国の送出機関から取次ぎを受けようとする場合には、当該外国の送
出機関の氏名・名称等について、許可の申請の際に申請書に記載するとともに、当該
外国の送出機関との間で当該取次ぎに係る契約を締結していることが必要となります。
その後、取次ぎを受けようとする外国の送出機関を追加・変更等しようとするときは、変
更の届出(法第32条第3項)を行うことが必要となります。なお、取次送出機関の変更
の際には、関係する当事者間(技能実習生・実習実施者・監理団体・変更前後の取次
送出機関等)で争いとなることがないよう、当事者間で事前の同意を得ておくことが望
れます。
- また、外国の送出機関については、技能実習生になろうとする者からの技能実習に
係る求職の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐことができる者として、規則第2
5条において定められている要件(※)に適合する必要があります。
取次ぎを受けようとする外国の送出機関が規則第25条において定められている要
件に適合していることは、当該要件に適合していることを証明する書類を監理団体が
当該外国の送出機関から入手して、申請書の添付書類として提出することが求められ
ます。
- (※) 規則第25条第6号に規定する拘禁刑は、刑法等の一部を改正する法律
(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第
45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に
規定する禁錮を含みます。
- この点、送出国政府との間に二国間取決めがされている場合には、送出国政府が外
国の送出機関の適格性を個別に審査することとなりますので、送出国政府から認定を
受けている外国の送出機関(外国政府認定送出機関)であれば、規則第25条におい
て定められている要件に適合しているものとみなします。ただし、外国政府認定送出機
関であっても、規則第25条に定める要件に適合しないことが明らかとなった場合(取
次契約を結んだ監理団体に対する許可取消又は改善命令において、送出機関の規
則第25条違反が認められる場合等)には、当該機関からの技能実習生の受け入れは

認められません。また、送り出した技能実習生の失踪率が著しく高い送出機関は、規則第25条において定められている要件に適合しないと判断される場合があります。

○ なお、各種申請に当たり、外国の送出機関に係る氏名又は名称を記載する際は、併せて、送出機関番号又は整理番号を申請書(省令様式第11号、第16号及び第17号を参照)に記載しなければならないところ、これらの番号に関するポイントは、以下のとおりです。

- ① 機構にて、外国政府認定送出機関には9桁(英字3桁・数字6桁)の「送出機関番号」を、二国間取決めがされていない国又は地域の送出機関には4桁の「整理番号」を付しています。
- ② 送出機関番号については、機構HPの外国政府認定送出機関一覧ページ(https://www.otit.go.jp/soushutsu_kikan_list/)に掲載されている国ごとの認定送出機関リストにて公表しています。
- ③ 整理番号については、上記機構HPで公表しておらず、監理団体許可後又は外国の送出機関の変更に係る変更届出書の提出後、機構から各監理団体に対し、個別にお知らせします。
- ④ 申請書には、送出機関番号又は整理番号のうち、いずれか1つの番号を必ず記載してください。

※ 新たに監理事業を行おうとして監理団体の許可を申請する場合(法第23条第2項)には、申請書に整理番号を記載する必要はありません。

【確認対象の書類】

- ・ 監理団体許可申請書(省令様式第11号)
 - ・ 申請者の誓約書(参考様式第2-2号)
 - ・ 外国の送出機関との契約書の写し
- ＜二国間取決めがされていない場合＞
- ・ 外国の送出機関の概要書(参考様式第2-9号)
 - ・ 外国の送出機関の事業所が所在する国又は地域において登記・登録等がされていることを証する公的な資料
 - ・ 送出国の技能実習制度関係法令及びその日本語訳
 - * 関係部分のみ添付することとし、その他の部分は添付することを要しない。
 - ・ 送出国の技能実習制度関係法令に従って技能実習に関する事業を適法に行う能力を有することを証する書類
 - * 送出国の法令により許可を受ける等により事業を行うことが認められる場合には、その許可証等の写し。
 - ・ 外国の送出機関が徴収する費用明細書(参考様式第2-10号)
 - ・ 監理団体の許可に関する外国の送出機関の誓約書(参考様式第2-11号)

- ・ 外国の送出機関の推薦状(参考様式第2-12号)
- ＜二国間取決めがされている場合＞
- ・ 外国政府認定送出機関の認定証の写し(外国政府発行)

【留意事項】

- 「外国の送出機関」と「取次送出機関」の関係について
 - ・ 「外国の送出機関」は、規則第25条において定められている要件に適合している機関一般を指し、主に監理団体の許可の際に用いられる概念です。「取次送出機関」は、外国の送出機関であって団体監理型技能実習の申込みを本邦の監理団体に実際に取り次ぐものをいい、個別具体的な技能実習計画の認定の際に用いられる概念です。

第7 優良な監理団体に関するもの

【関係規定】

(許可の基準等)

法第25条 主務大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があった場合において、その申請者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。

七 第二十三条第一項の許可の申請が一般監理事業に係るものである場合は、申請者が団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること。

(一般監理事業の許可に係る基準)

規則第31条 法第二十五条第一項第七号(法第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次に掲げる事項を総合的に評価して、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすと認められるものであることとする。

- 一 団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制及び実施状況
- 二 実習監理する団体監理型技能実習における技能等の修得等に係る実績
- 三 出入国又は労働に関する法令への違反、団体監理型技能実習生の行方不明者の発生
その他の問題の発生状況
- 四 団体監理型技能実習生からの相談に応じることその他の団体監理型技能実習生に対する保護及び支援の体制及び実施状況
- 五 団体監理型技能実習生と地域社会との共生に向けた取組の状況

- 優良な監理団体の基準については、規則第31条において、同条第1号から第5号までに掲げる事項を総合的に評価して、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他

の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすと認められるものであることとするとされています。

○ その運用に当たっては、下記の表で6割以上の点数(150点満点で90点以上)を獲得した場合に、「優良」であると判断することとされています。

	項目	配点
①団体 監理型 技能実 習の実 施状況 の監査 その他 の業務 を行 う 体制		【最大 50 点】
I	監理団体が行う定期の監査について、その実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知していること。	・有： 5点
II	監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率	・1：5未満： 15点 ・1：10未満： 7点
III	直近過去3年以内の監理責任者以外の監理団体の職員（監査を担当する者に限る。）の監理責任者等講習受講歴	・60%以上： 10点 ・50%以上 60%未満： 5点
IV	実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること	・有： 5点
V	帰国後の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること。	・有： 5点
VI	技能実習生のあっせんに関し、監理団体の役職員が送出国での事前面接をしていること。	・有： 5点
VII	帰国後の技能実習生に関し、送出機関と連携して、就職先の把握を行っていること。	・有： 5点
②技能 等の修 得等に 係る実 績		【最大 40 点】
I	過去3技能実習事業年度の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）	・95%以上：10点 ・80%以上 95%未満：5点 ・75%以上 80%未満：0点 ・75%未満：-10点
*	当面の間、新型コロナウィルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響を受け、令和2年度又は令和3年度に入国した技能実習生がおらず、基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の受検実績がない場合は、実績がない年度に応じ、更に過去の年度に遡つて実績を記載することができる。 なお、当該取扱いにより本来の実績に比べ点	

	<p>数が低くなってしまう場合には、本来の直近3技能実習事業年度の実績を記載しても差し支えない。</p> <p>II 過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 <計算方法> 分母:新制度の技能実習生の2号・3号修了者数 一うちやむを得ない不受検者数 +旧制度の技能実習生の受検者数 分子:(3級合格者数+2級合格者数×1.5)×1.2 * 旧制度の技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。 * 当面の間、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響を受け、令和2年度又は令和3年度に入国した技能実習生がおらず、2・3級程度の技能検定等の実技試験の受検実績がない場合は、実績がない年度に応じ、更に過去の年度に遡って実績を記載することができる。 なお、当該取扱いにより本来の実績に比べ点数が低くなってしまう場合には、本来の直近3技能実習事業年度の実績を記載しても差し支えない。</p>	
	<p>III 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 * 2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2以上の実習実施者から合格者を輩出：5点 ・1の実習実施者から合格者を輩出：3点
	<p>IV 技能検定等の実施への協力 * 傘下の実習実施者が、技能検定委員（技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者）又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要とされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1以上の実習実施者から協力有：5点

③法令違反・問題の発生状況	【最大 5 点】																
	I 直近過去 3 年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> 改善未実施 : -50 点 改善実施 : -30 点 															
	II 直近過去 3 年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと	<ul style="list-style-type: none"> ゼロ : 5 点 10%未満又は 1 人以下 : 0 点 20%未満又は 2 人以下 : -5 点 20%以上又は 3 人以上 : -10 点 															
	III 直近過去 3 年以内に責めによるべき失踪があること	<ul style="list-style-type: none"> 該当 : -50 点 															
	IV 直近過去 3 年以内に傘下の実習実施者に不正行為があること（監理団体が不正を発見して機構に報告した場合を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> 計画認定取消し（実習監理する実習実施者の数に対する認定を取り消された実習実施者（旧制度で認定取消し相当の行政指導を受けた者を含む。）の数の割合） <table> <tr><td>15%以上</td><td>-10 点</td></tr> <tr><td>10%以上 15%未満</td><td>-7 点</td></tr> <tr><td>5%以上 10%未満</td><td>-5 点</td></tr> <tr><td>0%を超え 5%未満</td><td>-3 点</td></tr> </table> 改善命令（実習監理する実習実施者の数に対する改善命令を受けた実習実施者（旧制度で改善命令相当の行政指導を受けた者を含む。）の数の割合） <table> <tr><td>15%以上</td><td>-5 点</td></tr> <tr><td>10%以上 15%未満</td><td>-4 点</td></tr> <tr><td>5%以上 10%未満</td><td>-3 点</td></tr> <tr><td>0%を超え 5%未満</td><td>-2 点</td></tr> </table> 	15%以上	-10 点	10%以上 15%未満	-7 点	5%以上 10%未満	-5 点	0%を超え 5%未満	-3 点	15%以上	-5 点	10%以上 15%未満	-4 点	5%以上 10%未満	-3 点	0%を超え 5%未満
15%以上	-10 点																
10%以上 15%未満	-7 点																
5%以上 10%未満	-5 点																
0%を超え 5%未満	-3 点																
15%以上	-5 点																
10%以上 15%未満	-4 点																
5%以上 10%未満	-3 点																
0%を超え 5%未満	-2 点																
④ 相談・支援体制	【最大 45 点】																
	I 機構・監理団体が実施する母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	<ul style="list-style-type: none"> 有 : 5 点 															
	II 技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を	実習監理を行う実習実施者の数															

	行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるための受け入れに協力する旨の機構への登録を行っていること。	に対する登録した実習実施者の数の割合 50%以上 15 点 50%未満 10 点
	III 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるために、当該技能実習生の受け入れを行ったこと。	実習監理を行う実習実施者の数に対する受け入れた実習実施者の数の割合 50%以上 25 点 50%未満 15 点
	IV 技能実習生の住環境の向上に向けた取組 (i) 入国後講習時の宿泊施設 (ii) 実習時の宿泊施設	・有 : i 5点/ii 5点
⑤地域社会との共生		【最大10点】
	I 受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を行っている実習実施者を支援していること	・有 : 4点
	II Iにおいて、実習実施者が認定日本語教育機関又は登録日本語教員を活用していること	・有 : 3点
	III 地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	・有 : 3点
	IV 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	・有 : 3点

(1) 技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制に関するもの

- 監理団体が行う定期の監査は、監理団体内部の複数の役職員が担当するものですが、その実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知することは、監査の適正な実施に資するものであることから、配点を設け、マニュアル等の策定を推奨しています。なお、直近過去3年以内に適正な実習監理を行っていないかったことを理由として改善命令を受けたことがある場合は、当該マニュアルが監査を担当する職員に周知されているとは認められません。
- また、監理事業に関与する常勤の役職員に比して、実習監理を行う実習実施者が多くなっている場合、実習監理を適正に行なうことが難しくなってくることから、監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率が1:5未満であるなど、その比率が低い場合に、一定の配点を設けています。

○ 監理団体については、監理責任者及び指定外部役員以外の役職員に対しては、監理責任者等講習(第8章の主務大臣が告示した養成講習機関が実施する講習)の受講は義務付けられていないものの、監査を指揮する監理責任者又は指定外部役員以外の役職員についても、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から、当該講習の受講は効果的であることから、受講した場合に優良な監理団体の要件の加点要素としてすることで、これを推奨するものです。

また、「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間における講習の受講実績を指します。直近3技能実習事業年度の受講実績ではありません。

○ この他、以下の事項についても、監理団体が業務として行うことが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資するものであることから、加点要素としてすることで、推奨するものです。

① 実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、

研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること

② 帰国後の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること

③ 技能実習生のあっせんに関し、監理団体の役職員が送出国での事前面接をしていること

④ 帰国後技能実習生に関し、送出機関と連携して、就職先の把握を行っていること

①に関し研修の実施、マニュアルの配布などの支援については、傘下の実習実施者の全てに対して支援を行うことが求められます。

②に関し「帰国後の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること」については、フォローアップ調査への協力依頼が仮に当該監理団体に届いた際に適切に協力することを約することを求める趣旨ですが、実際にフォローアップ調査への協力依頼があった場合には、実際に協力していただく必要があります(対象となる技能実習生への調査表の配布を怠る等、協力が得られていないことが明らかな場合には加点されません。)。

③に関し全ての技能実習生のあっせんに際して事前面接を行うことまでが必要な訳ではありませんが、少なくとも年に1回は送出国での事前面接を行っていることが求められます。

④に関し全ての帰国後技能実習生に関して就職先を把握していることまでが必要な訳ではありませんが、少なくとも全ての送出機関と連携して就職先の把握の取組みを行っていることが求められます。

【確認対象の書類】

- ・ 優良要件適合申告書(参考様式第2-14号)
- ・ 優良要件適合申告書・別紙1(参考様式第2-14号別紙1)

- * 監理責任者及び指定外部役員以外の役職員に講習受講者があり、加点要素として申告する場合
- ・ 講習受講者全員の受講証明書の写し
 - * 監理責任者及び指定外部役員以外の役職員に講習受講者があり、加点要素として申告する場合

(2) 技能等の修得等に係る実績に関するもの

- 監理団体が実習監理を行った技能実習における技能等の修得等に係る実績について、優良な監理団体の要件の評価項目としています。これは、技能等の修得等を実際に行わせるのは、傘下の実習実施者ですが、監理団体が技能実習を適正に実習監理することが、技能等の修得等に係る実績につながるという考え方によるものです。
- 具体的な評価項目の考え方は、優良な実習実施者に関するもの(第4章第2節第11)の(1)技能等の修得等に係る実績に関するものを御参照ください。

【確認対象の書類】

- ・ 優良要件適合申告書(参考様式第2-14号)
- ・ 優良要件適合申告書・別紙2(参考様式第2-14号別紙2)
- ・ 優良要件適合申告書・別紙3(参考様式第2-14号別紙3)

(3) 法令違反・問題の発生状況に関するもの

- 「直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること(旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。)」については、改善命令を受けたことのある者には、法令違反の実績があることから大幅な減点を行うものです。以下について留意することが必要です。

※ 「改善命令」は技能実習法第 36 条第1項に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が行う改善命令のことです。

 - ① 「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間を指します。直近3技能実習事業年度ではありません。ただし、「優良」の判断について、申請後に生じた事情も勘案して行います。
 - ② 旧制度の改善命令相当の行政指導とは、以下のものを指します。
 - ・ 地方出入国在留管理局からいわゆる「不正行為の通知」を受け、技能実習生の受入れを一定期間認めない旨の指導を受けていたもの(この起算点は、不正行為を行った時点ではなく、「不正行為の通知」を受け取った日です。)
 - ・ 上記のほか、旧制度の監理団体としての活動に関し、地方出入国在留管理局から個別に「旧制度の改善命令相当の行政指導」に当たる旨の通知を受けたもの(こ

の起算点は、当該通知内に記載されます。)

③ 「改善命令」における「改善実施」とは、その実施が主務省庁に承認されたものをいいます(主務省庁に改善報告等を行っているが、承認待ちの場合は、「改善未実施」です。)。

○ 「直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと」については、失踪がゼロ又は失踪の割合が低いことを優良な監理団体の要件の加点要素とすることにより、失踪防止に關し積極的な配慮を行う監理団体となることを推奨するものです。以下について留意することが必要です。

① 「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間を指します。直近3技能実習事業年度ではありません。

② 「直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと」における失踪とは、監理団体等から外国人技能実習機構に対し「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出されたもの(同届出書の訂正を行った場合を含む。)を指します。

③ 次の分子分母によります。

- ・ 分子：過去3年以内の失踪者数
- ・ 分母：過去3年以内において新たに受入れを開始した技能実習生の総数

④ 「10%未満又は1人以下」、「20%未満又は2人以下」又は「20%以上又は3人以上」の区分については、一律に失踪の割合だけで評価した場合には小規模な監理団体では少數の失踪者が発生しただけでも大きな減点となってしまうことに配慮して失踪者数による評価を可能としたものです。失踪の割合よりも失踪者数により評価した方が申請者に有利な場合には失踪者数により評価を行うこととなります。

○ 「直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること」については、責めによるべき失踪を発生させたことのある者は、技能実習を適正に実施する能力が乏しいと考えられることから、大幅な減点を行うものです。以下について留意することが必要です。

① 「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間を指します。直近3技能実習事業年度ではありません。

② 責めによるべき失踪であるか否かは個別具体的な判断となります。例えば、技能実習生に対して劣悪な環境下での業務を強制する、技能実習生に対する暴行等を図る等の事情により失踪が発生したと考えられる場合には、帰責性があると判断されることになります。

○ 「直近過去3年以内に傘下の実習実施者に不正行為があること(監理団体が不正を発見して機構に報告した場合を除く。)」については、傘下の実習実施者が不正行為を

行った場合には、技能実習を適正に監理できていなかったと考えられることから、その割合に応じて減点を行うものです。以下について留意することが必要です。

- ① 「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間を指します。直近3技能実習事業年度ではありません。
- ② 次の分子分母によります。
 - ・ 分子：過去3年以内に技能実習計画の認定の取消し又は改善命令を受けた傘下の実習実施者の数
 - ・ 分母：過去3年以内において実習監理を行った実習実施者の総数
- ③ 旧制度の認定取消し相当の行政指導とは、以下のものを指します。
 - ・ 地方出入国在留管理局からいわゆる「不正行為の通知」を受け、技能実習生の受入れを一定期間認めない旨の指導を受けていたもの(この起算点は、不正行為を行った時点ではなく、「不正行為の通知」を受け取った日です。)
- ④ 旧制度の改善命令相当の行政指導とは、③のほか、以下のものを指します。
 - ・ 旧制度の実習実施機関としての活動に関し、地方出入国在留管理局から個別に「旧制度の改善命令相当の行政指導」に当たる旨の通知を受けたもの(この起算点は、当該通知内に記載されます。)

【確認対象の書類】

- ・ 優良要件適合申告書(参考様式第2-14号)

(4) 相談・支援体制に関するもの

- 「機構・監理団体が実施する母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること」については、監理団体に技能実習生から相談があった際に速やかに機構や監理団体で実施している母国語相談の窓口を紹介したりできるよう、その手順をあらかじめ定めて関係職員に周知しておくことを求めるものです。マニュアル等の内容は、その分量にかかわらず、技能実習生から相談を受けた際に適切に対応できるよう母国語相談・支援の実施方法や手順が具体的に記載されたものである必要があります。なお、直近過去3年以内に監理団体が改善命令を受けた場合であって、その理由が技能実習生からの相談に適切に応じなかつたこと又は技能実習生等への助言、指導その他の必要な措置を講じなかつたことである場合は、当該マニュアルが関係職員に周知されているとは認められません。
- 「技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるための受入れに協力する旨の機構への登録を行っていること。」については、他の実習実施者の事業上・経営上の都合等やむを得ない事情(※)により技能実習の継続が困難とな

った技能実習生に引き続き技能実習の機会を与えるため、受入れに協力する旨の機構への登録を現に行っていることを推奨するものです。なお、実習監理を行う実習実施者のうち、機構へ登録した実習実施者の割合が5割以上であるなど、割合によって一定の配点を設けています。

※ 実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情。

- 「直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるために、当該技能実習生の受入れを行ったこと(旧制度下における受入れを含む。)」については、他の実習実施者の事業上・経営上の都合等やむを得ない事情により技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習の機会を与えるため、他の監理団体から技能実習生を引き受けて技能実習を行わせることは技能実習生の保護にも資することから、これを推奨するものです。受け入れた技能実習生が1名いれば、この要件に適合します。「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間を指します。なお、実習監理を行う実習実施者のうち、受け入れた実習実施者の割合が5割以上であるなど、割合によって一定の配点を設けています。
- 「技能実習生の住環境の向上に向けた取組」については、入国後講習又は実習時の宿泊施設の確保に関し、次のいずれかの取組を行っている場合をいいます。
 - ① 次のいずれにも該当する入国後講習時の宿泊施設を確保した上で、受け入れる全ての技能実習生に個室を確保する場合に加点の対象となります。
 - ア 本人のみが利用する個室(4.5 m²以上)を確保し、当該個室が「寝室」(詳細は第4章第2節第10(2)④)の要件を満たすものであること。
 - ※ リビング、ダイニング、バス、トイレ等を共有する寮に居住する場合は、本人のみが利用できる居室が確保されていることが必要。また、入国後講習時の宿泊施設として、実習実施者が確保した宿泊施設を使用(例:監理団体が確保した寮に居住せずに実習実施者の宿泊施設から入国後講習施設に通勤)する場合には、技能実習生を受け入れる全ての実習実施者について、優良な実習実施者の要件(技能実習生の住環境の向上に向けた取組)を満たすものであることが必要。
 - イ 監理責任者の責任の下、感染症予防対策を徹底していること。
 - ※ 毎日の検温(記録を含む。)、アルコール消毒液の設置、ダイニングにアクリル板やビニールカーテンの設置など。
 - ② 実習時の宿泊施設に関し、実習実施者等に対し、次のいずれかの支援を行い、当

該実習実施者が優良な実習実施者の要件の中「③技能実習生の待遇(Ⅲ技能実習生の住環境の向上に向けた取組)」の加点対象となった場合に限り、加点の対象となります。

- ア 監理団体が確保している物件(本人のみが利用する個室(上記①アに同じ。)が確保されているものに限る。)を技能実習生の実習中の宿泊施設として実習実施者又は技能実習生に貸与していること。
- イ 本人のみが利用する個室の確保ができる借上物件を探している実習実施者又は技能実習生の相談に乗り、条件に見合う宿泊施設を紹介すること(実際に借上げに至った場合に限る。)。
- ウ 技能実習生が自らの意思で住居(本人のみが利用する個室が確保されているものに限る。)を選び、自ら貸主と賃貸借契約を締結する場合に連帯保証人となる又は家賃債務保証業者を確保すること。

【確認対象の書類】

- ・ 優良要件適合申告書(参考様式第2-14号)
 - ・ 実習先変更支援サイトの登録画面の写し
 - ・ 優良要件適合申告書・別紙4(参考様式第2-14号別紙4)
- ※ 実習実施者においても、実習先変更により受け入れた技能実習生が複数いる場合には、優良要件適合申告に際して、各技能実習生の所要の情報を整理した一覧表(様式自由)を作成する必要があるため、傘下に該当する実習実施者があり、かつ監理団体において受入れ技能実習生名簿(別紙4)を作成している場合には、監理団体は、適宜、同名簿に記載されている所要の情報の提供を行ってください。提供に当たっては、個人情報の取扱いに十分注意してください。具体的には、実習実施者が必要とする情報(実習先変更により受け入れた各技能実習生の氏名、国籍・地域、性別、生年月日、受入れ年月日及び実習先変更時の技能実習計画番号)以外は、提供を行わないよう留意してください。
- ・ 入国後講習時の宿泊施設が加点対象となることを明らかにする資料(見取り図や施設のパンフレットなど)
 - *「技能実習生の住環境の向上に向けた取組」の①を加点対象として申告する場合
 - ・ 実習実施者に貸与している物件、相談・紹介により借上げに至った宿泊施設が加点対象となること又は連帯保証人や家賃債務保証業者を確保したことを明らかにする資料(宿泊施設の見取り図、賃貸借契約書など)
 - *「技能実習生の住環境の向上に向けた取組」の②を加点対象として申告する場合
- ※少なくとも一つの実習実施者において受け入れている全ての技能実習生の宿泊施設に関する資料が必要です。

(5) 地域社会との共生に関するもの

- 技能実習生と地域社会との共生を図る取組みを行うことは、一義的には技能実習生に実習を行わせる実習実施者に求められるものですが、監理団体が技能実習生と地域社会との共生を図る取組みを行っている実習実施者を支援することも重要であるため、優良な監理団体の要件の加点要素とすることで、これを推奨するものです。
- 「受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を行っている実習実施者を支援していること」については、例えば、以下の事由が該当します。単に日本語学校の紹介をすること、日本語のみの時間を実習中に設定させること、職員との日常会話の機会を増やすことといった対応のみでは、日本語の学習の支援を行っている実習実施者を支援しているとはいえない。
 - ① 実習実施者が受け入れた技能実習生が認定日本語教育機関へ通学等する際の金銭的支援をすること
 - ② 技能実習生の日本語教育を実施する実習実施者に登録日本語教員を手配すること
 - ③ 実習実施者が実施する日本語講習の教材を用意すること
 - ④ 日本語教育を実施する実習実施者へ外部講師を手配すること
 - ⑤ 日本語学校へ通学する際の金銭的支援をすること
- また、技能実習生への日本語の学習の支援に当たっては、日本語教育を適正かつ確実に実施する観点から、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」により認定された認定日本語教育機関又は登録日本語教員を活用していることがより望ましいことから、上記①又は②の方法により技能実習生に日本語の学習の支援を行っている場合は、その他の方法で日本語の学習の支援を行っている場合に上乗せして加点することとしています。
- 「地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者を支援していること」については、例えば、以下の事由が該当します。一般人向け(日本人向け)のイベントを単に周知するといった対応のみでは、地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者を支援したとはいえない。
 - ① 地域祭りを実習実施者と共同で企画して技能実習生を参加させること
 - ② 実習実施者と共同してボランティア活動に技能実習生を参加(ゴミ拾い、老人ホーム訪問など)させること
 - ③ 実習実施者と共同して町内会に技能実習生を参加させること
 - ④ 実習実施者と共同で国際交流イベントを実施して技能実習生を参加させること
- 「日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者を支援していること」については、例えば、以下の事由が該当します。技能実習生と日本食を単に食べに行く機会を

設定させる、一般人向け(日本人向け)のイベントを単に周知するといった対応のみでは、日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者を支援していたとはいえない。

- ① 実習実施者と共同で季節ごとのイベントを実施(正月、花見、月見等)すること
- ② 実習実施者と共同で文化講習を実施(実施者の施設内もしくは実施者の主導による茶道体験、折り紙、着付け、和食作り等)すること
- ③ 外部の文化講習等を受講する際の金銭的支援をすること
- ④ 実習実施者と共同で社会科見学(博物館・美術館・寺院等の見学)を実施すること

【確認対象の書類】

- ・ 優良要件適合申告書(参考様式第2-14号)

第8 監理事業を適正に遂行することができる能力を有することに関するもの

【関係規定】

(許可の基準等)

法第25条 主務大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があった場合において、その申請者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。

ハ 前各号に定めるもののほか、申請者が、監理事業を適正に遂行することができる能力を有するものであること。

- 監理団体は、監理事業を適正に遂行することができる能力を有しなければなりません。監理事業について、技能実習法をはじめ、関係する法令に従って遂行するとともに、監理事業の許可を受けた監理団体は、実習実施者に対する監査や技能実習生の相談支援などを行う必要があることから、特に実習実施者との関係で中立的に運営することが必要です。事業が適正に行えるよう、必要な体制も整えなければなりません。また、相談応需体制の整備に当たり、実習実施者又は技能実習生のプライバシーが確保されるよう留意する必要があります。

(1) 技能実習法等に従って監理事業を遂行できること

- 監理団体は、許可を受けた後に、技能実習法に従って、監理事業を適正に遂行することができる能力を有し続けなければなりません。
- このため、技能実習法に定める許可の要件を満たすほか、それ以外の監理団体に関わるあらゆる規定を遵守することが求められますが、特に、
 - ① 監理費は、適正な種類及び額の監理費をあらかじめ用途及び金額を明示した上

で徴収すべきこと(法第28条、第5章第5節「監理費(技能実習法第28条)」参照)

- ② 自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならないこと(法第38条、第5章第15節「名義貸しの禁止(技能実習法第38条)」参照)
- ③ 適切な監理責任者を事業所ごとに選任すべきこと(法第40条、第5章第17節「監理責任者の実施等(技能実習法第40条)」参照)

といった事項は、監理団体が、技能実習法等の関係法令に従って監理事業を遂行するに当たって必要不可欠な事項であるため、許可を受ける段階から、これらの事項について、適切に遂行する意思があることを確認することとなります。

【確認対象の書類】

- ・ 監理団体許可申請書(省令様式第11号)
- ・ 監理事業計画書(省令様式第12号)
- ・ 申請者の誓約書(参考様式第2-2号)
- ・ 監理責任者の住民票の写し
- ・ 監理責任者の履歴書(参考様式第2-4号)
- ・ 監理責任者の就任承諾書及び誓約書(参考様式第2-5号)
- ・ 監理責任者の常勤性が確認できる書類

※ 監理責任者の常勤性が確認できる書類として、①及び②の資料の提出をお願いします。

- ① 社会保険の加入を証明する以下のいずれかの書類(保険者番号、被保険者等記号・番号被保険者整理番号、基礎年金番号及び監理責任者以外の情報をマスキングしたものを提出してください。)
 - ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
 - ・健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
 - ・健康保険等の被保険者証の写し
- ② 賃金台帳の写し及び出勤簿等の写し

※ 上記の社会保険の加入を証明する書類の提出が難しい場合は、提出が困難であること及び常勤の役員又は職員であることについての具体的な説明文書、賃金台帳の写し及び出勤簿等の写し

- ・ 監理責任者に対する講習を修了したことを証明する書類

(2) 中立的な事業運営ができる体制が確保されていること

- 監理団体は監理事業として実習実施者に対する監査や技能実習生に対する相談支援を行います。このため、実習実施者との関係で中立的であることが求められます。このための措置として、常勤の監理責任者の責任の下、業務運営を行うこと(法第40条、第5章第17節「監理責任者の設置等(技能実習法第40条)」参照)や外部役員

及び外部監査の措置を講じることが法律上も求められています(規則第30条、第5章第2節第5「外部役員及び外部監査に関するもの」参照)。

また、相談応需体制の整備に当たり、実習実施者又は技能実習生のプライバシーが確保されるよう留意する必要があります。

- あわせて、監査の際にヒアリングを受けたり、相談する立場にある技能実習生にとって、中立的な事業運営を行っていることが外形的にも確認できる状況にあることも必要です。

【確認対象の書類】

- ・事務所の所在地(地方事務所含む)
- ・申請者における構成員の事務所所在地が分かるもの

(3) 監理事業のための適切な体制が確保されていること

- 監理団体は技能実習生の相談支援を行う必要があり、その体制が適切に整備されていることが求められます。具体的には、技能実習生がアクセスしやすい場所に事業所を設置することが望まれ、やむを得ず、実習先から遠隔地に事業所を置く場合には、電話やメール等で相談できるような環境を整えるとともに、技能実習生を緊急的に支援する必要がある場合に、速やかに対応できる体制を整えることが重要です。

- また、監理事業を行う事業所について、所在地、構造、設備、面積等が、以下の要件を満たしていることが、監理事業を適正に遂行する観点から求められます。

① 所在地が適切であること

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)で規制する風俗営業や性風俗関連特殊営業等が密集するなど、監理事業の運営に好ましくない場所にないこと。

所在地が適切であるか否かは、事業所の置かれた状況により、総合的に判断されますが、例えば、同一の建物内に風俗店が存在している場合や、事業所に風俗店が隣接している場合など、そうした立地が原因で技能実習生の相談支援等の監理団体の果たすべき責務を適正に行えない場合には、監理事業の運営に好ましくない場所であると考えられます。

② 名称が適切であること

監理事業を行う事業所の名称(愛称等も含む。)が、利用者に機構その他公的機関と誤認させるものでないこと。

③ 事業所の設置が適切であること

上記(2)の趣旨を踏まえ、以下の事項を満たすことが必要となります。

- ア プライバシーが確保されていること

- ・ 監理団体の事業所が、他の事業者の事業所等と混在していないこと。

団体監理型技能実習の場合には、監理団体の事業所が他の事業者の事業所や監理団体の役職員など個人の住居と混在している状況は適切ではないため、監理団体が占有するスペースに、他者が了解を得ずに立ち入ることのないよう、監理団体の事業所は他の事業者の事業所等とは独立していることが外形上も分かる形で整備されていることが必要です。

例えば、他の事業者の事務所の一部を監理団体の事業所とすることや、他の事業者の事務所や作業場所等を通過しなければ監理団体の事業所に入室できないような場合は、監理団体の事業所が独立しているとは認められません。

また、実習実施者等の事業所が隣接している場合には、単に上記のように独立しているだけでは足りず、相談に際して技能実習生が不利益な取扱いを受けるおそれがないよう、例えば、双方の事業所への入室の動線が重ならないようにすることや予約制、近隣の貸部屋の確保等の措置を講ずることなどにより、相談者のプライバシーを保護することが求められます。

- ・ プライバシーを保護しつつ団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等に対応することが可能であること。

具体的には、相談応需対応を行う場所について、個室の設置、パーテイション等での区分(実習実施者等の事業所と隣接している場合は、上記の措置を講ずることも含む。)により、プライバシーを保護しつつ団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等に対応することが可能である構造を有することが求められます。

ただし、上記の構造を有しない場合でも、予約制、近隣の貸部屋の確保等により、他の団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等と同室にならずに、相談者のプライバシーを保護している場合は、この要件を満たしているものと認められます。

イ 便宜供与を受けていないこと

- ・ 事業所は、団体監理型実習実施者等又はこれらと密接な関係を有する者が所有する建物等に設置しないこと(※)。

※団体監理型実習実施者等又はこれらと密接な関係を有する者以外の者が所有する建物であっても、団体監理型実習実施者等又はこれらと密接な関係を有する者から転借(有償無償を問わない。)している場合便宜供与を受けているものとして判断されることになります。

これらの者が所有する建物等にやむを得ず事業所を設置する場合には、当該団体監理型実習実施者等に対する監理事業（技能実習生のあっせんを含む）について、別の監理団体で行うことが必要です。

その上で、プライバシーの確保に関する措置については、入り口を実習実施者等の事務所とは別にする、実習実施者等の事務所とは施錠可能な扉や壁で区切るなど、独立した構造である必要があります。

- ・ 事業所に関する賃貸借契約を締結する際には、団体監理型実習実施者等又はこれらと密接な関係を有する者を連帯保証人にしないこと。

これらの者をやむを得ず連帯保証人にする場合には、当該団体監理型実習実施者等に対する監理事業（技能実習生のあっせんを含む）について、別の監理団体で行うことが必要です。

- ・ 事業所について無償又は安価に提供を受けるなど、金銭以外の手段により便宜を受けていないこと。

ウ 事業所の面積がおおむね20m²以上であること

- ・ 事務機器設置、情報管理、来訪者対応等について適切に対応できるレイアウトが確保されていること。

単に20m²以上確保されているだけではなく、監理事業を行うことについて、支障のないレイアウトが確保されていることが必要です。例えば、一部が遊休スペースとなっており事業所として利用されている面積が20m²未満である場合や、来訪者対応のための適切な場所や動線が確保されていない場合は、要件を満たさないと判断される場合があります。

【確認対象の書類】

- ・ 監理事業計画書（省令様式第12号）
- ・ 監理事業に関する資産の権利関係を証する書類（事業所に係る不動産の登記事項証明書、賃貸借契約書の写し等）

（4）適正な事業運営の確保に関するもの

- さらに、監理団体は、その存立目的、形態、規約等から認められる範囲で監理事業を行うものであることが求められます。
- このため、法の次の各条文の内容を含む業務の運営に関する規程を有し、これに従って適正に運営されることが必要です。最低限盛り込む事項を示した規程の例を別紙⑤として示していますので、参考にしてください。なお、この規程は、個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程と一体のものとして差し支えないものです。

※ 第1条(目的)、第3条(基本理念)、第5条(監理団体等の責務)、第27条(職業安定法の特例等(注))第28条(監理費)、第38条(名義貸しの禁止)、第39条(認定計画に従った実習監理等)、第40条(監理責任者の設置等)、第42条(監査報告等)及び第43条(個人情報の取扱い)。

(注) 読替え後の職業安定法第5条の3(労働条件の明示)、第5条の6(求人の申込み)、第5条の7(求職の申込み)、第5条の8(紹介の原則)、第32条の12(取扱職種の範囲等)及び第34条において準用する第20条(労働争議に対する不介入)が該当。

○ 団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、次の要件を満たすものであることが必要です。

- ① 申請又は届出を行った外国の送出機関のみを利用し、それ以外のものを利用するものではないこと。
- ② 申請又は届出を行った国又は地域の技能実習生になろうとする者からの求職の申込みの取次ぎのみを受けることとし、それ以外の国又は地域を取り扱うものではないこと。
- ③ 我が国の出入国又は労働に関する法令はもとより、送出国の出入国又は労働に関する法令を遵守して活動するものであること。
- ④ 技能実習生等に対して渡航費用その他の費用を貸し付け、又は実習実施者等がそれらの費用を貸し付けた技能実習生等に対して、雇用関係の成立のあっせんを行うものないこと。

○ 以上で述べたもののほか、監理団体の役員や監理責任者としてふさわしくない者がある場合(例えば、役員や監理責任者が外国人である場合に在留資格で認められている活動の範囲を超えるときや、監理団体の役員の中に欠格事由に該当する者がいた場合で、当該役員の交代を行わず引き続き在籍する場合など)がある場合などは、監理事業を適正に遂行することができる能力を有するとは認められません。

【確認対象の書類】

- ・ 申請者の定款又は寄附行為の写し
- ・ 監理事業を行う事業所ごとの監理団体の業務の運営に係る規程の写し
- ・ 送出国において、申請者の活動が認められていることを証明する書類
 - * 外国の送出機関から取次ぎを受けない場合に限る。送出国において許可等を受けて活動している場合には、その許可証等の写し

第3節 許可の欠格事由(技能実習法第26条)

監理団体の許可の欠格事由は、法第26条及びその関係政令に定められています。技能実習法を遵守することが期待できない者が、監理事業を行うことがないよう、監理団体の許可には、欠格事由が設けられており、以下のいずれかに該当する者は、監理団体の許可を受けることができません。

第1 関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由

【関係規定】

(許可の欠格事由)

法第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第一項の許可を受けることができない。

一 第十条第二号、第四号又は第十三号に該当する者

二～四 (略)

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

イ 第十条第一号、第三号、第五号、第六号、第十号又は第十一号に該当する者

ロ 第一号(第十条第十三号に係る部分を除く。)又は前号に該当する者

ハ・ニ (略)

六 (略)

(認定の欠格事由)

法第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定(第四号に規定する規定を除く。)であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第五十条(第二号に係る部分に限る。)及び第五十二条の規定を除く。)により、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

四 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二

百十四条第一項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第百五十六条、第百五十九条若しくは第百六十条第一項、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第五十一条前段若しくは第五十四条第一項(同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第百二条、第百三条の二若しくは第百四条第一項(同法第百二条又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四十六条前段若しくは第四十八条第一項(同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。)又は雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第八十三条若しくは第八十六条(同法第八十三条の規定に係る部分に限る。)の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの)

政令第1条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。)第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百十七条(船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。)、第百十八条第一項(労働基準法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。)、第百十九条(同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。)及び第百二十条(同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定
- 二 船員法(昭和二十二年法律第百号)第百二十九条(同法第八十五条第一項の規定に係る部分に限る。)、第百三十条(同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十五条及び第六十六条(同法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。)の規定に係る部分に限る。)及び第百三十一条(第一号(同法第五十三条第一項及び第二項、第五十四条、第五十六条並びに第五十八条第一項の規定に係る部分に限る。)及び第三号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第百三十五条第一項の規定(これらの規定が船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。)
- 三 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第六十三条、第六十四条、第六十五条(第一号を除く。)及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定
- 四 船員職業安定法第百十一条から第百十五条までの規定
- 五 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十一条の三、第七十一条の四、第七十三条の二、第七十三条の四から第七十四条の六の三まで、第七

十四条の八及び第七十六条の二の規定

六 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

七 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第四十条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定及び当該規定に係る同条第二項の規定

八 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第四十九条、第五十条及び第五十一条(第二号及び第三号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

九 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

十 労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定

十一 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第四十八条、第四十九条(第一号を除く。)及び第五十一条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十九条、第二十条及び第二十一条(第三号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定

十三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十二条から第六十五条までの規定

十四 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第三十二条、第三十三条及び第三十四条(第三号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

十五 労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第百十八条、第百十九条及び第百二十一条の規定、船員職業安定法第八十九条第八項の規定により適用される船員法第百二十九条から第百三十一条までの規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第百十九条及び第百二十二条の規定

○ 関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由としては、以下のいずれかに該当する場合が想定されています。

- ① この法律その他出入国又は労働に関する法律に違反し、罰金刑に処せられた者がある場合(法第26条第1号(法第10条第2号)・政令第1条)
- ② 社会保険各法及び労働保険各法において事業主としての義務に違反し、罰金刑に処せられた者がある場合(法第26条第1号(法第10条第4号))
- ③ 役員のうちに拘禁刑(※)以上の刑に処せられた者がある場合(法第26条第5号)

イ(法第10条第1号))

④ 役員のうちに暴力団関係法、刑法等に違反し、罰金刑に処せられた者がある場合
(法第26条第5号イ(法第10条第3号))

※ 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第 67 号)第2条の規定による改正
前の刑法(明治 40 年法律第 45 号。以下「旧刑法」という。)第 12 条に規定する懲
役及び旧刑法第 13 条に規定する禁錮を含みます。

○ いずれも、「刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日
から5年を経過しない者」がその対象となります。

※ 刑の執行猶予の言渡しを受けた後、その言渡しを取り消されることなく猶予の期間を
経過した者は、刑の「執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して
5年を経過していない場合」には該当せず、その言渡しを取り消されることなく猶予の期
間を経過することによって直ちに欠格事由を離脱することになります。大赦又は特赦に
より刑の言渡しの効力を失った者についても同様です。

【確認対象の書類】

- ・ 監理団体許可申請書(省令様式第11号)
- ・ 登記事項証明書、役員の住民票の写し
 - * 未成年者がある場合で、法定代理人があるときは当該法定代理人分も含む。

【留意事項】

○ 住民票の写しについて

マイナンバーの記載のないものの提出が必要です。また、日本人の場合には、本籍の記
載があるものの提出が必要となります。外国人(特別永住者を除く。)の場合は、国籍(国又
は地域)、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号が記載されたもの、
特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書の番号が記載されたもの
に限られます。

第2 技能実習法による処分等を受けたこと等による欠格事由

【関係規定】

(許可の欠格事由)

法第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第一項の許可を受けることがで
きない。

- 一 (略)
- 二 第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五
年を経過しない者
- 三 第三十七条第一項の規定による監理許可の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年

法律第八十八号)第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、第三十四条第一項の規定による監理事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

四 第二十三条第一項の許可の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

イ (略)

ロ 第一号(第十条第十三号に係る部分を除く。)又は前号に該当する者

ハ 第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消された場合(同項第二号の規定により監理許可を取り消された場合については、第一号(第十条第十三号に係る部分を除く。)に該当する者となったことによる場合に限る。)において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた者の役員であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ニ 第三号に規定する期間内に第三十四条第一項の規定による監理事業の廃止の届出をした場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の役員であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

六 (略)

○ 技能実習法による処分等を受けたこと等による欠格事由としては、以下のいずれかに該当する者が想定されています。

- ① 監理団体の許可を取り消された日から5年を経過しない者(取り消された者の役員であった者を含む。)等(法第26条第2号、第3号及び第5号ハ・ニ)
- ② 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者(法第26条第4号及び第5号ロ)

○ 「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者」(法第26条第4号)については、以下に規定するもののほか、個別具体的な事案の重大性に応じて該当性が判断されることとなります。

- ① 出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為

ア 法施行前の技能実習における「不正行為」として、技能実習の適正な実施を妨げるものと認められる旨の通知を受けている者(不正行為が終了した日後、法務省令に規定されていた受入れ停止期間が経過していないものに限る。)

なお、申請者が法人である場合にあっては、当該法人の役員が、法施行前の技能実習における「不正行為」として、技能実習の適正な実施を妨げるものと認められ

る旨の通知を受けている監理団体又は実習実施機関の法人の役員(当該「不正行為」があった期間又は時点の役員である場合に限る。)も含む。

イ 入管法第73条の2第1項各号の規定する行為(以下「不法就労助長行為」という。)を行い、唆し、又はこれを助けた者

ウ 事業活動に関し外国人に不正に入管法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは同法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為(以下「偽変造文書行使等」という。)に及んだ者

② 労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

　労働基準関係法令で送検され、かつ、刑罰(法第10条第2号及び第4号に規定されている罰金刑は除く。)が確定された者

※ 「申請の日前5年以内」に該当するか否かは、当該刑罰に係る行為時で判断することとし、刑罰の対象となった違反が技能実習生に係る違反か否かにはなりません。

※ 「労働基準関係法令」には、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法などがあります。

③ 技能実習法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

　監理事業に関し手数料等を受け取る、他人に監理事業を行わせるなどの技能実習法令違反の態様が重大悪質と認められる者

【確認対象の書類】

- ・ 監理団体許可申請書(省令様式第11号)
- ・ 登記事項証明書、役員の住民票の写し

＊ 未成年者がある場合で、法定代理人があるときは当該法定代理人分も含む。

【留意事項】

○ 欠格事由の対象となる役員について

　法人の役員に形式上なっている者のみならず、実態上法人に対して強い支配力を有すると認められる者についても対象となります。具体的には、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者ことを指します。

第3 申請者等の行為能力・役員等の適格性の観点からの欠格事由

【関係規定】

(許可の欠格事由)

法第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第一項の許可を受けることができない。

一～四 (略)

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

イ 第十条第一号、第三号、第五号、第六号、第十号又は第十一号に該当する者

ロ～ニ (略)

六 (略)

(認定の欠格事由)

法第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。

五 心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの

六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(技能実習に関する業務を適正に行うことができない者)

規則第16条の2 法第十条第五号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により技能実習に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

○ 申請者等の行為能力・役員等の適格性の観点からの欠格事由としては、役員のうちに以下のいずれかに該当する者がある場合になります。

- ① 技能実習に関する業務を適正に行うことができない者(精神の機能の障害により技能実習に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(法第26条第5号イ(法第10条第5号))
- ② 行為能力に制限がある者(破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者)(法第26条第5号イ(法第10条第6号))
- ③ 未成年の法定代理人で欠格事由に該当する者(法第26条第5号イ(法第10条第11号))

【確認対象の書類】

- ・ 監理団体許可申請書(省令様式第11号)
- ・ 役員の住民票の写し

* 未成年者がある場合で、法定代理人があるときは当該法定代理人分も含む。

第4 暴力団排除の観点からの欠格事由

【関係規定】

(許可の欠格事由)

法第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第一項の許可を受けることができない。

一 第十条第二号、第四号又は第十三号に該当する者

二～四 (略)

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

イ 第十条第一号、第三号、第五号、第六号、第十号又は第十一号に該当する者

ロ～ニ (略)

六 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

(認定の欠格事由)

法第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。

十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員
(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第十二号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。)

十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

○ 暴力団排除の観点からの欠格事由としては、以下のいずれかに該当する者が想定されています。

- ① 暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者)
(法第26条第5号イ(法第10条第 10 号))
- ② 暴力団員等がその事業活動を支配する者(法第26条第1号(法第10条第 13 号))
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者(法第26条第6号)

【確認対象の書類】

- ・ 監理団体許可申請書(省令様式第11号)
- ・ 登記事項証明書、役員の住民票の写し

* 未成年者がある場合で、法定代理人があるときは当該法定代理人分も含む。

第4節 職業安定法の特例により監理団体等が講ずべき措置(技能実習法第27条)

【関係規定】

(職業安定法の特例等)

法第27条 監理団体は、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十条第一項及び第三十三条第一項の規定にかかわらず、技能実習職業紹介事業(監理団体の実習監理を受ける団体監理型実習実施者等のみを求人者とし、当該監理団体の実習監理に係る団体監理型技能実習生等のみを求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における技能実習に係る雇用関係の成立をあっせんすることを業として行うものをいう。以下この条において同じ。)を行うことができる。

- 技能実習法は、技能実習生の職業紹介からその後の技能実習の監理まで一貫して同一の団体において行うことが望ましいとの観点から、実習実施者等と技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんと実習実施者に対する技能実習の実施に関する監理を一貫して業として行う事業を監理事業として定義し、監理団体の許可制としています。
- このため、監理団体の許可を受けなければ、監理事業を行うことができないこととされ、職業安定法上の許可を受け又は届出をしただけでは、技能実習に関する雇用関係の成立のあっせんを行うことはできません。
- 技能実習生を受け入れようとする場合には、監理団体の許可を受けた後に実習実施者等と技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんを行うようにする必要があります。
- また、監理団体の許可を受けていたとしても、職業安定法上の許可を受け又は届出を行っていない場合には、技能実習関係以外の日本人等の雇用関係の成立のあっせんを行うことはできません。

【留意事項】

- 職業安定法上の許可又は届出の取扱いについて

技能実習法に基づく監理団体の許可を受けた場合には、技能実習に関する雇用関係の成立のあっせんは、職業安定法上の許可を受け又は届出をしなくとも実施可能となります。また、技能実習法の施行前に、技能実習に関する雇用関係の成立のあっせんのみを目的に職業安定法上の許可を受け又は届出をしている場合は、職業安定法上の許可又は届出については、日本人の職業紹介を別途行うといった事情が特段ない場合には、職業安定法上の規定に基づき廃止届出を提出することが可能となります。なお、廃止届出をしない場合

には、職業安定法により職業紹介事業者に対して課されている義務(例:事業報告書の提出)が、引き続き課されることになります。

○ 船員職業安定法上の許可の取扱いについて

技能実習法に基づく監理団体の許可を受けた場合においても、法律上、船員職業安定法の特例は設けられていませんので、船員職業安定法上の許可は別途取得することが必要です。これは、海上労働の特殊性(長期間の孤立性、陸上の支援・保障を受けられない自己完結性、危険性、職住一致等)を有する船員の利益を確保するために、別途国土交通大臣からの許可を得ることを求めているものです。

【関係規定】

(職業安定法の特例等)

法第27条

- 2 監理団体が行う技能実習職業紹介事業に関しては、監理団体を職業安定法第四条第十項に規定する職業紹介事業者、同法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者若しくは同法第三十三条第一項の許可を受けた者又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関とみなして、職業安定法第五条の二、第五条の三、第五条の四第一項及び第三項、第五条の六から第五条の八まで、第三十二条の十二及び第三十二条の十三(これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の五から第三十四条まで、第四十八条並びに第四十八条の三第二項及び第三項並びに労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第五条の三第三項及び第四項、第五条の四第一項及び第三項、第五条の六第一項第三号、第三十二条の十三(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)並びに第三十三条の六の規定中「厚生労働省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三十二条の十二第一項及び第三項(これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の六、第四十八条並びに第四十八条の三第二項及び第三項並びに労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十二条第一項及び第十二条第二項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「主務大臣」とする。
- 3 前項において読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十二第一項(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。
- 4 前三項に定めるもののほか、技能実習職業紹介事業に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(労働条件等の明示)

- 規則第32条 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第五条の三第三項の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。
- 一 団体監理型技能実習生等に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件(以下「従事すべき業務の内容等」という。)の範囲内で従事すべき業務の内容等を特定する場合
 - 二 団体監理型技能実習生等に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等を削除する場合
 - 三 従事すべき業務の内容等を追加する場合
- 2 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 前項第一号の場合において特定する従事すべき業務の内容等
 - 二 前項第二号の場合において削除する従事すべき業務の内容等
 - 三 前項第三号の場合において追加する従事すべき業務の内容等
- 3 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第四項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 団体監理型技能実習生等が従事すべき業務の内容に関する事項
 - 二 労働契約の期間に関する事項
 - 三 就業の場所に関する事項
- 四 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項
- 五 賃金(臨時に支払われる賃金、賞与及び労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)第八条各号に掲げる賃金を除く。)の額に関する事項
- 六 健康保険法(大正十一年法律第七十号)による健康保険、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による厚生年金、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険及び雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による雇用保険の適用に関する事項
- 七 団体監理型技能実習生等を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項
- 4 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第四項の主務省令で定める方法は、前項各号に掲げる事項(以下この項及び次項において「明示事項」という。)が明らかとなる次のいずれかの方法とする。ただし、技能実習職業紹介(監理団体の実習監理を受ける団体監理型実習実施者等(団体監理型実習実施者又は団体監理型技能実習を行わせようとする者をいう。以下同じ。)のみを求人者とし、当該監理団体の実習監理に係る団体監理型技能実習生等のみを求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人

者と求職者との間における技能実習に係る雇用関係の成立をあっせんすることをいう。以下同じ。)の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらのことによることができない場合において、明示事項をあらかじめこれらのこと以外の方法により明示したときは、この限りでない。

- 一 書面の交付の方法
 - 二 次のいずれかの方法によることを書面被交付者(明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この条及び第三十五条第三項において同じ。)が希望した場合における当該方法
 - イ ファクシミリを利用してする送信の方法
 - ロ 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下「電子メール等」という。)の送信の方法(当該書面被交付者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成するものに限る。)
- 5 前項第二号イの方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同号ロの方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係る通信端末機器に備えられたファイルに記録された時に、それぞれ当該書面被交付者に到達したものとみなす。
- 6 団体監理型実習実施者等は、団体監理型技能実習生等に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等に関する記録を、当該明示に係る技能実習職業紹介が終了する日(当該明示に係る技能実習職業紹介が終了する日以降に当該明示に係る労働契約を締結しようとする者にあっては、当該明示に係る労働契約を締結する日)までの間保存しなければならない。

(求人等に関する情報の的確な表示)

第三十二条の二 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の四第一項の主務省令で定める方法は、書面の交付の方法、ファクシミリを利用してする送信の方法若しくは電子メール等の送信の方法又は著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第八号に規定する放送、同項第九号の二に規定する有線放送若しくは同項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置その他電子計算機と電気通信回線を接続してする方法その他これらに類する方法とする。

- 2 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の四第一項の主務省令で定める情報は、次のとおりとする。
- 一 自ら又は団体監理型実習実施者等に関する情報
 - 二 法に基づく業務の実績に関する情報
- 3 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の四第三項の規定により、求人等に関する情報を提供するに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない

ない。

- 一 当該情報の提供を依頼した者又は当該情報に自らに関する情報が含まれる者から、当該情報の提供の中止又は内容の訂正の求めがあったときは、遅滞なく、当該情報の提供の中止又は内容の訂正をすること。
- 二 当該情報が正確でない、又は最新でないことを確認したときは、遅滞なく、当該情報の提供を依頼した者にその内容の訂正の有無を確認し、又は当該情報の提供を中止すること。
- 三 次に掲げるいずれかの措置

- イ 団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等に対し、定期的に求人又は団体監理型技能実習生等に関する情報が最新かどうかを確認すること。
- ロ 求人又は団体監理型技能実習生等に関する情報の時点を明らかにすること。

(求人の申込みを受理しない場合)

規則第33条 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の六第一項第三号の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 団体監理型実習実施者等が職業安定法施行令(昭和二十八年政令第二百四十二号)第一条第一号又は第三号に掲げる法律の規定に違反する行為(労働基準法施行規則第二十五条の二第一項並びに第三十四条の三第一項及び第二項の規定に違反する行為を含む。以下この号において「違反行為」という。)をした場合であって、法第二十七条第二項の規定によりみなして適用する職業安定法第五条の六第二項の規定による報告の求め(以下この項において「報告の求め」という。)により、次のいずれかに該当することが確認された場合
 - イ 技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為のは正が行われていないこと又はは正が行われた日から起算して六月を経過していないこと(当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において当該違反行為と同一の規定に違反する行為(ロにおいて「同一違反行為」という。)をしたことがある場合その他当該違反行為が団体監理型技能実習生等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがある場合に限る。)。
 - ロ 当該違反行為に係る事件について刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第二百三条第一項(同法第二百十一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。)若しくは第二百四十六条の規定による送致又は同法第二百四十二条の規定による送付(以下このロにおいて「送致等」という。)が行われ、その旨の公表が行われた場合であって、次のいずれかに該当すること。
 - (1) 当該送致等の日前に当該違反行為のは正が行われた場合(当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であって、当該違反行為のは正が行われた日から当該送致等の日までの期間((2)において「経過期間」という。)が六月を超えるときに限る。)であって、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該送致等の日から起算して六月を経過していないこと。

(2) 当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合(当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であって、経過期間が六月を超えないときに限る。)であって、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該送致等の日から起算して一年から経過期間を減じた期間が経過していないこと。

(3) 当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合(当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合を除く。)又は当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われていない場合であって、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該送致等の日から起算して一年を経過していないこと、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月が経過していないこと。

二 団体監理型実習実施者等が職業安定法施行令第一条第二号に掲げる法律の規定に違反する行為(以下この号において「違反行為」という。)をし、法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第四十八条の三第三項の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ 技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為(以下このロにおいて「同一違反行為」という。)を行った場合であって、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が団体監理型技能実習生等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

三 団体監理型実習実施者等が職業安定法施行令第一条第四号に掲げる法律の規定に違反する行為(以下この号において「違反行為」という。)をし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第三十条の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ 技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為(以下このロにおいて「同一違反行為」という。)を行った場合であって、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が団体監理型技能実習生等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

四 団体監理型実習実施者等が職業安定法施行令第一条第五号に掲げる法律の規定に違反する行為(以下この号において「違反行為」という。)をし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第五十六条の二の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ 技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為(以下このロにおいて「同一違反行為」という。)を行った場合であって、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が団体監理型技能実習生等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

2 監理団体が、法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の六第一項ただし書の規定により技能実習職業紹介に関する求人の申込みを受理しないときは、団体監理型実習実施者等に対し、その理由を説明しなければならない。

(取扱職種の範囲等の届出等)

規則第34条 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十二第一項(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、法第二十三条第二項の申請又は法第三十二条第三項の規定による届出と併せて、別記様式第十一号又は別記様式第十七号により行うものとする。

2 法務大臣及び厚生労働大臣は、法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十二第三項(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により、監理団体に対し、取扱職種の範囲等の変更を命令するときは、別記様式第十三号により通知するものとする。

(取扱職種の範囲等の明示等)

規則第35条 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十三(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、団体監理型実習実施者等の情報(技能実習職業紹介に係るものに限る。)及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱いに関する事項とする。

2 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十三(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による明示は、技能実習職業紹介に関する求人の申込み又は求職の申込みを受理した後、速やかに、第三十二条第四項各号のいずれかの方法により行わなければならない。ただし、技能実習職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方針によることができない場合において、当該明示すべき事項(次項において「明示事項」という。)をあらかじめこれらの方針以外の方法に

より明示したときは、この限りでない。

3 第三十二条第四項第二号イの方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同号口の方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係る通信端末機器に備えられたファイルに記録された時に、それぞれ当該書面被交付者に到達したものとみなす。

(主務大臣の指導等)

規則第36条 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十三条の六の規定により法務大臣及び厚生労働大臣が行う指導、助言及び勧告は、書面により行うものとする。

- 監理団体及び団体監理型実習実施者等は、技能実習法第27条第2項の規定により読み替えて適用する職業安定法の規定に基づき、
 - ・ 労働条件等の明示(職業安定法第5条の3)
 - ・ 求人等に関する情報の的確な表示(職業安定法第5条の4)
 - ・ 取扱職種の範囲等の届出(職業安定法第32条の12)
 - ・ 取扱職種の範囲等の明示(職業安定法第32条の13)
 - ・ 職業紹介事業者の責務(職業安定法第33条の5)等に関して適切に対応する必要があります。
- 監理団体が行う技能実習職業紹介事業については、技能実習法第27条第2項の規定により読み替えて適用する職業安定法第48条の規定に基づき、監理団体及び団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示、求人等に関する情報の的確な表示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針(平成29年法務省・厚生労働省告示第2号)に具体的な留意点等を定めています。
- 特に監理団体が行う求人の申込みの受理については、以下の留意事項のほか、上記指針第3の1に定める「監理団体における求人の申込みの受理に関する事項」及び「職業紹介事業の業務運営要領」(以下 URL)を御参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172486.html>

【留意事項】

- 取扱職種の範囲等の届出について

法第27条第2項の規定により読み替えて適用する職業安定法第32条の12第1項の規定により、監理団体は取扱職種の範囲等の届出を行わなければならないこととされていますが、その届出は、監理団体の許可の申請又は監理団体の許可の変更の届出の際に、これらの手続と併せて行うこととしています。

○ 求人の受理に当たっての手続

法第27条第2項の規定により読み替えて適用する職業安定法第5条の6第1項ただし書は、監理団体が同条同項各号に該当する求人の申込みを受理しないことができる旨を定めており、受理した場合であっても法に違反することとはなりません。ただし、当該規定は、不適切な求人により技能実習生の実習継続に悪影響が及ぶことを防ぐこと等を目的としており、監理団体は、その趣旨を踏まえ、以下に記載するところにより、所要の対応を行うことが求められます。

- ・ 原則として、実習実施者等に対し、求人の申込みが職業安定法第5条の6第1項各号のいずれかに該当するか否かを自己申告させるべきこと(指針第4の1(1))。

(職業安定法第5条の6第1項各号のうち、同項第3号及び第5号については、求人の申込みが各号に該当するか否かについて求人内容から判断することができないが、各実施者が不受理事由に該当するか否かに関する情報の公表は行われないため、監理団体は、求人の受理に当たり、同法第5条の6第2項の規定に基づき、実習実施者等が各不受理事由に該当するか否かの自己申告を求める。なお、実習実施者等が正当な理由なく自己申告に応じない場合には、同法第5条の6第3項違反となり、監理団体は、同条第1項第6号により、当該求人からの求人の申込みを受理しないことができる。)

- ・ 求人の申込みが同法第5条の6第1項各号のいずれかに該当することを知った場合は、当該求人の申込みを受理しないことが望ましいこと。(指針第4の1(2))

(制度の趣旨を踏まえ、実習実施者等からの自己申告を通じて、求人の申込みが求人不受理事由に該当することを知った場合は、当該求人の申込みを受理しないことが望ましいこと。)

第5節 監理費(技能実習法第28条)

【関係規定】

(監理費)

法第28条 監理団体は、監理事業に関し、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等その他の関係者から、いかなる名義でも、手数料又は報酬を受けてはならない。

2 監理団体は、前項の規定にかかわらず、監理事業に通常必要となる経費等を勘案して主務省令で定める適正な種類及び額の監理費を団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収することができる。

(監理費)

規則第37条 法第二十八条第二項の主務省令で定める適正な種類及び額は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、監理費の徴収方法は同表の上欄に掲げる種類に応じて同表の下欄に定めるとおりとする。

種類	額	徴収方法
職業紹介費	団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用(募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支払う費用その他の実費に限る。)の額を超えない額	団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から徴収する。
講習費(第一号団体監理型技能実習に限る。)	監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用(監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。)の額を超えない額	入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から徴収する。
監査指導費	団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用(団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。)の額を超えない額	団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から徴収する。
その他諸経費	その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用(実費に限る。)の額を超えない額	当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から徴収する。

- 監理団体は、監理事業に通常要する経費等を勘案して規則第37条で定められた適正な種類及び額の監理費を実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収することができることとされており、それ以外の場合には、いかなる名義でも手数料又は報酬を徴収することはできません。技能実習生等からは、直接的又は間接的にも、負担を求めるることはできません。
 - 事業所について無償又は安価に提供を受けるなど、金銭以外の手段により便宜を受けることは認められていません。
- ※ 技能実習生が外国の送出機関へ支払う手数料が、外国の送出機関を経由して監理団体に流れている場合等は、監理団体が実質的に技能実習生から手数料を

徴収しているとみなされるため、法第28条第1項の規定に抵触することとなります。

- 監理費の種類は、「職業紹介費」「講習費」「監査指導費」「その他諸経費」に規則第37条において区分されており、それぞれ同条に定める額及び徴収方法の監理費が認められています。
- 「職業紹介費」は、実習実施者等と技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用とされており、職業紹介費に含まれる費用としては例えば以下のものが挙げられます。
 - ① 募集及び選抜に要する人件費、交通費
 - ・ 送出機関との連絡・協議に要する費用
 - ・ 実習実施者との連絡・協議に要する費用
 - ② 外国の送出機関へ支払う費用
 - ・ 外国の送出機関が技能実習生を監理団体に取り次ぐに当たって要する費用(人件費、事務諸経費、送出管理費等)
 - ・ 実習実施者と技能実習生の雇用契約の成立に資する目的で取り次ぐ前に送出機関が行った入国前講習に該当しない日本語学習・日本在留のための生活指導等の事前講習に要する費用
 - ・ 実習実施者と技能実習生の雇用契約の成立に資する目的で取り次ぐ前に送出機関が行った技能実習生に対する健康診断の費用
- なお、外国の送出機関が、監理団体への取次ぎを行うに際して、外国において技能実習生から手数料を徴収することもあり得ますが、一般論として、この手数料はあっせんに係るものには該当せず、職業紹介費に含まれるものではありません。
- 「講習費」は、入国前講習及び入国後講習に要する費用が該当します。講習費に含まれる費用としては、例えば、監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、講習手当、入国前・入国後講習委託費等が挙げられます。
- 「監査指導費」は、実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費等の費用が該当します。
- 「その他諸経費」としては、職業紹介費、講習費及び監査指導費に含まれない、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用であり、例えば以下のものが挙げられます。
 - ・ 技能実習生の渡航及び帰国に要する費用(帰国するまでの間の生活支援に要する費用を含む。)

- ・ 実習実施者及び技能実習生に対する相談、支援に要する費用(送出機関が日本に職員を派遣するなどして、技能実習生からの相談対応や支援等を行う場合、技能実習生が事故に遭った場合の対応に要する費用を含む。)
 - ・ 実習実施者の倒産等により技能実習が継続できなくなった場合の対応に要する費用
 - ・ その他職業紹介費、講習費及び監査指導費に含まれないもののうち、監理事業の実施に要する費用(人件費、事務諸経費、会議等の管理的費用等)
- 監理団体は、実習実施者から監理費を徴収した場合には、その収支を明らかにするために監理費管理簿(参考様式第4-5号)を監理事業を行う事業所ごとに作成し、それぞれの事務所に備え置かなければなりません。

【留意事項】

○ 監理費の徴収時点について

監理費の徴収については、「求人の申込みを受理した時以降」「講習の開始日以降」といった形で、実際に費用が発生した日以降に徴収する旨が規定されていますが、これはあくまで監理費として精算する時点を規定したもので。例えば、渡航及び帰国に要する費用や実習実施者の倒産等により技能実習が継続できなくなった場合の対応に要する費用については、予期せず急に出費が必要となる場合等もあることから、実習実施者等が事前に監理団体に一定の金銭を預託しておき、費用が発生した時点で預託しておいた金銭から監理費として精算するという方法も可能です。この場合は、預託した金銭から監理費として精算した時点が、徴収時点となります。

○ 監理費の料金表の設定について

監理費の額については、職業紹介費、講習費、監査指導費及びその他諸経費のいずれの種類についても、規則第37条において実費に限る旨が規定されていますが、実費については決算等により事後的に確定する部分もあります。そのため、実費の確定前に、実費に相当する額が記載された監理費の料金表(監理費表)を定め、実習実施者等から事前に預託させることは差し支えありません。

○ この場合、監理費表に基づき預託させた監理費については、決算等の結果に基づき、実費として適正なものであったかについて事後的な確認が必要となります。また、監理費表についても、実費としてふさわしい設定となっているか、不斷に見直しを行うことが必要となります。

監理費表は、監理団体の業務の運営に関する規程の別表であることから、この監理費表に基づいて監理費の徴収を行っていること又は預託させることが明確になるよう、令和5年6月以降はインターネットにより公表しなければなりません。ただし、インターネットによる公表が困難である相当の理由がある場合には、引き続き監理団体の事業所内に、一般の人からも見える場所に掲示することも認められます。なお、監理費表は、実費の範囲内で見直しが

可能です。

○ 監理費が実費であることについて

監理費の額については、職業紹介費、講習費、監査指導費及びその他諸経費のいずれの種類においても、規則第37条において実費に限る旨の規定がされているため、それぞれについて、徴収額と支出額が一致することが原則であることに留意する必要があります。

あらかじめ監理費を預託させた場合において、預託額が、監理費として精算(徴収)した額を上回るときは、当該額については、決算後に精算することや、それ以降に監理費として預託させる額を減額するなどの手法により実習実施者に対して返還することが求められ、返還せずに他の用途に費消する等した場合には、法第 28 条第1項で禁止されている手数料又は報酬を受けたものと見なされる場合があります。また、監理費を預託させた場合や、監理費(預託金)を次年度に繰り越す場合には、会計上、その金額等を明らかにしておくことが求められます。

○ 送出機関へ支払う費用について

監理費はあらかじめ用途及び金額を明示して徴収したものであることから、一旦徴収した送出管理費は全額を送出機関へ支払う必要があり、技能実習生の途中帰国や失踪等を理由に送出管理費を減額して支払うことはできません。

また、送出機関への送出管理費の支払いに当たっては、支払の証明が容易な送金手続により支払い、かつ、協定に送金先口座を明記するなどの措置が望されます。

○ 毎月定額を預託する場合の取扱いについて

監理費の料金表に基づき実習実施者が事前に監理団体へ毎月定額を預託する場合についても、監理費の種類ごとの預託額を明確にしておく必要があります。

このように事前に預託を受ける場合にあっては、預託額を記録するとともに、監理費として精算(支出)した場合は、その旨を監理費管理簿に記載する必要があります。

○ 監理費管理簿について

監理費管理簿は監理費の収支を明らかにするために作成するものですが、同時に事業報告書の「14 監理費徴収実績」部分を明らかにするものもありますので、監理費管理簿の「対象期間」は、事業報告書の「報告対象技能実習事業年度＜毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるもの＞」と合わせることが望されます。

○ 監理費管理簿(参考様式第4-5号)の記載について

監理費管理簿は、監理費の徴収・支出・設定の適正性を担保するために作成が義務づけられているものであり、会計帳簿の作成をもって監理費管理簿の作成を省略することはできません。

なお、監理費管理簿には、監理費の区分を明記して記載する必要があります。

また、人件費・交通費など、1 回の支出に關係する実習実施者が複数にわたり明らかでないときには、実習実施者の記載を省略することができます。

第6節 許可証(技能実習法第29条)

【関係規定】

(許可証)

法第29条 主務大臣は、第二十三条第一項の許可をしたときは、監理事業を行う事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

- 2 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、監理事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があったときは提示しなければならない。
- 3 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を主務大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならぬ。
- 4 主務大臣は、機構に、第一項の規定による交付又は前項の規定による再交付に係る事務を行わせることができる。
- 5 主務大臣は、前項の規定により機構に第一項の規定による交付若しくは第三項の規定による再交付に係る事務を行わせることとするとき、又は機構に行わせていた第一項の規定による交付若しくは第三項の規定による再交付に係る事務を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

(許可証)

規則第38条 法第二十九条第一項(法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の許可証(以下単に「許可証」という。)は、別記様式第十四号によるものとする。

- 2 法第二十九条第三項(法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第十五号による申請書の正本一部及び副本二部を提出しなければならない。
- 3 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該事実のあった日から十日以内に、第一号から第三号までの場合にあっては監理事業を行う全ての事業所に係る許可証、第四号の場合にあっては廃止した事業所に係る許可証、第五号の場合にあっては発見し、又は回復した許可証を返納しなければならない。
 - 一 許可が取り消されたとき。
 - 二 許可の有効期間が満了したとき。
 - 三 監理事業を廃止したとき。
 - 四 監理事業を行う事業所を廃止したとき。
 - 五 許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。
- 4 許可証の交付を受けた者が合併により消滅したときは、合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者は、当該事実のあった日から十日以内に、監理事業を行う全ての事業所に係る許可証を返納しなければならない。

- 監理団体の許可を受けると、監理事業を行う事業所の数と同じ枚数の許可証が発行され、監理団体に交付されます。許可証の交付を受けた監理団体は、事業所ごとに許可証を備え付け、関係者から請求があればいつでも提示できるようにしておかなければなりません。
- 監理団体は、許可を受けた後に、許可の取消しや事業所の廃止など許可証の返納事由(規則第38条第3項各号)が生じた場合や、許可証の交付を受けた者が合併により消滅した場合には、10日以内に、監理事業を行う全ての事業所に係る許可証を機構の本部事務所の審査課に返納しなければなりません。
- 交付された許可証を亡失又は滅失した場合には、監理団体は、監理団体許可証再交付申請書(省令様式第15号)を機構の本部事務所の審査課に提出し、許可証の再交付を受ける必要があります。申請に際して、正本1通及び副本2通を提出する必要があります。なお、申請書の添付書類については、申請書の正本1通に添付することが必要であり、副本1通には添付する必要はありません。

また、許可証の再交付を受けた後に、亡失した許可証を発見し、又は回復した場合にあっては、その発見又は回復した許可証を機構の本部事務所の審査課に返納しなければなりません。

第7節 許可の条件(技能実習法第30条)

【関係規定】

(許可の条件)

法第30条 監理許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、監理許可の趣旨に照らして、又は当該監理許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該監理許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであってはならない。

- 監理団体の許可には条件を付されることがあります。付される条件の具体例としては、例えば以下のものが挙げられます。
 - ① 取扱職種の範囲等に関するもの
 - ・「実習監理をする団体監理型技能実習の取扱職種は、適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点からの指導を担当する技能実習計画の作成指導者が在籍する職種の範囲に限る。」(監理団体の役職員に技能実習計画の作成指導者として、技能実習生に修得等をさせようとする技能等について一定の経験や知識がある者が在籍していなければならないという趣旨(規則第52条第8号参照))

※ 監理団体は、その法人形態によって実習監理を受ける団体監理型実習実施者が監理団体の組合員や会員等である場合に限っているものがあり、取扱職種を営む実習実施者が監理団体に加入することができるよう、法人の定款等で明らかにする必要があります(規則第29条第1項参照)。

② 特定の職種及び作業に関するもの

- ・「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省・厚生労働省令第3号)第29条第2項又は第52条第1号若しくは第16号の規定に基づき、法務大臣及び厚生労働大臣が特定の職種及び作業として指定している職種及び作業(●●職種の●●作業を除く。)を除く。」(法務大臣及び厚生労働大臣が特定の職種及び作業として指定しているものについて、事業所管大臣が告示をもって監理団体の法人、業務の実施に関する基準等を定めている場合には、当該告示に定める基準を満たしていることを主務大臣が確認した上で実習監理を行わせる趣旨)

③ 受け入れる技能実習生の国籍(国又は地域)に関するもの

- ・「実習監理をする団体監理型技能実習生の国籍は、相談体制が構築された国籍の範囲に限る。」(監理団体が受け入れている技能実習生の国籍に応じた相談応需体制を整備していかなければならないという趣旨(規則第52条第14号参照))

○ また、例えば、技能実習生の受け入れ期間中に優良な監理団体の要件(法第25条第1項第7号)を満たさなくなった監理団体に対して、一般監理事業から特定監理事業への許可の職権変更を行うまでの一時的措置として、「第3号技能実習の実習監理は、既に実習監理を開始している技能実習に限り、新たな第3号技能実習の実習監理は認めない。」「新たな技能実習の実習監理の場合、技能実習生の受け入れ人数枠は、規則第16条第1項(優良な実習実施者でない場合の規定)を適用する。」といった旨の条件を事後的に付すことも想定されています。

○ 監理団体の許可に、条件が付される場合には、監理団体許可証にその内容が記載されます。記載事項が長文になる場合には、別紙により条件が指定されることもあります。

○ 許可条件に反した場合は、監理団体の許可取消し等の処分の対象となることがあります。

○ 監理団体は、許可に条件が付された後に、条件が付された理由が解消された場合には、当該条件の変更を申し出ることができます。この場合は、事前に機構の本部事務所の審査課に御相談ください。

【留意事項】

- 監理団体が特定の職種・作業に係る技能実習を新たに行う場合又は特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が告示をもって定める監理団体の法人、業務の実施に関する基準を満たさなくなった場合について

監理団体が特定の職種・作業に係る技能実習を新たに行う場合又は特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が告示をもって定める監理団体の法人、業務の実施に関する基準を満たさなくなった場合には、監理団体許可に係る上記②などの条件の変更が必要となります。要件を満たすこととなる場合には、特定の職種・作業の固有条件に係る確認書類とともに、監理団体許可条件変更申出書(参考様式第2-17号)を提出しなければなりません。

第8節 許可の有効期間等(技能実習法第31条)

【関係規定】

(許可の有効期間等)

法第31条 第二十三条第一項の許可の有効期間(次項の規定により許可の有効期間の更新を受けた場合にあっては、当該更新された有効期間)は、当該許可の日(次項の規定により許可の有効期間の更新を受けた場合にあっては、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日)から起算して三年を下らない期間であって監理事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間とする。

- 2 前項に規定する許可の有効期間(以下この条において「許可の有効期間」という。)の満了後引き続き当該許可に係る監理事業(次条第一項の規定による変更の許可があつたとき、又は第三十七条第二項の規定による特定監理事業に係る許可への変更があつたときは、これらの変更後の許可に係るもの)を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。
- 3 主務大臣は、許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第二十五条第一項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。
- 4 許可の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を納付しなければならない。
- 5 第二十三条第二項から第五項まで、第二十四条、第二十五条第二項及び第三項、第二十六条(第二号、第三号並びに第五号ハ及びニを除く。)並びに第二十九条の規定は、許可の有効期間の更新について準用する。

(監理団体の許可の有効期間)

政令第2条 法第三十一条第一項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一般監理事業(法第二十三条第一項第一号に規定する一般監理事業をいう。以下この

- 条において同じ。)に係る監理許可(法第二条第十項に規定する監理許可をいう。次号において同じ。)を受けた場合(第三号及び第四号に規定する場合を除く。) 五年
- 二 特定監理事業(法第二十三条第一項第二号に規定する特定監理事業をいう。以下この条において同じ。)に係る監理許可を受けた場合(第五号及び第六号に規定する場合を除く。) 三年
- 三 法第三十一条第二項の規定により一般監理事業に係る許可の有効期間(同項に規定する許可の有効期間をいう。以下この条において同じ。)の更新を受けた場合であって、当該更新に際し、従前の一般監理事業に係る許可の有効期間において一般監理事業の実施に優れた能力及び実績を有するものとして主務省令で定める基準に適合すると認められたとき 七年
- 四 法第三十一条第二項の規定により一般監理事業に係る許可の有効期間の更新を受けた場合であって、前号に掲げる場合以外のとき 五年
- 五 法第三十一条第二項の規定により特定監理事業に係る許可の有効期間の更新を受けた場合であって、当該更新に際し、従前の特定監理事業に係る許可の有効期間において特定監理事業の実施に優れた能力及び実績を有するものとして主務省令で定める基準に適合すると認められたとき 五年
- 六 法第三十一条第二項の規定により特定監理事業に係る許可の有効期間の更新を受けた場合であって、前号に掲げる場合以外のとき 三年
(長期の有効期間が認められる者)
- 規則第39条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令第二条第三号及び第五号の主務省令で定める基準は、従前の監理事業に係る許可の有効期間において法第三十六条第一項又は第三十七条第三項の規定による命令を受けていないこととする。
- (許可の有効期間の更新の手数料)
- 規則第40条 法第三十一条第四項の主務省令で定める額は、九百円に監理事業を行う事業所の数を乗じて得た額とする。
- 2 法第三十一条第五項において準用する法第二十四条第五項の主務省令で定める額は、一万七千百円に監理事業を行う事業所の数を乗じて得た額とする。
(許可の有効期間の更新の申請等)
- 規則第41条 法第三十一条第五項において準用する法第二十三条第二項の申請は、許可の有効期間が満了する日の三月前までに、別記様式第十一号による申請書の正本一部及び副本二部を提出して行わなければならない。
- 2 更新後の許可証の交付は、更新前の許可証と引換えに行うものとする。
(更新申請書の記載事項)
- 規則第42条 法第三十一条第五項において準用する法第二十三条第二項第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- | |
|--------------------------|
| 一 第二十六条各号(第七号を除く。)に掲げる事項 |
| 二 監理団体の許可年月日及び許可番号 |

- 監理団体の許可の有効期間は、監理事業の実施に関する能力及び実績を勘案して、以下のとおり定められています。

	①初回	②更新 (優れた能力及び実績を有する場合)	③更新 (②以外の場合)
一般監理事業	5年	7年	5年
特定監理事業	3年	5年	3年

- 監理事業の実施に関し優れた能力及び実績を有すると判断されるのは、従前の監理事業に係る許可の有効期間(更新の申請がされた際に現に有する許可の有効期間をいい、それ以前のものは含みません。)において改善命令や業務停止命令を受けていないなど監理事業を適正に行っていると認められる場合です。

- 許可の有効期間の満了後引き続き当該許可に係る監理事業を行おうとする者は、有効期間が満了する日の3か月前までに、監理団体許可有効期間更新申請書(省令様式第11号)を機構の本部事務所の審査課に提出しなければなりません。

※ 許可の有効期間の更新を受けることができなかつた場合、当該許可に係る監理事業は行うことができず、実習実施者や技能実習生など関係者に与える影響も大きいため、注意が必要です。

なお、許可の有効期間の更新を受けることができなかつた監理団体は、実習実施者が他の監理団体へ円滑に変更できるよう協力する必要があるとともに、後継の監理団体が実習監理契約を結ぶまでは、規則第12条第1項第6号及び第52条第9号に基づく技能実習生の帰国情費負担及び帰国が円滑になれるよう必要な措置(以下「帰国情費負担措置」という。)を講ずることが求められます。

※ 有効期間更新申請時の直近の財務諸表において債務超過となっている場合は、原則として、申請時点での債務超過が解消していることが月次試算表等で確認できる場合に限り更新を受けられます。

※ 許可時に債務超過の解消が条件として付されている場合は、有効期間更新申請時の直近の事業年度末時点で債務超過が解消されていることが有効期間更新の条件となります。

【留意事項】

- 許可の有効期間の更新を受けることができなかつた監理団体については、原則として、対象となる監理団体が実習監理する全ての技能実習生について、当該監理団体の実習監理

の下では実習を継続することができないことがあります。

そのため、技能実習生が同一の実習実施者で引き続き実習を継続するためには、当該実習実施者が他の監理団体に監理団体を変更することが必要となります。その場合、新たな監理団体の指導を受けて、技能実習計画の変更の認定を受けることが必要となります。監理団体は、実習実施者が他の監理団体へ円滑に変更できるよう、必要な協力をに行ってください。

許可の有効期間の更新を受けることができなかつた場合であっても、帰国情費負担及び帰国情費負担措置の義務を引き続き負います。技能実習生の帰国に支障を来さないようにするために、帰国情費の全額を負担し、帰国情費負担措置として、技能実習生が帰国するまでの間、生活面等で困ることがないよう、技能実習生が置かれた状況に応じて、その支援を行うことが必要です。これは、帰国情予定の技能実習生が、帰国が困難である等の事情により他の在留資格に変更された場合であっても同様です。なお、許可の有効期間の更新を受けることができなかつた監理団体と後継の監理団体が協議の上、後継の監理団体が帰国情費の負担や帰国するまでの間の帰国情費負担措置を行うこととしても差し支えありません。

- また、許可の有効期間の更新を受けることができなかつた監理団体は、実習実施者等から徴収した監理費について、徴収と費用支出の時期に応じて適切に精算することが必要です。

例えば、①渡航及び帰国に要する費用や実習実施者の倒産等により技能実習が継続できなくなつた場合の対応に要する費用について、予期せず急に出費が必要となる場合等もあることから、実習実施者が事前に監理団体に一定の金額を預託していた場合、②決算等により事後的に確定する部分があり、実費の確定前に実費に相当する金額が記載された監理費の料金表を定め、実習実施者から事前に徴収していた場合、③監理費の料金表に基づき実習実施者が事前に監理団体へ毎月定額を預託していた場合等が考えられます

これら①～③のような場合には、許可の有効期間の更新をしない旨の通知を受けた時点で監理事業に要する費用を早急に確定させ、徴収した金額から当該費用を差し引き精算することが望ましいものです。費用の確定が遅れるような場合でも、必要な精算を行うについて、実習実施者等に対して早急に連絡することが重要です。また、許可の有効期間が満了する日までに徴収した送出管理費につき、許可の有効期間が満了する日の後に、送出機関への支払日が設定されている場合も考えられます。この場合、許可の有効期間の更新を受けることができなかつた監理団体は、既に徴収した送出管理費を送出機関へ支払うことは可能です。

なお、契約期間の途中における契約解除も想定されるため、監理団体と実習実施者の間において、契約解除に係る諸費用の精算方法について契約書に記載するなど、契約締結の段階で予め定めておくことが望まれます。

- 監理団体許可有効期間更新申請書(省令様式第11号)は、申請に際して、正本1

通及び副本2通を提出する必要があります。

- 許可の有効期間の更新申請に際しては、許可基準を満たしていることを証明する書類その他必要な書類を提出しなければなりません。具体的な書類については、別紙③において一覧表として示しています。また、必要な添付書類の詳細については、別途、機構HPでお知らせしておりますので、併せて御参照ください。
- なお、申請書の添付書類については、申請書の正本1通及び副本1通に添付することが必要です。
- 申請者は、許可の有効期間の更新手数料として、国に申請手数料を収入印紙により、機構に調査手数料を口座振込みにより、それぞれ納付しなければならないこととされています。許可の有効期間の更新手数料は以下のとおりです。

国(申請手数料)	900円×事業所数
機構(調査手数料)	17,100円×事業所数

- 具体的な申請手数料の収入印紙による納付方法、調査手数料の口座振込みによる納付方法等については、別途、機構のHP等でお知らせしておりますので、御参照ください。

第9節 変更の許可等(技能実習法第32条)

【関係規定】

(変更の許可等)

法第32条 監理団体は、監理許可に係る事業の区分を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。この場合において、監理団体は、許可証の書換えを受けなければならない。

- 2 前項の許可については、第二十三条第二項から第五項まで及び第七項、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第二号、第三号並びに第五号ハ及びニを除く。)並びに第二十九条の規定を準用する。
- 3 監理団体は、第二十三条第二項各号(第四号を除く。)に掲げる事項(主務省令で定めるものを除く。)に変更があったときは、変更の日から一月以内に、その旨を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が監理事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 第二十三条第四項の規定は、前項の事業計画書について準用する。
- 5 主務大臣は、第三項の規定による監理事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があったと

きは、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

- 6 監理団体は、第三項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。
- 7 第三項の規定による届出の受理に係る事務については第十八条の規定を、第五項の規定による許可証の交付に係る事務については第二十九条第四項及び第五項の規定を、それぞれ準用する。

(変更の許可の申請等)

規則第43条 法第三十二条第二項において準用する法第二十三条第二項の申請は、別記様式第十六号による申請書の正本一部及び副本二部を提出して行わなければならない。

- 2 変更後の許可証の交付は、変更前の許可証と引換えに行うものとする。

(事業区分変更許可申請書の記載事項)

規則第44条 法第三十二条第二項において準用する法第二十三条第二項第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第二十六条各号(第七号を除く。)に掲げる事項
- 二 監理団体の許可年月日及び許可番号
- 三 特定監理事業から一般監理事業への事業の区分の変更に係るものにあっては、一般監理事業を開始する予定日及び変更の理由
- 四 一般監理事業から特定監理事業への事業の区分の変更に係るものにあっては、一般監理事業を終える予定日及び変更の理由

(変更の許可の手数料)

規則第45条 法第三十二条第二項において準用する法第二十三条第七項の主務省令で定める額(一般監理事業への事業の区分の変更に係るものに限る。)は、二千五百円(監理事業を行う事業所の数が二以上の場合にあっては、九百円に当該事業所数から一を減じた数を乗じて得た額に二千五百円を加えた額)とする。

- 2 法第三十二条第二項において準用する法第二十四条第五項の主務省令で定める額(一般監理事業への事業の区分の変更に係るものに限る。)は、四万七千五百円(監理事業を行う事業所の数が二以上の場合にあっては、一万七千円に当該事業所数から一を減じた数を乗じて得た額に四万七千五百円を加えた額)とする。

(軽微な変更)

規則第46条 法第三十二条第三項の主務省令で定めるものは、法第二十三条第二項各号(第四号を除く。)に掲げる事項のうち監理事業の実施に実質的な影響を与えない変更とする。

(変更の届出等)

規則第47条 法第三十二条第三項の規定による届出は、別記様式第十七号によるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の届出に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合にあっては、別記様式第十七号による申請書の正本一部及び副本二部を提出しなければならない。
- 3 法第三十二条第三項の主務省令で定める書類は、法第二十五条第一項各号に掲げる事項を

証する書面及び第二十七条各号に掲げる書類のうち事業所の新設によって変更を生ずる事項に係るものとする。

- 4 法第三十二条第三項後段に規定する場合以外の場合には、第一項に規定する届出書又は第二項に規定する申請書には、監理事業を行う事業所ごとの監理事業に係る事業計画書、法第二十五条第一項各号に掲げる事項を証する書面及び第二十七条各号に掲げる書類のうち変更があった事項に係るもの添付しなければならない。

第1 変更の許可に関する事項

- 事業の区分を変更しようとする監理団体は、事業区分変更許可申請書及び許可証書換申請書(省令様式第16号)を機構の本部事務所の審査課に提出し、事業区分の変更の許可を受けなければなりません。事業の区分の変更には、特定監理事業の許可を受けた監理団体が優良な監理団体の要件を満たしたとして事業区分を一般監理事業に変更しようとする場合、一般監理事業の許可を受けた監理団体が優良な監理団体の要件を満たさなくなったとして事業区分を特定監理事業に変更しようとする場合が想定されています。
- 事業区分変更許可申請書及び許可証書換申請書(省令様式第16号)は、申請に際して、正本1通及び副本2通を提出する必要があります。
- 事業の区分の変更許可申請に際しては、許可基準を満たしていることを証明する書類その他必要な書類を提出しなければなりません。具体的な書類については、別紙③において一覧表として示しています。また、必要な添付書類の詳細については、別途、機構HPでお知らせしておりますので、併せて御参照ください。
- また、監理事業計画書(省令様式第12号)については、監理事業を行う事業所ごとに提出が必要です。したがって、事業所が複数ある場合には、当該事業所の数に応じて提出しなければなりません。
- なお、申請書の添付書類については、申請書の正本1通及び副本1通に添付することが必要です。
- 一般監理事業への事業の区分の変更許可申請に際しては、申請者は監理団体の事業の区分の変更許可手数料として、国に申請手数料を収入印紙により、機構に調査手数料を口座振込みにより、それぞれ納付しなければならないこととされています。許可手数料は以下のとおりです。

国 (申請手数料)	基本額 1件につき 2,500円 加算額 事業所が2以上の場合 900円×(事業所数-1)
機構 (調査手数料)	基本額 1件につき 47,500円 加算額 事業所が2以上の場合 17,100円×(事業所数-1)

- また、一般監理事業への事業の区分の変更に係るものである場合には、許可1件につき登録免許税を15,000円納付することが必要となります(登録免許税法別表第1第63号)。
- 具体的な申請手数料の収入印紙による納付方法、調査手数料の口座振込みによる納付方法、登録免許税の納付方法等については、別途、機構のHP等でお知らせしておりますので、御参照ください。

【留意事項】

- 事業の区分の変更許可申請に際して求められる要件について
特定監理事業から一般監理事業に変更する場合の事業の区分の変更許可申請に際しては、優良な監理団体の要件(法第25条第1項第7号)の部分のみならず、他の要件も含めて許可基準を全て満たしていることが必要となります。
- 事業の区分の変更許可が行われた場合の許可の有効期間について
従前の許可の有効期間に残存期間があるか否かにかかわらず、事業の区分の変更許可が行われた時点から新たな許可の有効期間が指定されることとなります。
- 一般監理事業から特定監理事業への変更について
一般監理事業の許可を受けた監理団体が、優良な監理団体の要件を満たさなくなった場合には、監理団体は、特定監理事業の許可への変更申請を自ら行うことが望まれます(自ら事業の区分の変更許可申請を行わなかった場合は、職権での許可区分の変更などの処分を受ける可能性があります。)。
特定監理事業への変更後は、第3号技能実習生の実習監理ができなくなりますので、既に受け入れて実習監理を行っている第3号技能実習生に関しては、他の監理団体への転籍等の手続が事前に必ず必要となります。
また、特定監理事業への変更後も、規則第16条第2項の規定の適用を受けて優良な監理団体として同条第1項に定める人数枠を超えて技能実習生を受け入れていた場合、技能実習計画の認定の取消し事由に該当することとなります。規則第16条第1項に定める人数枠を超える技能実習生については、速やかに、他の監理団体への転籍等の手続を行うことが望されます。

第2 変更の届出に関する事項

- 監理団体は、申請書の記載事項(事業の区分を除く。)に掲げる事項に変更があったときは、変更届出書(省令様式第17号)を機構の本部事務所の審査課に提出しなければなりません。また、届出事項が監理団体の許可証の記載事項に該当する場合は、変更届出書及び許可証書換申請書(省令様式第17号)を機構の本部事務所の審査課に提出しなければなりません。変更内容ごとの対応については、次の表を御参照ください。
- 変更届出をしようとする場合にあっては、変更の日から1か月以内に届出を行うことが必要です。届出をするに際しては、次の表に掲げる変更事由に応じた書類を併せて提出することが求められます。
- なお、変更届出を受理した後に、機構が監理団体の許可の各要件に適合しないものであることを確認した場合にあっては、当該変更を是正するよう指導することとなりますので、指導を受けた監理団体は当該指導に従うことが必要です。当該指導に従わない場合にあっては、監理団体の許可の取消し、改善命令等の対応につながることとなるので留意願います。
- また、届出事項が監理団体の許可証の記載事項に該当する場合には、変更届出書及び許可証書換申請書(省令様式第17号)の申請に際して正本1通及び副本2通を提出する必要があります。なお、申請書の添付書類については、申請書の正本1通及び副本1通に添付することが必要です。

表 監理団体の変更届出

申請書記載事項	届出の要否	添付資料	特記事項
1 監理団体の名称	○	・登記事項証明書	・変更届出と同時に許可証の書換申請も必要。
2 監理団体の住所	○	・登記事項証明書 【単に市町村合併や住居番号の変更による場合】 ・住所(所在地)表示変更証明書	・変更届出と同時に許可証の書換申請も必要。 ・電話番号の変更を含む。
3 監理団体の代表者の氏名	○	【新たに就任する場合】 ・登記事項証明書 ・住民票の写し ・履歴書 ・総会の議事録等 【婚姻等により氏名のみに変更があった場合】 ・登記事項証明書	・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地の記載があるもの。外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。
4 監理団体の役員の氏名	○	【新たに選任する場合】 ・登記事項証明書 ・住民票の写し ・選任された役員の履歴書 ・総会の議事録等 【婚姻等により氏名のみに変更があった場合】 ・登記事項証明書	・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地の記載があるもの。外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。 ・役員が辞職等により欠員となつた場合も届出が必要。
5 監理団体の役員の住所	○	・登記事項証明書(代表者を除く役員の変更の場合は不要。) ・住民票の写し	・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地の記載があるもの。外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別

				永住者証明書番号の記載があるもの。
6	監理団体の責任役員の氏名	○		
7	外部監査人の氏名又は名称 (外部監査の措置を講じる場合)	○	<p>【新たに選任する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部監査人の概要書 ・外部監査人の就任承諾書及び誓約書の写し ・監理責任者講習受講証明書(受講日が届出日前3年以内のもの) 	
8	指定外部役員の氏名 (外部監査の措置を講じない場合)	○	<p>【新たに選任する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定外部役員の就任承諾書及び誓約書の写し ・監理責任者講習受講証明書(受講日が届出日前3年以内のもの) 	
9	監理団体の法人の種類	○	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出と同時に許可証の書換申請も必要。 ・一般社団法人又は一般財団法人が公益法人となる場合には届出が必要。その他の場合にあつては機構に相談が必要。
10	団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等 (法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものを除く)	○	<p>【職種・作業を追加する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・計画作成指導者の履歴書 	作業のみ新たに追加する場合も届出が必要。
11	団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等 (法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業を追加又は削除する場合)	○	<p>【職種・作業を追加する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・計画作成指導者の履歴書 <p>※職種により、技能検定の合格証や各資格の登録証の写し、監理事業計画書等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の職種及び作業を新たに追加する場合又は特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が告示をもって定める監理団体の法人、業務の実施に関する基準等を満たさなくなった場合は、監理団体許可条件の変更の申出が必要。 ・特定の職種及び作業を追加する場合は、上記基準を満たすことを証する資料の提出も必要。
12	監理事業を行う事業所の名称	○	<p>【新規事業所開設の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・業務運営規程の写し ・個人情報適正管理規程の写 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出と同時に許可証の書換申請も必要。 ・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人

			<p>し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設する事業所の使用権を証する書類(不動産の登記事項証明書又は不動産賃貸借(使用貸借)契約書の写し) ・監理責任者の住民票の写し ・監理責任者の履歴書 ・監理責任者の就任承諾書及び誓約書の写し ・監理責任者講習受講証明書(受講日が届出日前3年以内のもの) <p>【事業所の名称のみを変更する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書(事業所の名称の変更に伴い変更が加えられた場合に限る。) 	<p>の場合は、本籍地の記載があるもの。外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。</p> <p>・監理責任者に関する書類は、当該監理団体の他の事業所において監理責任者として選任していた者を他の事業所に変更して選任するときは、就任承諾書及び誓約書の写しを除き、提出不要。</p>
13	監理事業を行う事業所の所在地	○	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書(事業所の所在地の変更に伴い変更が加えられた場合に限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出と同時に許可証の書換申請も必要。
14	監理責任者の氏名	○	<p>【新たに選任する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・監理責任者の常勤性が確認できる書類 ・履歴書 ・就任承諾書及び誓約書の写し ・監理責任者講習受講証明書(受講日が届出日前3年以内のもの) <p>【婚姻等により変更があった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地の記載があるもの。外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。 ・当該監理団体の他の事業所において監理責任者として選任していた者を他の事業所に変更して選任するときは、就任承諾書及び誓約書の写しを除き、提出不要。 ・監理責任者の常勤性が確認できる書類として、①及び②の資料が必要。 <p>① 社会保険の加入を証明する以下のいずれかの書類(保険者番号、被保険者等記号・番号被保険者整理番号、基礎年金番号及び監理責任者以外の情報をマスキングしたものを提出する。)</p>

				<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し ・健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し ・健康保険等の被保険者証の写し ② 賃金台帳の写し及び出勤簿等の写し <p>上記の社会保険の加入を証明する資料の提出が難しい場合は、提出が困難であること及び常勤の役員又は職員であることについての具体的な説明文書、賃金台帳の写し及び出勤簿等の写し。</p>
15	監理責任者の住所	○	・住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地の記載があるもの。外国人（特別永住者を除く）の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。

16	外国の送出機関の氏名又は名称	○	<p>【外国の送出機関の変更(交代又は追加)の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国の送出機関の概要書 ・監理団体との間に締結された団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受けることによる契約書の写し ・団体監理型技能実習生から徴収する費用の名目及び額又は算出方法を記載した書類(※) ・団体監理型技能実習に係る誓約書及び外国の国又は地域の公的機関からの推薦状(※) ・申請者の概要書(新たな国又は地域から技能実習生の送出しを受ける場合) <p>【外国の送出機関の氏名又は名称の変更の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名又は名称が変更されたことを明らかにする書類(※) 	<p>・(※)の書類については、外国の送出機関が外国政府認定送出機関である場合にあっては提出不要</p>
17	外国の送出機関の住所	○	<ul style="list-style-type: none"> ・外国の送出機関の概要書 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関である場合にあっては届出不要
18	外国の送出機関の代表者の氏名 (法人の場合のみ)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・外国の送出機関の概要書 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関である場合にあっては届出不要
19	技能実習の申込みを受ける方法の概要 (外国の送出機関の取次ぎを受けない場合)	○		
20	技能実習生に対する相談体制の概要	○	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の概要書 	

第10節 技能実習実施困難時の届出等(技能実習法第33条)

【関係規定】

(技能実習の実施が困難となった場合の届出)

法第33条 監理団体は、第十九条第二項の規定による通知を受けた場合その他実習監理を行う団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習を行わせることが困難となったと認めるときは、遅滞なく、当該通知に係る事項その他の主務省令で定める事項を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。

(技能実習の実施が困難となった場合の届出等)

規則第48条 法第三十三条第一項の規定による届出は、別記様式第十八号によるものとする。

2 法第三十三条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 届出者の許可番号、名称及び住所

二 団体監理型技能実習の実施が困難となった団体監理型実習実施者の実習実施者届出受理番号、氏名又は名称及び住所

三 第二十一条第二項第二号から第五号までに規定する事項

四 第二号に規定する団体監理型実習実施者による団体監理型技能実習の継続のための措置

五 届出者による団体監理型技能実習の継続のための措置

六 法第十九条第二項の規定による通知を受けた場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、当該通知の年月日その他当該通知に係る事項

- 監理団体は、実習実施者の事業上・経営上の都合、技能実習生の病気や怪我(労災を含む。)の事情等で技能実習を行わせることが困難となった旨の通知を受けた場合には、実習実施者の住所地を管轄する機関の地方事務所・支所の認定課に遅滞なく技能実習実施困難時届出書(省令様式第18号)を提出しなければなりません。
※ 技能実習を行わせることが困難となった事由が、法第16条第1項各号(実習認定の取消し事由)のいずれかに該当する可能性があるものである場合は、技能実習実施困難時届出書の提出とは別に、直ちに臨時監査を実施し、当該監査の実施結果について速やかに監査報告書を機関の地方事務所・支所の指導課に報告提出する必要があります(規則第52条第2号、第5章第2節第2(2)「臨時監査に関するもの」参照。)。
- これらの「技能実習を行わせることが困難となった場合」には、以下の場合も含まれます(ウの場合は、第2号技能実習終了後の一時帰国による場合を除く)。

- ア 計画上の入国後講習開始日前に入国した場合で、当該開始日から1か月を超える期間が経過しても入国後講習を開始できない事情が生じた場合
 - イ 計画上の入国後講習開始日以降に入国した場合で、入国日から1か月を超える期間が経過しても入国後講習を開始できない事情が生じた場合
 - ウ 入国後講習終了日又は在留資格変更許可日から1か月を超える期間が経過しても実習を開始できない事情が生じた場合
- 技能実習実施困難時届出書を提出した後、困難となった事由が発生してから1か月以内に、困難となった事由が解消されて実習を再開する場合は、技能実習が困難となった理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書(様式自由)を提出して再開してください(技能実習計画の変更認定手続は不要です。)。この場合、技能実習の実施が困難であった期間も技能実習期間に含まれます。その結果、月ごとの合計時間数を80時間以上減少することになる場合等、軽微な変更に当たる場合には、軽微変更届出書も提出してください(第4章第4節「技能実習計画の変更(技能実習法第11条)」参照)。実習を再開する場合、人数枠に係る基準を満たしている必要があります(人数枠の特例は適用されません。)。
 - 技能実習実施困難時届出書を提出した後、困難となった事由が、当該事由が発生してから1か月を超える期間が経過した後に解消され、実習を再開する場合には、再開前に技能実習計画の変更認定手続が必要です。技能実習計画変更認定申請の際は、申請者の概要書(参考様式第1-1号)及び技能実習を中断した理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書(様式自由)を提出することが必要となります。この場合、中断期間は技能実習期間に含まれません。ただし、中断期間中も関係法令に従い団体監理型実習実施者への監査を行う必要がある点に留意してください。
 - なお、技能実習生が転籍を希望しており、転籍を認め得るやむを得ない事情が存在する場合には、他の実習実施者や監理団体等との連絡調整等の必要な措置を講じなければなりません(法第51条)。
 - 監理団体は、
 - ・ 技能実習生が途中帰国することとなる場合:帰国日前まで
 - ・ それ以外の理由で技能実習を行わせることが困難になった場合:困難になった事由が発生してから2週間以内に、技能実習実施困難時届出書を提出しなければなりません。提出を怠ったにもかかわらず機構の指導に従わなかった場合には、行政処分の対象となる可能性があるほか、罰則(30万円以下の罰金)の対象ともなります(法第112条第3号及び第8号)。

○ 技能実習生が技能実習計画の満了前に途中で帰国することとなる場合には、技能実習生に対し、意に反して技能実習を中止して帰国する必要がないことの説明や帰国の意思確認を書面(参考様式第1-43号)により十分に行った上、技能実習生の帰国が決定した時点で技能実習実施困難時届出書とともに帰国前に機構の地方事務所・支所の認定課へ届け出なければなりません。これは、旧制度において技能実習生の意に反して技能実習計画の満了前に帰国させるという事案が発生したことを受けたものです。

なお、技能実習生が途中帰国する方針が決まった時点で、当該書面を添付した上で必ず帰国する前に届け出て(郵送の場合は必着)ください。

ただし、帰国便の都合や帰国予定の技能実習生が期間満了日までに有給休暇をまとめて消化する等のやむを得ない事情がある場合など技能実習生の意に反するものでないことが確認できる場合には、参考様式(第1-40号)等により、帰国の意思確認を十分に行い、これらのやむを得ない事情があったことを記録しておく場合は、技能実習実施困難時届出書の提出は不要です。

○ 次段階の技能実習に移行予定の技能実習生が、現在の技能実習期間の満了前に次段階の技能実習に係る在留資格変更許可を受ける場合も、早期に移行した日数の分、全体の技能実習期間が短縮されることとなります。この場合も、参考様式(第1-41号)等により、技能実習生の同意が得られていれば、技能実習実施困難時届出書の提出は不要です。

○ 技能実習生が妊娠、出産等したことを理由とする解雇その他不利益な取扱いは、男女雇用機会均等法違反となります。妊娠・出産による中断等、技能実習を継続することができなくなった場合には、技能実習実施困難時届出書の提出が必要ですが、その際、監理団体・実習実施者は、出入国在留管理庁 HP ウェブサイト「技能実習生の妊娠・出産について」(https://www.moj.go.jp/isa/applications/titp/10_00033.html)掲載の技能実習生向けリーフレット等を活用して、以下の事項について分かりやすく説明するなどし、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応が求められます。

- ・ 母子健康手帳の交付、病院や市町村の窓口、技能実習生の定期的な病院受診の手続の説明や支援等
- ・ 技能実習を最後まで行えることの説明(地方出入国在留管理局で在留資格に係る相談ができるなどを含む。)、技能実習の継続の意思の確認、日本での出産希望の確認等
- ・ 技能実習生が帰国して母国で出産を希望する場合は、実習の再開の時期や手続の説明等

- ・ 出産育児一時金の支給、健康保険の出産手当金の支給の説明、産前・産後休業等の説明等

その上で、技能実習生が帰国することを希望した場合には、技能実習の継続や終了後の再開の意思を把握するための資料として、技能実習生本人が作成した「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」(参考様式第1-42号)を、監理団体又は企業単独型実習実施者において保管するようしてください。

また、一度技能実習を中断した後に、同じ実習実施者の下で技能実習を再開する場合には、新規の技能実習計画の認定は必要なく、変更認定により行えることとしています。この場合は、技能実習を中断した理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書(様式自由)を提出することが必要となります(中断理由が自身の妊娠・出産等の場合にあっては、経緯等を記載した理由書に代えて、妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書(参考様式第1-42号)写しを提出することも可能です。)。

なお、再開に際して人数枠の基準を満たしている必要があります(人数枠の特例は適用されません。)。

そのため、本人が出産等のため一度は帰国を希望する場合であっても、上記申告書を使用するなどして、計画的に技能実習を再開することができるよう実習再開の意思をあらかじめ確認し、再開する場合の時期、双方の連絡先などについて認識を共有しておくことが望まれます。

- 病気・怪我による技能実習の中止については、入院を伴う治療等実習に全く従事することができず技能修得を行うことができなかつたことが客観的に立証できる場合に限られるため、単に体調不良等を理由として数日間自宅で療養する場合など、技能実習を行わせることが困難となったものと認められないときは、再開は認められません。そのため、このような場合には、技能実習実施困難時届出書を提出することは不要となります。
- 現在の実習実施者で技能実習を継続することができなくなった場合には、技能実習生が実習先を変更するなどして技能実習を継続したいとの希望を持っているかを確認することが必要となります。継続の希望を持っている場合には、他の実習実施者や監理団体等との連絡調整等の必要な措置を講じなければなりません(法第51条)。また、次の実習先が確保されるまでの間の技能実習生の待遇がどのようにになっているのかなど、技能実習生の現状(入国状況、住宅の確保、休業手当や雇用保険の受給状況を含む生活費等の確保)や技能実習の継続のための措置(転籍等の連絡調整等の状況、帰国する場合は帰国理由や予定期間等)を含めて届け出る必要があります。

- 「実習先の変更」については、実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による場合に認められます。なお、専ら技能実習生の都合によるものは認められません。
- 技能実習生本人から、又は実習実施者を通じて「実習先変更希望の申出書」(参考様式第1-44号)によって転籍希望の申出を受けた監理団体が、「転籍を認め得るやむを得ない事情」(第4章第2節第3(3)参照。)があるとして実習先変更に係る連絡調整を行うこととした場合は、同申出書及び「実習先変更希望の申出に係る対応通知書」(参考様式第1-45号)の写しを添えて、技能実習実施困難時届出書を提出する必要があります。
- 「必要な措置」とは個々の技能実習生の置かれた状況に応じて必要な支援を行うものであり、様々な支援を行うことが想定されますが、例えば技能実習生が新たな実習先が決定するまでの間に宿泊する場所がない場合については、当面の間、宿泊することができる施設を確保することや日常生活に関する支援を行うなどが想定されます。

なお、当該措置に要する費用については、監理に要する費用であるため、技能実習生本人に直接又は間接に負担させることは認められませんが、技能実習生に代わって監理団体等が自ら賃借人となって賃貸借契約を締結した上で、当該技能実習生合意の下、当該技能実習生に対して住居として提供する場合などについては、当該費用を実費に相当する適正な額に限って、技能実習生から当該費用を徴収することは差し支えありません。
- なお、実習実施者や監理団体が責任を持って次の実習先を確保することが必要ですが、機構が行う実習先変更支援のサービスを利用することも可能です。
- 省令様式第18号に記載する内容が、同様式の記の「3の① 認定番号」欄、「3の② 認定年月日」欄及び「4 技能実習生」欄以外の記載が全て同一のときは、それら3つの欄の記載について、別紙を用いて表形式で記載すれば、同様式の提出は1通にまとめて届け出をすることも可能です。
- 技能実習生の妊娠・出産等を理由に、技能実習生の意に反して一方的に技能実習を打ち切った場合であって、監理団体がそれを知りながら、何ら措置を講じていなかつ

た場合は、認定計画に従って実習監理を行っていないものとして、監理団体の許可の取消しの対象となります。

【留意事項】

○ 技能実習生が失踪した場合について

技能実習生の行方が分からなくなるなど失踪の疑いが生じたことを把握した場合については、送出機関等と連携しながら、本国の緊急連絡先(技能実習生の家族等)に対して確認するなどにより所在把握に努めてください。

その上で、技能実習を行わせることが困難となった場合には、該当することから、機構の地方事務所・支所の認定課への技能実習実施困難時届出が必要となります。いったん失踪した技能実習生が失踪前の実習実施者に復帰し、技能実習の再開を希望する場合の取扱いについては、別途機構地方事務所に御相談ください。なお、失踪した技能実習生については、入管法上の在留資格の取消手続の対象となります。

その他、失踪を発生させないために配慮いただきたいことや失踪が発生した場合の手続の詳細については、出入国在留管理庁作成のリーフレット(掲載場所：https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00153.html)を御参照ください。

第11節 事業の休廃止(技能実習法第34条)

【関係規定】

(事業の休廃止)

法第34条 監理団体は、監理事業を廃止し、又はその全部若しくは一部を休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨及び当該監理団体が実習監理を行う団体監理型実習実施者に係る団体監理型技能実習の継続のための措置その他の主務省令で定める事項を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。

(休廃止の届出等)

規則第49条 法第三十四条第一項の規定による届出は、別記様式第十九号によるものとする。

2 法第三十四条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 届出者の許可番号、許可年月日、名称及び住所

二 監理事業を行う事業所の名称及び所在地

三 廃止又は休止の予定日

四 監理事業を休止しようとする場合にあっては、その範囲及び期間

五 廃止又は休止の理由

六 直近の監理事業に係る許可の有効期間において実習監理を行った団体監理型技能実

習に係る事項

- 七 実習監理をする団体監理型技能実習が現に行われている場合にあっては、届出者による当該団体監理型技能実習の継続のための措置
- 3 第一項の届出をして監理事業の全部又は一部を休止した者は、休止した監理事業を再開しようとするときは、あらかじめ、機構を経由して、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

- 監理団体は、監理事業を休廃止しようとするときは、休廃止予定日の1か月前までに、休廃止する旨、実習監理を行う実習実施者に係る技能実習を継続するための措置などについて記載して、機構の本部事務所の審査課に事業廃止届出書又は事業休止届出書(省令様式第19号)を提出しなければなりません。
- なお、監理事業は休廃止せず、一部の監理事業所を休廃止する場合は、変更届出書(省令様式第17号)を提出してください。
- 監理事業を廃止するとき、又は休止する場合であって当該休止により技能実習の実習監理を継続することが困難なときは、受け入れている技能実習生が技能実習を継続したいとの希望を持っているかを確認することが必要となります。継続の希望を持っている場合には、他の実習実施者や監理団体等との連絡調整等の必要な措置を講じなければなりません(法第51条)。
- なお、実習実施者や監理団体が責任を持って次の実習先を確保することが必要ですが、機構が行う実習先変更支援のサービスを利用することも可能です。

【留意事項】

- 休止した監理事業を再開しようとするときについて
休止した監理事業を再開しようとするときは、あらかじめ、事業再開届出書(参考様式第3-2号)により、機構の本部事務所の審査課にその旨を届け出なければなりません。
- 許可証の取扱いについて
監理事業を廃止したときは監理事業を行う全ての事業所に係る許可証、監理事業を行う事業所を廃止したときは廃止した事業所に係る許可証を機構の本部事務所の審査課に返納しなければなりません。監理事業を休止した場合には、許可証の返納は必要ありませんが、事業所には掲示せず、亡失・滅失等のないように保管しなければなりません。

第12節 報告徴収等(技能実習法第35条)

【関係規定】

(報告徴収等)

法第35条 主務大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、団体監理型技能実習関係者(監理団体等又は団体監理型実習実施者若しくは団体監理型実習実施者であった者をいう。以下この項において同じ。)若しくは団体監理型技能実習関係者の役員若しくは職員(以下この項において「役職員」という。)若しくは役職員であった者(以下この項において「役職員等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは団体監理型技能実習関係者若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に関係者に対して質問させ、若しくは団体監理型技能実習関係者に係る事業所その他団体監理型技能実習に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

- 主務大臣である法務大臣と厚生労働大臣には、監理団体の許可に関する業務について、実習実施者や監理団体等に対し、報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査を行う権限が認められています。
- 主務大臣が行う報告徴収等について、拒んだり、虚偽の回答を行ったりした場合には、監理団体の許可の取消事由となる(法第37条第1項)ほか、罰則(30万円以下の罰金)の対象ともなります(法第112条第1号)。
- なお、機構は、監理団体に対して1年に1回程度の頻度、実習実施者に対して3年に1回程度の頻度で定期的に実地検査を行うことを予定していますので、機構が行う検査には積極的に協力し、技能実習が適正に行われていることを明らかにすることが求められます。

【留意事項】

- 監理団体による労働関係法令指導義務に係る報告徴収等について

監理団体による労働関係法令指導義務(法第40条第3項から第5項まで)に係る報告徴収等の権限については、主務大臣の技能実習制度を担当する職員のほか、労働基準監督官又は船員労務官が権限を行使することが想定されています(法第105条)。

第13節 改善命令等(技能実習法第36条)

【関係規定】

(改善命令等)

法第36条 主務大臣は、監理団体が、この法律その他出入国若しくは労働に関する法律又はこれらに基づく命令の規定に違反した場合において、監理事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該監理団体に対し、期限を定めて、その監理事業の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

- 機構や主務大臣による調査等によって、技能実習法、出入国又は労働に関する法令等に違反していることが判明したときであって、監理事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、主務大臣が改善命令を行う場合があります。
- この改善命令は、違反行為そのものについての是正を行うことはもとより、監理団体として、違反行為を起こすような管理体制や運営を行っていることそのものについて、改善を行わせることを目的として発せられるものになります。監理団体は、主務大臣から、期限を定めて問題となっている事項の改善に必要な措置をとるよう命じられますので、期限内に命じられた事項について、改善措置を講じる必要があります。
改善命令に従わない場合や、改善措置を講じたとしても主務大臣から適切な措置であると認められない場合には、監理団体の許可の取消事由となる(法第37条第1項)ほか、罰則(6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金)の対象ともなります(法第111条第3号)。
- さらに、改善命令を受けた監理団体は、改善命令を受けた旨を公示されることとなりますので、不適正な受入れを行っていたことが周知の事実となります。
- 改善命令を受けることのないよう、日常的に技能実習を適正に実施することが求められます。

【留意事項】

- 改善命令を受けた場合は、示された改善期日までに改善のために主務大臣が求めた措置が講じられ、かつ、今後は法令違反を犯さないような体制に改善されたことを明らかにするため、改善命令に係る改善報告書を提出することが必要です。
- 再度同様の法違反に及んだ場合にあっては、監理団体の許可の取消し等のより厳しい措置の対象となり得ることから、改善した管理体制や運営を維持することが求められます。

第14節 許可の取消し等(技能実習法第37条)

【関係規定】

(許可の取消し等)

法第37条 主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消すことができる。

- 一 第二十五条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 第二十六条各号(第二号、第三号並びに第五号ハ及びニを除く。)のいずれかに該当することとなったとき。
 - 三 第三十条第一項の規定により付された監理許可の条件に違反したとき。
 - 四 この法律の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
 - 五 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 2 主務大臣は、監理許可(一般監理事業に係るものに限る。)を受けた監理団体が第二十五条第一項第七号の主務省令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、職権で、当該監理許可を特定監理事業に係るものに変更することができる。
- 3 主務大臣は、監理団体が第一項第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当するときは、期間を定めて当該監理事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 4 主務大臣は、第一項の規定による監理許可の取消し、第二項の規定による監理許可の変更又は前項の規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

(法第三十七条第一項第四号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの)

政令第3条 法第三十七条第一項第四号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 職業安定法の規定(法第二十七条第二項の規定により適用される場合を含む。)
- 二 船員職業安定法の規定
- 三 出入国管理及び難民認定法の規定
- 四 労働者派遣法(第三章第四節の規定を除く。)の規定

(事業の区分の職権変更)

規則第51条 法務大臣及び厚生労働大臣は、法第三十七条第二項の規定により職権で一般監理事業に係る監理許可を特定監理事業に係るものに変更するときは、別記様式第二十一号により、その旨を監理団体に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた監理団体は、速やかに、許可証の書換えを受けなければならない。

第1 許可の取消し等に関する事項

- 一度許可を受けた監理団体であっても、許可基準を満たさなくなった場合、監理団

体が欠格事由に該当することとなった場合、許可の条件に違反した場合、改善命令に違反した場合、入管法令や労働関係法令に違反した場合等には、許可の取消しの対象となります。

- 監理団体の許可が取り消されると、監理事業を行うことができなくなり、現在受け入れている技能実習生の実習監理も継続できなくなります。また、許可の取消しを受けた旨が公示されることとなり、不適正な受入れを行っていることが周知の事実となるほか、取消しの日から5年間は新たな監理団体の許可が受けられなくなります（法第26条第2号）。

なお、取消しを受けた監理団体は、実習実施者が他の監理団体へ円滑に変更できるよう協力する必要があるとともに、後継の監理団体が実習監理契約を結ぶまでは、規則第12条第1項第6号及び第52条第9号に基づく技能実習生の帰国情費負担及び帰国が円滑になれるよう必要な措置（以下「帰国情担保措置」という。）を講ずることが求められます。

- このように、監理団体の許可の取消しを受けると、それ以降一定期間は技能実習制度に参画することが認められなくなるという厳しい制裁を受けることとなります。
- また、一般監理事業の許可を受けた監理団体が、優良な監理団体の要件を満たさなくなった場合には、職権での特定監理事業への許可の変更の対象となります。この場合も、その旨が公示されることとなります。

【留意事項】

- 監理団体の許可の取消しが行われた場合にあっては、原則として、対象となる監理団体が実習監理する全ての技能実習生について、当該監理団体の実習監理の下では実習を継続することができないことがあります。

そのため、技能実習生が同一の実習実施者で引き続き実習を継続するためには、当該実習実施者が他の監理団体に監理団体を変更することが必要となります。その場合、新たな監理団体の指導を受けて、技能実習計画の変更の認定を受けることが必要となります。取消しを受けた監理団体は、実習実施者が他の監理団体へ円滑に変更できるよう、必要な協力をに行ってください。

監理団体許可が取り消された場合であっても、帰国情費負担及び帰国情担保措置の義務を引き続き負います。技能実習生の帰国に支障を来さないようにするために、帰国情費の全額を負担し、帰国情担保措置として、技能実習生が帰国するまでの間、生活面等で困るところがないよう、技能実習生が置かれた状況に応じて、その支援を行うことが必要です。これは、帰国情予定の技能実習生が、帰国が困難である等の事情により他の在留資格に変更された場合であっても同様です。なお、取消しを受けた監理団体と後継の監理団体が協議の

上、後継の監理団体が帰国費用の負担や帰国するまでの間の帰国担保措置を行うこととしても差し支えありません。

- また、許可の取消しを受けた監理団体は、実習実施者等から徴収した監理費について、徴収と費用支出の時期に応じて適切に精算することが必要です。

例えば、①渡航及び帰国に要する費用や実習実施者の倒産等により技能実習が継続できなくなった場合の対応に要する費用について、予期せず急に出費が必要となる場合等もあることから、実習実施者が事前に監理団体に一定の金銭を預託していた場合、②決算等により事後的に確定する部分があり、実費の確定前に実費に相当する金額が記載された監理費の料金表を定め、実習実施者から事前に徴収していた場合、③監理費の料金表に基づき実習実施者が事前に監理団体へ毎月定額を預託していた場合等が考えられます

これら①～③のような場合には、許可の取消しの処分を受けた時点で監理事業に要する費用を早急に確定させ、徴収した金銭から当該費用を差し引き精算することが望ましいものです。費用の確定が遅れるような場合でも、必要な精算を行うことについて、実習実施者等に対して早急に連絡することが重要です。また、許可の取消しを受ける前までに徴収した送出管理費につき、許可の取消しを受けた後に、送出機関への支払日が設定されている場合も考えられます。この場合、許可の取消しを受けた監理団体は、既に徴収した送出管理費を送出機関へ支払うことは可能です。

なお、契約期間の途中における契約解除も想定されるため、監理団体と実習実施者の間において、契約解除に係る諸費用の精算方法について契約書に記載するなど、契約締結の段階で予め定めておくことが望まれます。

第2 事業停止命令に関する事項

- 監理団体が、許可の取消事由(欠格事由を除く。)に該当することとなった場合においても、主務大臣は、違反の内容等を考慮した上で、許可の取消しではなく、期間を定めて監理事業の全部又は一部の停止を命ずることがあります。この場合も、その旨が公示されることとなります。
- 失踪技能実習生を高い割合で発生させ、かつ、技能実習生の失踪者を発生させないための対策を十分に講じていないと認められる監理団体に対して、主務大臣は、事業停止(新規の受入れ停止)を命じることがあります。この場合、命令による期間が経過するまでの間、当該監理団体を監理団体とした新規入国を伴う技能実習計画の認定の申請については、技能実習計画の認定を受けることができません。
- 上記の場合において、事業停止命令の日までにされた技能実習計画の認定の申請について、事業停止命令の日までに当該計画の認定がされなかった場合、命令による期間が経過するまでの間、当該計画の認定を受けることができません。

- 改善命令が行われた場合と同様に、監理団体は、主務大臣から事業停止命令を受ける理由となった事項の改善に必要な措置を速やかに講ずることが重要であり、再発防止に向けた改善措置を講じる必要があります。

第15節 名義貸しの禁止(技能実習法第38条)

【関係規定】

(名義貸しの禁止)

法第38条 監理団体は、自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならない。

- 監理事業は、欠格事由に該当せず、事業遂行能力等について許可基準に照らして審査を受けた法人が自ら行うものでなければ許可制度自体の維持が困難となるため、許可を受けた名義を他人に貸して監理事業を行わせることは禁止されています。

これに違反した場合には、罰則(1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金)の対象となります(法第109条第4号)。

【留意事項】

- 無許可実習監理について
 - 監理団体の許可(法第23条第1項)を受けずに実習監理を行った者についても、罰則(1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金)の対象となります(法第109条第1号)。したがって、名義貸しをした監理団体のみならず、監理団体から名義貸しを受けた者も罰則の対象となりますので留意が必要です。
- 監理事業において業務を委託できる範囲について

技能実習法は、監理事業の名義貸しを禁止していますが、監理団体の業務の全てについて委託を禁止している訳ではなく、監理団体が自ら責任を有した上であれば、一部補助的な業務を中心に委託することが認められます。その考え方は以下のとおりです。

なお、業務を委託する場合は、委託の範囲を明確に定め、委託先との契約書等による書面での締結が望まれます。

① 入国前講習及び入国後講習

入国前講習及び入国後講習については、規則上、「他の適切な者に委託」して実施することが可能であることを明確化しています(規則第10条第2項第7号)。

監理団体自ら 行うべき業務	入国前講習及び入国後講習の企画立案
委託することが 可能な業務	監理団体が企画した入国前講習及び入国後講習の講師の業務 (適切な者が講師となっている場合に限る。)

② 技能実習に係る雇用関係の成立のあっせん

監理団体自ら行うべき業務	実習実施者等からの求人及び技能実習生等からの求職の申込みを受け、実習実施者等と技能実習生等との間における技能実習に係る雇用関係の成立のあっせんをすること (例) <ul style="list-style-type: none">・外国の送出機関との協議や交渉・実習実施者等、技能実習生等との協議や交渉 等 ※ 外国の送出機関から提示を受ける技能実習生候補者を事前に絞り込ませることや送出国に赴いて技能実習生候補者と面接を行うことも含まれる。
委託することが可能な業務	上記に該当する業務であっても、補助者としての業務に過ぎないもの (例) <ul style="list-style-type: none">・協議や交渉に同席し、意見を述べること・送出国における技能実習生候補者との面接会場の設営 等

③ 技能実習計画の作成指導

監理団体自ら行うべき業務	監理団体の役職員が、実習実施者に対して技能実習計画の作成についての監理団体の意見を提示、説明して指導すること ※ 指導の前提としての意見の検討も含まれる。
委託することが可能な業務	上記に該当する業務であっても、補助者としての業務に過ぎないもの (例) <ul style="list-style-type: none">・実習実施者が作成してきた計画案について外部専門家として検討させ意見を述べさせること・実習実施者への意見伝達や説明の会場に同席させ意見を述べさせること 等

④ 監査

監理団体自ら行うべき業務	監理団体の役職員が、監理責任者の指揮の下で、規則第52条第1号イからホまでに掲げる方法により監査を行うこと (例) <ul style="list-style-type: none">・技能実習の実施状況の実地確認・技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること・在籍技能実習生の4分の1以上との面談・実習実施者の事業所における設備の確認・帳簿書類等の閲覧・技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認
委託することが	上記に該当する業務であっても、補助者としての業務に過ぎないも

可能な業務 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技能実習の実施状況の実地確認に同行すること ・ 技能実習生との面談において通訳を行うこと ・ 監査を自ら行う役職員の指示により設備の確認・帳簿書類等の閲覧を行うこと <p>※ 規則で求めている3か月に1回という頻度以上に実習実施者への監査を行った場合において、省令で求めている頻度を上回る部分の監査業務は委託することが可能です。</p>
⑤ 技能実習生の相談対応	<p>監理団体自ら行うべき業務</p> <p>監理団体の役職員が自ら技能実習生からの相談に応じる体制を整備すること</p> <p>※ 監理団体の役職員自身による相談体制に加え、外部の者に委託しての相談体制を整備する場合においても、技能実習生が役職員との面談を希望したときは、役職員自身が応じる必要がある。</p> <p>※ 上記の場合において委託した外部の者に対して相談がされた場合には、監理団体の役職員が、その相談内容に応じて、実習実施者及び技能実習生への助言、指導その他の必要な対応を行う必要がある。</p>
委託することが可能な業務	<p>上記に該当する業務であっても、補助者としての業務に過ぎないもの</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監理団体の役職員自身による相談に対応する際の通訳 等

第16節 認定計画に従った実習監理等(技能実習法第39条)

【関係規定】

(認定計画に従った実習監理等)

法第39条 監理団体は、認定計画に従い、団体監理型技能実習生が団体監理型技能実習を行うために必要な知識の修得をさせるよう努めるとともに、団体監理型技能実習を実習監理しなければならない。

2 監理団体は、その実習監理を行う団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習生が修得等をした技能等の評価を行うに当たっては、当該団体監理型実習実施者に対し、必要な指導及び助言を行わなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、監理団体は、団体監理型技能実習の実施状況の監査その

他の業務の実施に關し主務省令で定める基準に従い、その業務を実施しなければならない。

- 監理団体は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、許可を受けた後も、当該許可に基づき監理団体として業務を行うに当たっては、実習監理の責任を適切に果たすことが必要です。
- 技能実習生が技能実習計画に従って技能実習を適切に行うことができるよう、監理団体は、団体監理型技能実習生が団体監理型技能実習を行うために必要な知識の修得をさせるよう努めるとともに、団体監理型技能実習を実習監理しなければなりません。
- 技能実習生に対する技能等の修得等に係る指導については、直接的には実習実施者が行うものですが、修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する技能実習計画作成指導者を中心に、必要な経験又は知識の修得に努めることが必要です。実習実施者に対し、技能検定等の受検時期の調整や実習実施者による技能等の指導状況の確認など技能実習生が修得等をした技能等の評価を行うに当たっての指導・助言も行わなければなりません。
- また、監理団体は技能実習の実施状況の監査その他の業務の実施について規則第52条で定める基準に従い、業務を実施しなければなりません。その詳細は、監理団体の許可基準の第5章第2節第2「監理団体の業務の実施に関するもの」に記載したとおりです。

第17節 監理責任者の設置等(技能実習法第40条)

【関係規定】

(監理責任者の設置等)

法第40条 監理団体は、監理事業に關し次に掲げる事項を統括管理させるため、主務省令で定めるところにより、監理事業を行う事業所ごとに監理責任者を選任しなければならない。

- 一 団体監理型技能実習生の受入れの準備に關すること。
- 二 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に關する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整に關すること。
- 三 次節に規定する技能実習生の保護その他団体監理型技能実習生の保護に關すること。
- 四 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理に關すること。
- 五 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に關し、第九条第七号に

規定する責任者との連絡調整に関すること。

- 六 国及び地方公共団体の機関であつて技能実習に関する事務を所掌するもの、機構その他関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 監理責任者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。
- 一 第二十六条第五号イ(第十条第十号に係る部分を除く。)又は口からニまでに該当する者
 - 二 前項の規定による選任の日前五年以内又はその選任の日以後に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
 - 三 未成年者
- 3 監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反しないよう、監理責任者をして、必要な指導を行わせなければならない。
- 4 監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反していると認めるときは、監理責任者をして、是正のため必要な指示を行わせなければならない。
- 5 監理団体は、前項に規定する指示を行ったときは、速やかに、その旨を関係行政機関に通報しなければならない。

(監理責任者)

規則第53条 法第四十条第一項の監理責任者は、監理事業を行う事業所ごとに、監理団体の常勤の役員又は職員の中から、当該事業所に所属する者であつて監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有するものを選任しなければならない。

- 2 監理責任者は、過去三年以内に監理責任者に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者でなければならない。
- 3 監理事業を行う事業所において実習監理を行う団体監理型実習実施者と密接な関係を有する者として次に掲げる者が当該事業所の監理責任者となる場合にあっては、当該監理責任者は当該団体監理型実習実施者に対する実習監理に関与してはならず、当該事業所には、他に当該団体監理型実習実施者に対する実習監理に関与することができる監理責任者を置かなければならない。
- 一 当該事業所において実習監理を行う団体監理型実習実施者若しくはその役員若しくは職員であり、又は過去五年以内にこれらの者であった者
 - 二 前号に規定する者の配偶者又は二親等以内の親族
 - 三 前二号に掲げるもののほか、当該事業所において実習監理を行う団体監理型実習実施者と社会生活において密接な関係を有する者であつて、実習監理の公正が害されるおそれがあると認められるもの

- 監理責任者には、欠格事由に該当する者(拘禁刑(※) 以上の刑に処せられ、その執行を終えた日から5年を経過していない者など)、過去5年以内に出入国又は労働

に関する法令(技能実習法令も含まれます。)に関し不正又は著しい不当な行為をした者、未成年者はなることができません。

※ 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含みます。

○ 監理責任者は、法第40条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を統括管理するため、下記の①～③の条件を満たす監理事業を行う事業所ごとに選任された者でなくてはなりません。

- ① 監理団体の常勤の役員又は職員である者
- ② 監理事業を行う事業所に所属する者であって監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有する者
- ③ 過去3年以内に監理責任者に対する講習（第8章の主務大臣が告示した養成講習機関が実施する講習）を修了した者

※ 監理責任者は、①～③の条件を満たす必要がありますが、それ以外に特段の資格等の取得が求められるものではありません。

※ 監理責任者は、法第40条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を全て監理責任者自らが行わなければならないものではなく、監理責任者の統括管理の下、監理団体の役職員にその一端を担わせることは可能です。

※ 「常勤」とは、出勤日数や勤務時間に定めはありませんが、例えば監理団体のみに雇用され、常時、監理事業を行える状態にあるなど、当該監理団体の業務に専念していることを言います。

なお、複数の監理事業を行う事業所を有する監理団体においては、当該複数の事業所で同一の監理責任者を選任することはできませんが、監理責任者が常勤する事業所における業務を適時適切に行っていることを前提として、当該監理責任者がリモートワーク等により他の事業所における業務に一部従事することは妨げません。

○ 監理責任者が実習監理の対象となる実習実施者と同一であるといった事情が生じた場合には、実習監理の公正が害されるおそれが高く、利益相反により適切に監理責任者として業務を行うことができないことが想定されます。このため、規則第53条第3項では、そのようなことがないよう他の利益相反のない監理責任者を選任することが求められています。結果として、監理事業を行う事業所において実習監理を行う実習実施者が監理責任者となるような場合には、監理責任者を複数選任することとなります。

○ 監理団体は、実習実施者が、技能実習に関し労働関係法令に違反しないよう、監理責任者をして、必要な指導を行わせなければなりません。また、労働関係法令に違反

していると認めるときは、監理責任者をして、是正のため必要な指示を行わせなければなりません。

※ 監理団体は、併せて、直ちに臨時監査(規則第52条第2号、第5章第2節第2(2)「臨時監査に関するもの」参照。)を行うことが必要となります。

○ 監理団体は、是正指示を行った場合において、当該是正指示が労働基準関係法令を含むものであるときには当該監理団体の所在地を管轄する労働基準監督署に対して、その他のときには当該所在地を管轄する都道府県労働局職業安定部訓練課(室)に対してそれぞれ通報(任意様式)しなければなりません。この通報については、監理団体の指導の下で、実習実施者に改善に向けた取組みを行わせることが求められるものであり、当該通報を受けた行政機関は当該指導が不適切であると判断する場合等に、労働基準監督署等の行政機関が当該監理団体に対して、実習実施者の改善に向けた指導の内容について当該監理団体に対して指導を行うことになります。

なお、技能実習法令にも違反する場合であって、実習実施者が法第16条第1項各号のいずれかに該当する疑いがあると監理団体が認めた場合は、臨時監査を実施し、監査報告書によりとりまとめの上機関に対して報告する必要があります。

第18節 帳簿の備付け(技能実習法第41条)

【関係規定】

(帳簿の備付け)

法第41条 監理団体は、監理事業に関して、主務省令で定める帳簿書類を作成し、監理事業を行う事業所に備えて置かなければならない。

(帳簿書類)

規則第54条 法第四十一条の主務省令で定める帳簿書類は、次のとおりとする。

- 一 実習監理を行う団体監理型実習実施者及びその実習監理に係る団体監理型技能実習の管理簿
- 二 監理費に係る管理簿
- 三 団体監理型技能実習に係る雇用関係の成立のあっせんに係る管理簿
- 四 第五十二条第一号及び第二号の規定による団体監理型技能実習の実施状況の監査に係る書類
- 五 入国前講習及び入国後講習の実施状況を記録した書類
- 六 第五十二条第三号の規定による指導の内容を記録した書類
- 七 団体監理型技能実習生から受けた相談の内容及び当該相談への対応を記録した書類
- 八 外部監査の措置を講じている監理団体にあっては第三十条第六項各号に規定する書類、外部監査の措置を講じていない監理団体にあっては同条第三項に規定する書類

九 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあっては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める書類

2 法第四十一条の規定により前項の帳簿書類を監理事業を行う事業所に備えて置かなければならぬ期間は、団体監理型技能実習の終了の日から一年間とする。

- 監理団体は、次の帳簿書類を作成し、監理事業を行う事業所に備えて置かなければなりません。保管期間は、帳簿書類の基となる技能実習が終了した日から1年間です(技能実習生が第2号までの3年間の実習を行った場合、第2号終了時から1年間、第1号開始時からの帳簿を備えて置く必要があります。)。
- それぞれの帳簿書類に記載すべき最低限の事項は次のとおりです。
 - ① 実習監理を行う実習実施者の管理簿
 - ・ 実習監理を行う実習実施者の名簿(最低限の記載事項は次のとおり)
 - ア 氏名又は名称
 - イ 住所
 - ウ 代表者の氏名
 - エ 法人番号
 - オ 役員の氏名、役職及び住所
 - カ 技能実習を行わせる事業所の名称、所在地、選任されている技能実習責任者
 - キ 技能実習責任者の氏名及び役職
 - ク 技能実習指導員の氏名及び役職
 - ケ 生活指導員の氏名及び役職
 - コ 常勤職員数
 - サ 技能実習を行わせる事業所の常勤職員の総数
 - シ 技能実習生の受入れ実績(国籍(国又は地域)別)
 - ス これまでの中途帰国した技能実習生の実績(技能実習の区分別)
 - セ これまでの行方不明となった技能実習生の実績(技能実習の区分別)
 - ・ 技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書(参考様式第1-4号)
 - ・ 技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の就任承諾書及び技能実習に係る誓約書(参考様式第1-5号)
 - ・ 監理団体と実習実施者の間の実習監理に係る契約の契約書又はこれに代わる書類
 - ② 実習監理に係る技能実習生の管理簿

- ・ 実習監理に係る技能実習生の名簿(最低限の記載事項は次のとおり)
 - ア 氏名
 - イ 国籍(国又は地域)
 - ウ 生年月日
 - エ 性別
 - オ 在留資格
 - カ 在留期間
 - キ 在留期間の満了日
 - ク 在留カード番号
 - ケ 所属する実習実施者
 - コ 外国人雇用状況届出の届出日(技能実習生が雇用保険被保険者に該当する場合は、雇用保険被保険者通知書に記載されている確認(受理)通知年月日の日付)
 - サ 技能実習を実施している認定計画の認定番号
 - シ 技能実習を実施している認定計画の認定年月日
 - ス 技能実習を実施している認定計画の技能実習の区分
 - セ 技能実習を実施している認定計画の技能実習の開始日
 - ソ 技能実習を実施している認定計画の技能実習の終了日
 - タ 技能実習を実施している認定計画の変更認定に係る事項(変更の認定年月日、変更事項)
 - チ 技能実習を実施している認定計画の変更届出に係る事項(変更届出年月日、変更事項)
 - ツ 既に終了した認定計画に基づき在留していた際の前記オからキまでの事項
 - テ 既に終了した認定計画に係る前記サからチまでの事項
 - ・ 技能実習生の履歴書(参考様式第1-3号)
 - ・ 雇用契約書及び雇用条件書(参考様式第1-14号)
- ③ 監理費に係る管理簿
- ・ 監理費管理簿(参考様式第4-5号)(最低限の記載事項は次のとおり)
 - ア 監理費を支払った団体監理型実習実施者の氏名又は名称
 - ※ 監理費を支払う者について、個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記載。なお、監理費を支払った実習実施者が複数の事業所を有するときは、求人申込み等の主体となっている事業所の名称を記載。
 - イ 年月日
 - ※ 支出が行われた年月日を記載。
 - ウ 監理費の種類
 - ※ 職業紹介費、講習費、監査指導費、その他諸経費の種類ごとに記載。

エ 監理費の額

※ 支出した監理費の額を種類ごとに記載。

オ 監理費の算出の根拠

※ 監理費の算出根拠となった人件費や交通費等がわかるように記載。

カ 監理費の収支の状況

※ 管理簿の記載対象期間における監理費の徴収額及び支出額について、職業紹介費、講習費、監査指導費及びその他諸経費の種類ごとに記載。

・ 監理費管理簿の記載内容を裏付ける資料

※ 支出事実を裏付ける書類(監査時に支出した交通費、入国後講習時に支出した講師への謝金の領収書等がこれに含まれる。)

※ 徴収事実、監理費の算出の根拠を示す書類(請求書、領収書の写し等)

④ 技能実習に係る雇用関係の成立のあっせんに係る管理簿(参考様式第4-6号)

・ 求人に関する事項

ア 求人者の氏名又は名称

※ 求人者が個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記載。求人者が複数の事業所を有するときは、求人の申込み及び採用選考の主体となるいる事業所の名称を記載。

イ 求人者の住所

ウ 求人に係る連絡先

※ 求人者において、求人及び採用選考に関し必要な連絡を行う際の担当者の氏名及び連絡先電話番号等を記載。

エ 求人受付年月日

※ 求人を受け付けた年月日を記載。なお、同一の求人者から、複数の求人を同一の日に受け付ける場合で、受付が同時でない場合は、その旨記載。

オ 求人の有効期間

※ 求人の取扱いに当たって、有効期間がある場合は、当該有効期間を記載するとともに、有効期間が終了した都度、その旨記載。なお、有効期間については、事前に求人者に説明しておくことが必要。

カ 職業紹介の取扱状況

※ 当該求人者に求職者をあっせんした場合は、職業紹介を行った時期、求職者の氏名又は名称、採用・不採用の別を記載(当該求人者からの求人が複数ある場合は、求人が特定できるようにしておくことが必要。)。採用された場合は採用年月日も記載。なお、求人者・求職者とのトラブル防止の観点から、採用・不採用に至るまでの経緯を記載することも差し支えない。

・ 求職に関する事項

ア 外国の送出機関の氏名又は名称

※ 求職者を取り次ぐ外国の送出機関が個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記載。

イ 求職者の氏名

ウ 求職者の生年月日

※ 年齢によっては、労働基準法上、就業制限があるので留意が必要。

エ 求職者の希望職種

※ 求職者の希望する職種を記載。

オ 求職受付年月日

※ 求職を受け付けた年月日を記載。

カ 求職の有効期間

※ 求職の取扱いに当たって、有効期間がある場合は、当該有効期間を記載するとともに、有効期間が終了した都度、その旨記載。なお、有効期間については、事前に求職者に説明しておくことが必要。

キ 職業紹介の取扱状況

※ 当該求職者に求人者をあっせんした場合は、職業紹介を行った時期、求人者の氏名又は名称、採用・不採用の別を記載。採用された場合は採用年月日も記載。なお、求人者・求職者とのトラブル防止の観点から、採用・不採用に至るまでの経緯を記載することも差し支えない。

⑤ 技能実習の実施状況の監査に係る書類

・ 監査報告書の写し(省令様式第22号)

※ 監査報告書のほかに、監査実施概要(参考様式第4-7号)を用いて監査を実施した場合には当該書類を併せて保存することが望ましい。その他、技能実習責任者・技能実習指導員からの報告内容、技能実習生との面談結果等を記録した文書、監査の際に撮影した設備等の写真等もあれば併せて保存することが望ましい。

⑥ 入国前講習及び入国後講習の実施状況を記録した書類

・ 入国前講習実施記録(参考様式第4-8号)

・ 入国後講習実施記録(参考様式第4-9号)

⑦ 訪問指導の内容を記録した書類

・ 訪問指導記録書(参考様式第4-10号)

⑧ 技能実習生から受けた相談の内容及び当該相談への対応を記録した書類

・ 団体監理型技能実習生からの相談対応記録書(参考様式第4-11号)(最低限の記載事項は次のとおり)

ア 相談の受付日

イ 相談をした技能実習生の氏名

ウ 相談を受け付けた者の氏名

エ 相談の内容

オ 相談の内容に関し必要な対応をした日

カ 相談の内容に関し必要な対応をした者の氏名

⑨ 外部監査の結果を記録した書類(外部監査の措置を講じている監理団体)

- ・ 外部監査報告書(参考様式第4-12号)
- ・ 外部監査報告書(同行監査)(参考様式第4-13号)

⑩ 外部役員による確認書類(外部監査の措置を講じていない監理団体)

- ・ 外部役員確認書(参考様式第4-14号)

○ また、事業所管大臣が当該特定の職種及び作業に特有の事情を踏まえた告示を制定することが可能となっており、帳簿書類についても告示が定められることがあります。この告示が定められた場合には、事業所管省庁、出入国在留管理庁、厚生労働省及び機構のHP等により周知します。

○ これらの帳簿書類は、機構が行う実地検査や主務大臣が行う立入検査の際にも提示できるよう適切に作成して備えておく必要があります。

【留意事項】

○ 電磁的記録による帳簿書類の作成・保存について

書面に代えて電磁的記録により帳簿書類の作成・保存を行うことも認められています。この場合には、以下の方法によることが必要となります。

- ・ 作成された電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は光ディスク等(CD-ROM等で一定の事項を確実に記録しておくことができる物)をもって調製するファイルにより保存する方法
- ・ 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読み取り装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は光ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

また、書面によらず電磁的記録により帳簿書類の備付けを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、書面を作成できるようにする必要があります。

第19節 監査報告及び事業報告(技能実習法第42条)

【関係規定】

(監査報告等)

- 法第42条 監理団体は、その実習監理を行う団体監理型実習実施者について、第三十九条 第三項の主務省令で定める基準に従い監査を行ったときは、当該監査の終了後遅滞なく、監査報告書を作成し、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 2 監理団体は、主務省令で定めるところにより、監理事業を行う事業所ごとに監理事業に関する事業報告書を作成し、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 3 第一項の規定による監査報告書の受理及び前項の規定による事業報告書の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。

(監査報告等)

- 規則第55条 法第四十二条第一項の監査報告書は、別記様式第二十二号によるものとする。
- 2 法第四十二条第二項の事業報告書は、技能実習事業年度ごとに、別記様式第二十三号により、監理事業の実施状況を記載し、翌技能実習事業年度の五月三十一日までに提出するものとする。
- 3 法第四十二条第二項の事業報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 直近の事業年度に係る監理団体の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
 - 二 前条第一項第六号に掲げる書類の写し
 - 三 外部監査の措置を講じている監理団体にあっては、報告年度における第三十条第六項各号に規定する書類の写し

- 監理団体は、実習監理を行う団体監理型実習実施者について監査(規則第52条第1号の監査のほか、同条第2号の臨時監査も含みます。)を行ったときは、当該監査の終了後遅滞なく、監査報告書(省令様式第22号)を作成の上、監査対象の実習実施者の住所地(法人の場合にあっては当該法人の本店の所在地)を管轄する機構の地方事務所・支所の指導課に2か月以内に提出しなければなりません。
- また、監理団体は、毎年1回、監理事業を行う事業所ごとに事業報告書(省令様式第23号)を作成の上、次の書類を添付して、機構の本部事務所の審査課に提出しなければなりません。
- ① 直近の事業年度に係る監理団体の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
 - ② 訪問指導の内容を記録した書類の写し
 - ③ 外部監査の結果を記録した書類の写し(外部監査の措置を講じている監理団体)
- この事業報告書は、毎年4月1日から5月31日までに、直近の技能実習事業年度(4月1日に始まり翌年3月31日に終わる技能実習に関する事業年度)に係る報告書を提出することとされています。なお、報告年度末までに監理許可を受けた場合は、当

該年度に技能実習生の受入れを行っていなくても報告書の提出は必要です。例えば、7月1日から監理事業を開始した場合には、7月1日から翌年3月31日までの監理事業に関する事業報告書を作成し、翌年5月31日までに提出することとなります。

- 監理団体が、報告対象となる技能実習事業年度内に監理事業を廃止した場合には、事業報告書を提出する必要はありません。
- 報告対象となる技能実習事業年度内に監理事業を休止した、又は報告年度の前から監理事業を継続して休止している場合には、報告年度前から休止している場合も含めて報告書の提出が必要です。

第20節 個人情報の取扱いと秘密保持義務(技能実習法第43条・第44条)

【関係規定】

(個人情報の取扱い)

法第43条 監理団体は、監理事業に関し、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、監理事業の目的の達成に必要な範囲内で団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報を収集し、並びにその収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 監理団体は、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持義務)

法第44条 監理団体の役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なく、その業務に関することができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

- 監理団体は、技能実習生の賃金、職歴、国籍(国又は地域)等や実習実施者の情報など、個人情報として保護する要請の高い個人情報を取り扱うことになるため、個人情報を適正に管理し、秘密を守るために必要な措置を講じておかなければならず、このことは監理団体の許可基準にも規定されています(法第25条第1項第4号及び第43条第2項)。
※ 具体的には、指針に基づき、個人情報適正管理規程を作成しなければなりません。規程に最低限盛り込む事項を示した規程の例を別紙⑥として示していますので、参考にしてください。
- これに加え、監理団体は、監理事業に関し、実習実施者等及び技能実習生等の個

人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、監理事業の目的の達成に必要な範囲内で個人情報を収集し、並びにその収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならないこととされています(法第43条第1項)。監理団体宛ての電話を他法人や監理団体の役職員以外の個人に転送したり、対応させたりすることは、個人情報の取扱い上問題となる場合があります。

- また、監理団体の役職員(退職者も含む。)は、正当な理由なく、その業務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととされており、秘密保持義務が課せられています。

第21節 留意事項

- 法人の合併等に際し、消滅する法人(以下「消滅法人」という。)が監理団体の許可を有しており、当該消滅法人の事業所において、合併後存続する法人(以下「存続法人」という。)又は合併により新たに設立される法人(以下「新設法人」という。)が引き続き監理事業を行う場合等には、以下のとおり取り扱うこととします。

第1 吸収合併の場合の取扱い

- 新規に監理団体の許可申請を要する場合は以下のとおりです。
 - ① 合併前に存続法人が監理団体の許可を受けておらず、かつ、消滅法人が監理団体の許可を受けている場合であって、合併後に存続法人が監理事業を行おうとするときは、新規監理団体の許可申請が必要となります。この場合、監理団体の許可の期間に空白が生じることを避けるため、監理団体の許可申請に当たっては、例えば合併を議決した総会議事録等により合併が確実に行われることを確認することにより、合併と同日付で許可を受けることが可能となるよう、存続法人において事前に監理団体の許可申請を行うこととなります。
 - ② その際、合併により、事業開始予定日まで又は事業開始予定日付で、法人の名称、住所、代表者、役員、監理責任者が変更するときであって、これらについて、監理団体の許可申請時に合併を議決した総会議事録等により当該変更が確認できるときは、監理団体許可申請書(省令様式第11号)においては、変更後のものを記載し、変更後直ちに、その内容に違いがない旨の報告が必要となります。
 - ③ 合併後の法人に係る監理団体の許可申請を合併前の法人に行わせるものであるため、通常の監理団体の許可手続に必要な関係書類のほか、原則として、以下の書類を提出することが必要となります。
 - ・ 合併の経緯、合併後の法人及び監理事業を行う事業所の概要

- ・ 関係法人の総会議事録(合併を議決したもの)
 - ・ 監理事業を行う事業所に係る賃貸借契約書の名義人変更に関する貸主の同意書
 - ・ 社会・労働保険等合併後に提出すべき書類
 - ・ 存続する法人及び消滅する法人の最近の事業年度における貸借対照表等
- ④ また、財産的基礎に関する要件は、原則として、存続する法人の貸借対照表等により確認することとなります。合併により存続する法人の資産状況が大きく毀損するおそれがある場合(消滅する法人の最近の事業年度の決算において、多額の負債が確認できる場合など)にあっては、申請者から財産的基礎に関する要件を満たしていることを疎明してください。

- 新規に監理団体の許可申請を要しない場合は以下のとおりです。
- 合併前に存続法人が監理団体の許可を受けている場合であって、合併後に存続法人が監理事業を行おうとするときは、新規の監理団体の許可申請を行う必要はありません(存続法人が一般監理事業を行っている場合も同様に、改めて一般監理事業の申請を行う必要はありません。)。なお、合併により法人の名称等に変更がある場合や監理事業所が増減する場合には、変更の届出を行うことが必要です。
- ※ 存続法人ではなく、消滅する法人が一般監理事業の許可を得ている場合であっても、優良要件の基準は監理事業を行う法人に着目して判断されるものであるため、存続法人に消滅する法人が得ていた監理許可が自動的に付与されることにはならず、一般監理事業としての実績も引き継がれないことに注意してください(仮に消滅法人が第3号技能実習の実習監理を行っている場合には、他の一般監理団体への転籍が必要となりますので、ご注意ください。)。

第2 新設合併の場合の取扱い

- 新設合併の場合(合併する法人が全て解散し、それと同時に新設法人が成立する場合)には、合併後に新設法人が監理事業を行うときは、新規の監理団体の許可申請が必要となります。
- この場合、吸収合併の場合の取扱いと同様の手続により事前に監理団体の許可申請を行うこととして差し支えありませんが、申請時には新設法人の主体はないため、特例的に合併後の予定に基づいて申請書等を記載するものとし、新設法人の成立後直ちに、その内容に違いがない旨を報告することが必要です。
- なお、全ての消滅法人が合併前に監理団体の許可を受けており、かつ、当該消滅法

人の事業所において、合併後に新設法人が引き続き監理事業を行うときであっても、財産的基礎に関する判断に係る許可基準については、通常どおり取り扱うこととなります。

第3 吸収分割・新設分割の場合の取扱い

○ 吸収分割の場合

- ① 既存の法人が既に存在する他法人に既存事業を分割し継承させる吸収分割の場合には、吸収合併の場合の取扱いに準じて対応することとなります。

○ 新設分割の場合

- ① 既存の法人が、新設する法人に既存事業の一部を継承させる新設分割の場合には、既存法人が得ている監理事業の許可が一般監理事業か特定監理事業かの区分にかかわらず、必ず新規監理団体の許可申請が必要となります。

※ 事業の一部を分割する既存の法人が一般監理事業の許可を得ている場合であっても、優良要件の基準は法人に着目して判断されるものであるため、当該事業の一部を継承する新設法人に監理許可が自動的に付与されることにはならず、一般監理事業としての実績も引き継がれないことに注意してください。

※ 仮に既存の法人から分割され継承しようとする既存事業に、第3号技能実習の実習監理を含む場合であっても、新設法人が新たに一般監理事業の許可を得られるまでの間は、第3号技能実習の実習監理は行うことはできませんので、ご注意ください。

○ なお、分割する法人について事業所数等が変更したときは、変更の届出を行うことが必要です。